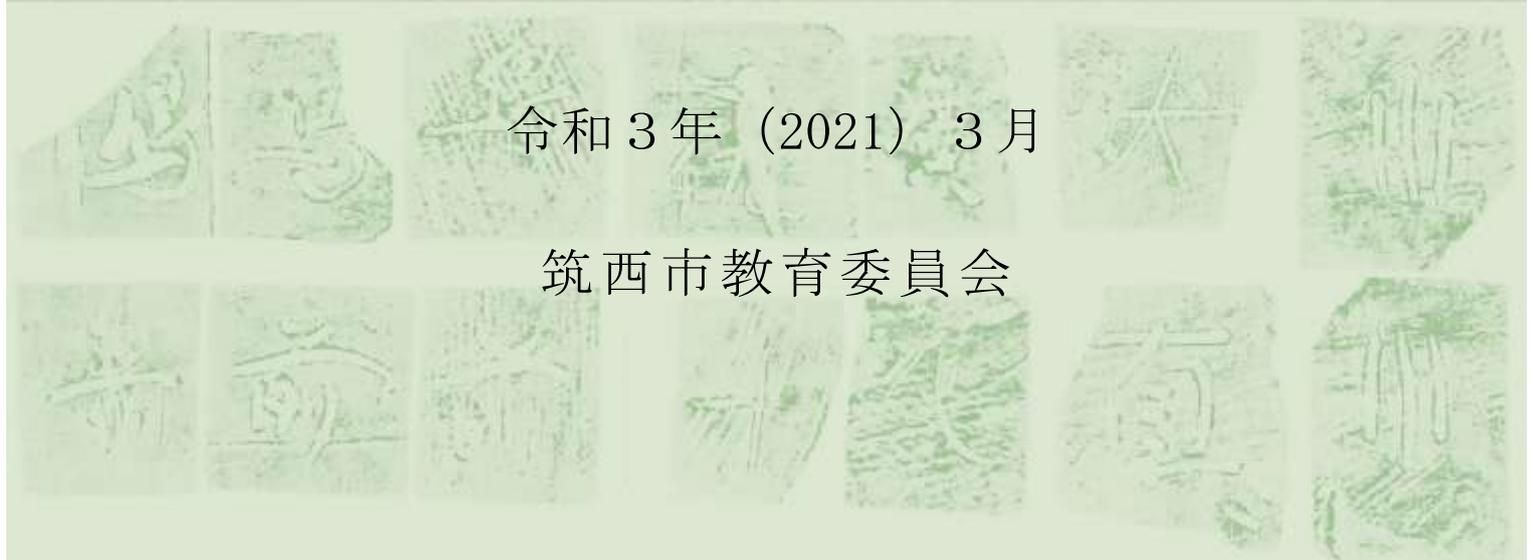




史跡新治廃寺跡附上野原瓦窯跡 保存活用計画



令和3年(2021)3月

筑西市教育委員会

目 次

序 文

例 言

第 1 章	計画策定の沿革・目的	1
第 1 節	計画策定の沿革	1
第 2 節	計画の目的	2
第 3 節	計画の対象範囲	2
第 4 節	策定体制	3
第 5 節	行政上の位置付け	7
第 6 節	計画の期間	16
第 2 章	史跡新治廃寺跡周辺の環境	17
第 1 節	自然的環境	17
第 2 節	歴史的環境	22
第 3 節	社会的環境	27
第 3 章	史跡新治廃寺跡の概要	48
第 1 節	指定に至る経緯	48
第 2 節	指定の状況	49
第 3 節	発掘調査の成果	57
第 4 節	新治廃寺跡周辺の生産遺跡	70
第 4 章	史跡新治廃寺跡の本質的価値	76
第 1 節	史跡の本質的価値	76
第 2 節	新たな価値評価の視点の明示	77
第 3 節	構成要素の特定	78
第 5 章	史跡新治廃寺跡をめぐる現状と課題	80
第 1 節	保存（保存管理）の現状と課題	80
第 2 節	活用に向けた現状と課題	81
第 3 節	整備の現状と課題	81
第 4 節	運営・体制の整備の現状と課題	83

第6章	大綱と基本方針	90
第1節	新治廃寺跡が目指す姿	90
第2節	基本方針	91
第7章	保存管理	94
第1節	保存管理の基本方針	94
第2節	保存管理の方向性	94
第3節	保存管理の対象範囲と区域区分	95
第4節	各区域の構成要素	97
第5節	各区域の保存管理方法	97
第6節	現状変更の取扱い	98
第7節	史跡環境の保全	104
第8節	追加指定及び公有地化	106
第9節	出土遺物の保存	107
第8章	活用	108
第1節	活用の基本方針	108
第2節	活用の方向性	108
第3節	活用の方法	109
第9章	整備	114
第1節	整備の方針	114
第2節	整備の方向性	114
第3節	整備の方法	114
第10章	運営と体制整備	118
第1節	基本方針	118
第2節	方向性	118
第3節	方法	118
第11章	実施計画の策定・実施	121
第1節	施策の実施項目と実施計画	121
第12章	計画の経過観察	123
第1節	経過観察	123
第2節	点検の方法	123
資料編		125

序 文

茨城県西部に位置する筑西市には、古代の常陸国新治郡の中枢機関であり、律令期における地方支配の根幹をなす重要遺跡である新治廃寺跡や新治郡衙跡が所在しています。

その中でも、新治廃寺跡は、古くから4基の土壇と多くの古瓦の出土が知られており、遺跡の重要性が説かれていました。昭和14年(1939)に茨城県女子師範学校に勤務していた高井悌三郎先生を中心に、藤田清氏をはじめとする旧新治村有志の協力のもと発掘調査が行われ、その結果、中門と金堂、講堂が南北に並び、金堂の東西に二つの塔が配置される極めて珍しい伽藍配置であることが判明しました。また、これらの成果によって、廃寺跡は古代における東国への仏教伝播を考察する上で重要な遺跡であることが認められ、昭和17年(1942)7月21日に国指定史跡となりました。

しかしながら、新治廃寺跡は、指定されて以降、地域住民の皆様の努力により指定当時の景観が良好に残される一方で、史跡の適切な保存管理方法や再調査の必要性について具体的な検討が行われてこなかった経緯があります。

そこで、筑西市では、新治廃寺跡を適切に保存しつつ、新治廃寺跡の有する歴史的な価値や意義を次世代へと継承し、市民の郷土愛の醸成、地域活性化に寄与するために、学識経験者・地区代表者・教育関係者の皆様と協議を重ね、ここに「史跡新治廃寺跡附上野原瓦窯跡保存活用計画」を策定しました。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、策定委員会委員の皆様、文化庁文化財第二課及び茨城県教育庁文化課、その他関係各位より、多くの御指導、御助言をいただきましたことに心より感謝申し上げます。

令和3年(2021)3月

筑西市教育委員会
教育長 赤 荻 利 夫

例 言

- 1 本書は、茨城県筑西市古郡及び久地楽に所在する国指定史跡新治廃寺跡附上野原瓦窯跡の保存活用計画書である。
- 2 本計画の策定にあたっては、文化庁文化財第二課、茨城県教育庁文化課の指導・助言のもと、3か年の国庫補助事業（史跡等保存活用計画策定事業）として、平成30年度に指定地の測量、令和元年度及び令和2年度で保存活用計画の策定を実施した。
- 3 本計画の策定にあたっては、筑西市新治廃寺跡保存活用計画策定委員会を設置し、事務局を筑西市教育委員会文化課に置いた。
- 4 本事業は、指定地の測量業務を有限会社三井考測に、計画策定支援業務を株式会社フジヤマに委託して行った。
- 5 本書の編集は、筑西市新治廃寺跡保存活用計画策定委員会において協議・検討した内容をもとに、事務局が行った。



第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

史跡新治廃寺跡（以下、「廃寺跡」という。）は、筑西市域の中央を南流する小貝川左岸の洪積台地（真壁台地）上に立地する奈良時代の寺院跡である。ここでは、古くから4基の土壇と多くの古瓦の出土が知られており、大正10年（1921）に黒板勝美、柴田常恵が当地を訪れ、その重要性を説いた。これを聞いた地元住民の藤田清は、遺跡の保存と継承に努め、昭和4年（1929）、郡衙跡に「新治郡家之趾」の碑を建立し、昭和10年（1935）には『社会経済史学』（第5巻第3号）に「常陸の不動倉」と題する論文を発表した。

この論文が契機となり、昭和14年（1939）、当時茨城県女子師範学校に勤務していた高井悌三郎が土壇上に礎石が埋没している可能性を指摘し、発掘調査を実施した。調査は昭和14年（1939）に3回にわたって行われ、金堂跡・東塔跡・西塔跡・講堂跡などの建物基壇、礎石列、回廊跡や中門跡などが確認された。特に、廃寺跡は金堂の東西にそれぞれ塔を配置し、東塔・金堂・西塔が一直線上に並ぶ特異な伽藍配置であることが判明し、それまで確認されていた伽藍配置にはない様相を呈していることから「新治廃寺式」として古代仏教史に大きな影響を与えた。

また、昭和14年（1939）に廃寺跡から東に約600m離れた桜川市上野原の台地上において、藤田昭三が山林で瓦を発見し、翌年に現地調査を行い、4基の窯跡が確認された。そのうちの1基で発掘調査を実施した結果、平窯であることが確認された。出土瓦は廃寺跡と同範であることから、ここが廃寺跡で使用した瓦の生産地であることが判明した。

これらの成果によって、廃寺跡は古代における東国への仏教伝播を考察する上で重要な遺跡であることが認められ、昭和17年（1942）7月21日に国指定史跡となった。

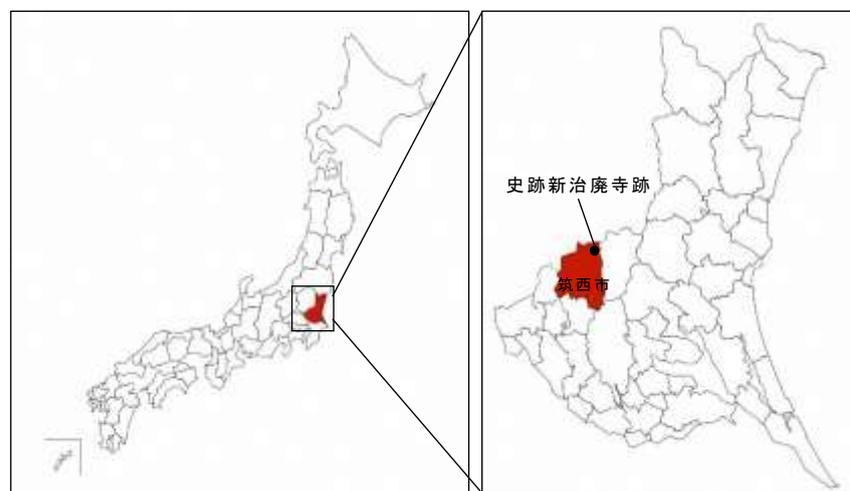


図1-1 筑西市及び史跡新治廃寺跡位置図

指定にあたっては、廃寺跡で使用していた瓦の生産地である上野原瓦窯跡を含め、「史跡新治廃寺跡附上野原瓦窯跡」として一括で指定を受けている。

その後、廃寺跡に関しては古代仏教史の研究者等の中で多くの研究が蓄積される一方、高井

第1章 計画策定の沿革・目的

による発掘調査以降、本格的な調査は行われていないのが現状である。そして、現地の遺構は埋め戻された状態で約80年が経過している。現在は地元住民による草刈り等によって維持管理が行われ、良好な状態で保存されている。

平成30年（2018）に成立し、翌年の4月に公布・施行された、いわゆる改正文化財保護法では、従来の文化財保護に加え、文化財の活用のあり方について明記しており、今後は文化財を地域資源の一環として活用していくことが重要となっている。

廃寺跡では、国指定を受けて以降、研究のみが先行し、これまで史跡の適切な保存管理方法や再調査の必要性について具体的な検討をしておこなった経緯がある。そこで、今回の改正文化財保護法の施行を契機として、今後の保存と活用のあり方を検討した上で、史跡の保存活用計画を策定することとなった。

第2節 計画の目的

史跡新治廃寺跡附上野原瓦窯跡保存活用計画（以下「本計画」）は、廃寺跡を取り巻く自然的・歴史的・社会的環境から史跡のもつ本質的価値やその構成要素を明確化し、適切な保存管理と有効な活用・整備のあり方について明らかにするとともに、史跡の有する歴史的な価値や意義を次世代へと継承し、市民の郷土愛の醸成、地域活性化に寄与することを目的とする。

第3節 計画の対象範囲

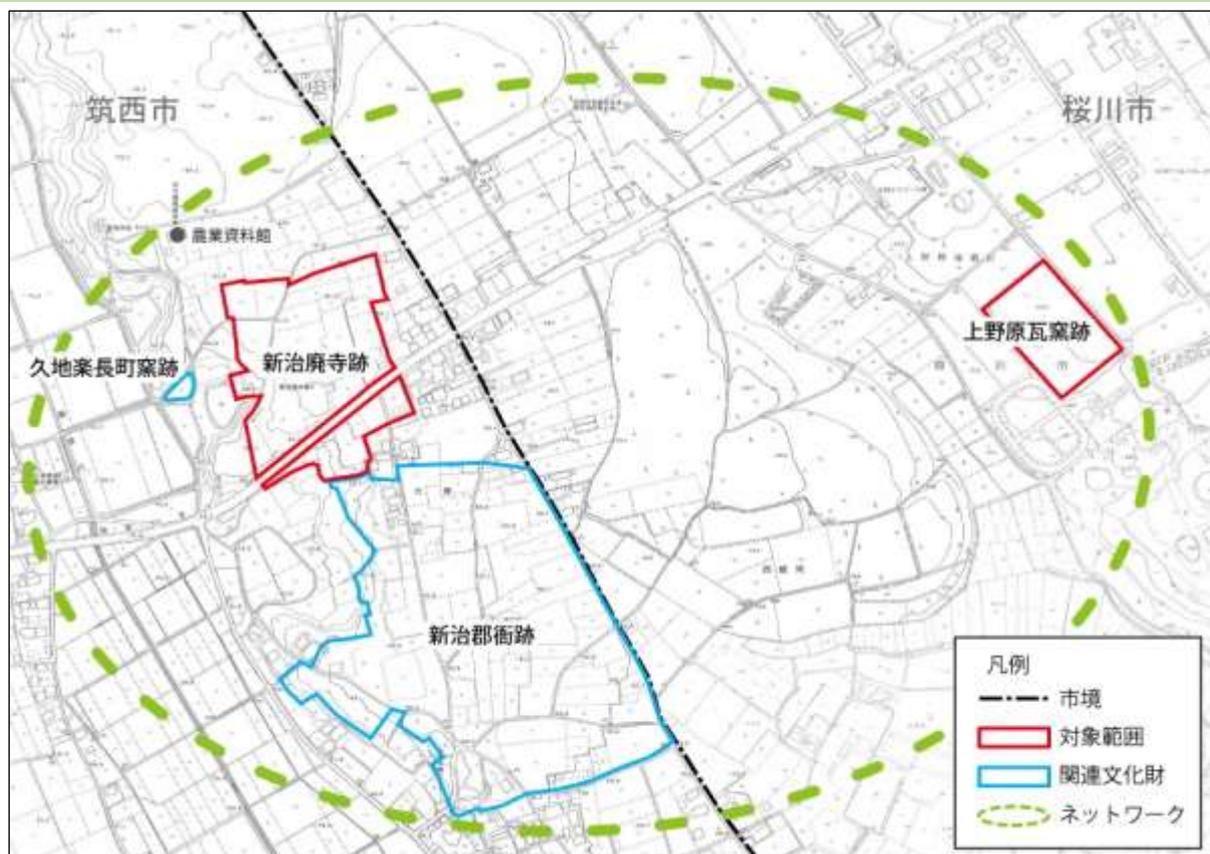


図1-2 計画対象範囲

史跡新治廃寺跡附上野原瓦窯跡は、廃寺跡が筑西市、上野原瓦窯跡が桜川市に所在する。そのため、本計画は、国史跡に指定されている範囲のうち、本市に位置する範囲（新治廃寺跡）を対象とし、上野原瓦窯跡については、隣接する史跡新治郡衙跡（筑西市）等を含む周辺関連文化財とともにネットワークを形成し、活用に向けて相互に連携を図っていくものとする。

第4節 策定体制

本計画は、筑西市教育委員会文化課を事務局とし、学識経験者及び地元住民、上野原瓦窯跡が所在する桜川市の代表によって構成された「筑西市新治廃寺跡保存活用計画策定委員会」が、文化庁及び茨城県から指導・助言を得て策定した。委員会の体制及び開催経過については次のとおりである。

表1-1 筑西市新治廃寺跡保存活用計画策定委員会 委員一覧

	氏名（敬称略）	役職等
委員長	須田 勉	元国士館大学教授
副委員長	大谷 昌良	学識経験者
委員	金田 明大	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所埋蔵文化財センター 遺跡・調査技術研究室長
	佐藤 勤	桜川市教育委員会教育部長（令和元年度）
	栗山 浩	桜川市教育委員会教育部長（令和2年度）
	袖山 任男	地元代表（古郡地区代表）
	田中 裕	茨城大学人文社会科学部教授
	塚田 幹男	地元代表（久地楽地区代表）
	吉水 成正	筑西市文化財保護審議会会長
指導助言者	浅野 啓介	文化庁文化財第二課文化財調査官（史跡部門）
	芳賀 友博	茨城県教育庁総務企画部文化課埋蔵文化財担当課長補佐（令和元年度）
	松本 直人	茨城県教育庁総務企画部文化課埋蔵文化財担当課長補佐（令和2年度）
	齋藤 和浩	茨城県教育庁総務企画部文化課埋蔵文化財担当文化財保護主事
事務局	赤荻 利夫	筑西市教育委員会教育長
	小野塚直樹	筑西市教育委員会教育部長
	古幡 成志	筑西市教育委員会次長
	小林 均	筑西市教育委員会文化課長
	堀江 隆之	筑西市教育委員会文化課課長補佐
	飯野 計樹	筑西市教育委員会文化課主任

表1-2 筑西市新治麿寺跡保存活用計画策定委員会 開催経過

	開催日	主な議題
令和元年度 第1回策定委員会	令和元年（2019） 10月11日	（1）委員会の設置目的、委員長選出 （2）史跡の概要、現状と課題について （3）現地視察
令和元年度 第2回策定委員会	令和元年（2019） 12月18日	（1）保存活用計画の検討
令和元年度 第3回策定委員会	令和2年（2020） 2月10日	（1）保存活用計画の検討
令和2年度 第4回策定委員会	令和2年（2020） 8月25日	（1）保存活用計画の検討 （2）現地視察
令和2年度 第5回策定委員会	令和2年（2020） 10月26日	（1）保存活用計画の検討
令和2年度 第6回策定委員会	令和3年（2021） 1月15日	（1）保存活用計画の最終確認

表1-3 史跡新治麿寺跡附上野原瓦窯跡保存活用計画 検討経過

委員会 内容	令和元年度 第1回 委員会	令和元年度 第2回 委員会	令和元年度 第3回 委員会	令和2年度 第4回 委員会	令和2年度 第5回 委員会	令和2年度 第6回 委員会
計画策定の沿革・目的		◎	◎	○	○	◎
史跡新治麿寺跡周辺の環境		◎	◎	○	○	◎
史跡新治麿寺跡の概要	◎	◎	◎	○	○	◎
史跡新治麿寺跡の本質的価値		◎	◎	○	○	◎
史跡新治麿寺跡をめぐる現状と課題	◎	◎	◎	○	○	◎
大綱と基本方針				◎	◎	◎
保存管理				◎	◎	◎
活用				◎	◎	◎
整備				◎	◎	◎
運営と体制整備				◎	◎	◎
実施計画の策定・実施				◎	◎	◎
計画の経過観察				◎	◎	◎

※◎主な議題 ○前回までの確認

○筑西市新治廃寺跡保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された新治廃寺跡附上野原瓦窯跡（以下「新治廃寺跡」という。）の本質的な価値及びその構成要素を明らかにし、適正な保存・活用を図るため、筑西市新治廃寺跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を筑西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、教育委員会の求めに応じ、新治廃寺跡の保存活用計画等について必要な調査、研究及び審議を行い、その結果を教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 前項の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 前号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める者

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項が完了する日までとする。

2 公職等にあることの理由で委嘱された委員は、当該理由がやんだときは、委員の職を失うものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(指導助言者)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事項を効率的かつ円滑に行うため必要と認めるときは、指導助言者を置くことができる。

2 指導助言者は、文化庁職員又は茨城県職員のうちから教育委員会が指名する。

3 委員会は、指導助言者に対し、その専門的知識及び経験に基づく助言若しくは指導又は会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会文化財主管課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(失効期日)

2 この告示は、第2条に規定する所掌事項の完了する日限り、その効力を失う。

第5節 行政上の位置付け

筑西市では、市の最上位計画である「第2次筑西市総合計画」をはじめ、都市計画マスタープランや環境基本計画などの個別計画を策定している。本計画は、これら上位関連計画との整合性を図りながら策定した。

1 上位計画

(1) 第2次筑西市総合計画

〔前期基本計画 2017～2021 年度、後期基本計画 2022～2026 年度〕

本市における最上位計画であり、市の次なるまちづくりへの課題を整理し、市が目指すべき方向を定めた計画である。この計画では、市の将来都市像実現に向けた4つの基本理念とその具体的な手段（政策・施策）を明示している。

将来都市像

【あらゆる世代が安心して暮らせる元気都市 筑西 ～若者よ 筑西に～】

□基本理念

1. 誰もが誇れる 元気未来都市づくり
2. あらゆる世代が快適に暮らせる安心都市づくり
3. 郷土愛を育む 教育・文化都市づくり
4. 自主・自立したまちづくりの強化

→ □政策

1. 確かな学力の習得と豊かな人間性を育む教育の充実
2. 生涯学習・生涯スポーツの推進

→ 3. 歴史・文化の継承と振興

→ □施策

1. 歴史文化遺産の保全・活用
2. 文化・芸術の振興

→ ●基本目標

貴重な歴史文化遺産を未来へ継承するため、文化財の保全や活用、地域の郷土民俗芸能の保全・育成に努めます。

また、郷土の歴史・文化を発信する施設や周辺を整備し、学校教育や市民の学習活動との連携を図り、郷土愛の醸成に努めます。

●施策の体制

(1) 文化財の保存・継承

未指定の文化財の調査・研究を推進し、保存・継承を図るとともに、指定文化財・国登録文化財・埋蔵文化財及び民俗資料の保全・活用に関する事業を展開し、文化財に対する市民の理解を深めます。

また無形民俗文化財として指定されている郷土民俗芸能の後継者育成を図るとともに映像などによる記録化を図ります。

主な取り組み

- 未指定の文化財の調査・研究
- 指定文化財・国登録文化財・埋蔵文化財・民俗資料の保全・活用
- 無形民俗文化財の後継者育成・記録化

(2) 郷土の歴史・文化の発信

公共施設跡などを活用し、これまでに蓄積された歴史資料・民俗資料を一元的に保存・管理・活用できる拠点施設「歴史民俗資料館」の整備を検討し、本市の歴史・文化を市内外に発信するとともに、歴史パンフレットなどの作成、学校教育や市民の学習活動の支援を推進し、郷土愛の醸成に取り組みます。

主な取り組み

- 歴史民俗資料館の整備検討
- 歴史・文化の発信
- 歴史パンフレットなどの作成と活用
- 学校教育、市民の学習活動の支援

(3) 歴史・文化資源の有効活用

「筑西市都市計画マスタープラン」の歴史交流拠点「にいばりの里」に所在する国指定史跡新治廃寺跡と農業資料館を一体的に有効活用し、文化財の保護とともに、地域の活性化、賑わいの創出を図るための整備を検討します。

主な取り組み

- 国指定史跡の調査・保全・活用
- 農業資料館の有効活用の推進

2 関連する個別計画

(1) 筑西市 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略

[平成28年(2016)3月策定]

国が策定した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、本市における「人口減少と地域経済縮小の克服」及び、「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を目指した総合戦略である。

本戦略は、国の総合戦略に示されている政策4分野ごとの基本目標を念頭に置きつつ、本市の基本目標の実現に向けて必要となる具体的施策を定めている。

総合戦略の方向性

【市民の生活が幸福と感じられる地域社会の創生】

□基本目標

1. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
2. 筑西市における安定した雇用を創出する
- 3. 筑西市へ新しい人の流れをつくる**
4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

→ □具体的な施策

1. 若者のU I Jターンの促進
2. まちなかの魅力づくり
3. シティプロモーションの推進
- 4. 新たな観光の拠点づくり**
5. 都市・農村交流の推進
6. 移住・定住の推進

→ □具体的な事業

1. 再掲：道の駅整備事業
- 2. 歴史・文化資源活用推進事業（新規）**
都市計画マスタープランに位置づけられた歴史交流拠点「にいばりの里」に所在する国指定史跡新治廃寺跡・市立農業資料館の一体的な有効活用方策を検討し、「道の駅」と連携した拠点づくりをすすめ、地域の活性化、賑わいの創出を図る。
3. 水郷筑波・サイクリングによるまちづくりプロジェクト（新規）

(2) (改訂版) 筑西市教育大綱 [平成 29 年 (2017) 9 月策定]

2015 年度に策定した「筑西市教育大綱」と 2017 年 3 月に策定した「第 2 次筑西市総合計画」との整合を図るため、内容の見直しを行い、新たに改訂版を策定した。

基本理念

【家庭・学校・地域の連携により、子どもたちの「生きる 5 力」と「豊かな心」を育むとともに、市民の生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツの充実を図ります。】

□教育目標

1. 家庭・学校・地域による子どもの生きる力の育成
2. 確かな学力の習得と豊かな人間性の育成
3. 生涯学習と文化芸術、スポーツ活動の推進
4. 誰もが安心して学べる教育環境づくり

→ □基本方針

1. 生涯学習の推進
2. 公民館事業・図書館事業の充実
3. 文化財の保護・保全と継承、歴史の拠点づくり

文化財の保護・保存と活用に努めるとともに、地域の歴史や文化を掘り起こし、歴史の拠点づくりを推進します。

4. 文化・芸術活動の支援
5. 生涯スポーツ活動の普及・充実
6. 芸術的感性を育む美術館づくり

(3) 筑西市都市計画マスタープラン [平成 21 年 (2009) 3 月策定]

筑西市都市計画マスタープランは、市の将来像や整備方針を明確にし、行政と市民がそれらを共有しながら実現していくことを目的として策定しており、「全体構想」と「地域別構想」を基本として構成している。

この「全体構想」において、活力と魅力に溢れた地域づくりを進めるための拠点として、地域交流拠点を定めている。

□地域交流拠点

市内及び周辺都市との交流を高めるため、潤いのある公園・緑地や、筑西の歴史を物語る史跡、市民活動を支える文化施設等の資源を交流拠点として定め、活力と魅力にあふれた地域づくりを進めます。

1. 緑の交流拠点 (公園、緑地等)
2. 歴史交流拠点 (史跡・文化財等)

関城跡、新治廃寺跡・新治郡衙跡等の史跡については、文化財の保全と観光・交流資源としての活用を目指す「歴史交流拠点」とします。

- | | |
|---------------|----------------------|
| ・関城跡 | ・にいばりの里（新治廃寺跡・新治郡衙跡） |
| ・小栗城跡・小栗内外大神宮 | ・蓬田天満宮 |
| ・船玉古墳 | ・久下田城跡 |
| ・伊佐城跡 | |

3. 文化交流拠点（公共公益施設等）
4. 水と緑の環境軸（河川等）

また「地域別構想」では、廃寺跡が所在する協和地区のまちづくり施策を次のように明示している。

協和地区の将来像

【健康づくりを推進し、ふれあい豊かな田園生活を楽しむ地域づくり】

□方針

1. 安全・快適な居住環境づくり
2. 広域交通軸を活かした活力づくり
3. 既存施設や歴史・文化資源を活かした交流空間づくり

既存の公共公益施設や公園を活用し、地区のコミュニティ活動や健康づくりを支える拠点づくりを進めます。また、小貝川や観音川、平地林等の自然資源やにいばりの里等の史跡を活かし、市内や都市との交流を高める空間づくりを進めます。

4. 田園空間の保全と活用

→ □まちづくり施策

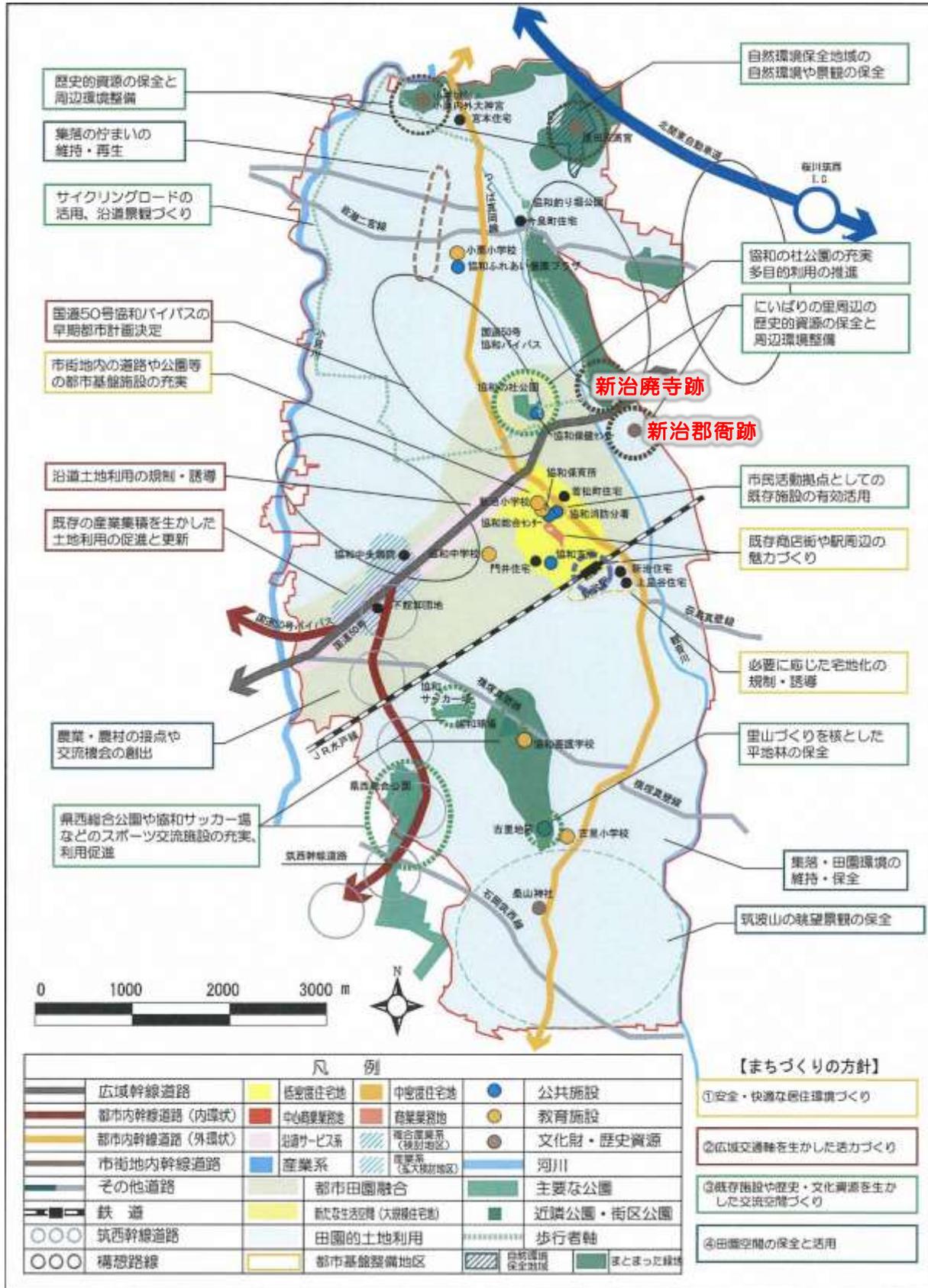
1. 既存施設を活用した文化交流拠点づくり

協和支所や公民館、協和総合センター等の有効活用検討（市民活動拠点や郷土資料の展示場としての活用）、協和の杜公園の充実や多目的利用の推進

2. 既存公園の利用促進・充実
3. まとまった平地林の保全、活用
4. 小貝川や観音川沿いのサイクリングロードの活用、沿道景観づくり

5. にいばりの里等の歴史的資源の保全と周辺環境整備

新治廃寺跡や新治郡衙跡、小栗城跡・小栗内外大神宮、蓬田天満宮等の歴史資源を活かした回遊ルートの検討、案内や駐車場等の環境整備



※筑西市都市マスタープラン・協和地区まちづくり方針図を一部加筆・修正

図1-3 協和地区まちづくり方針

(4) 筑西市環境基本計画 [平成29年(2017)3月策定]

筑西市環境基本計画は、筑西市総合計画を環境面から実現していくため、市の環境に関する施策を推進する上での指針として策定した。

この計画では、市の役割のみならず、市民や市民団体、事業者等の主体による役割を明記し、それぞれが相互に連携協力しながら計画の推進にあたることを推奨している。

将来像

【ゆたかな水と緑と人が共生するまち 筑西】

□基本目標

1. 里地里山を守り育むまち

- 2. 身近な生活空間を守り、資源が循環するまち
- 3. 地球温暖化の防止に向けて行動するまち
- 4. 環境を守る人を育むまち

□施策

- 1. 平地林の保全
- 2. 農地の保全
- 3. 水辺環境の保全
- 4. 生物多様性に向けた野生動物の保全

→ 5. 歴史遺産・景観の保全

●施策の方向性

市内に残る歴史遺産とその周辺の自然は、本市の原風景として優れた景観を形成しています。これらの歴史遺産を私たちの共有財産とし、その周辺を含めた環境保全を推進します。

●市の主な施策

- 1. 歴史遺産やその周辺の環境の整備と活用の推進
- 2. 市民や市民団体との協働による環境の保全
- 3. 田園風景などの景観の保全

市民・市民団体が取り組むこと

- 地域の歴史遺産を学び、保全に協力しましょう。
- 住宅を建てる場合には、周囲の景観に配慮しましょう。

事業者が取り組むこと

- 地域の歴史遺産を学び、保全に協力しましょう。
- 事業所などを建設する場合には、周囲の景観に配慮しましょう。

(5) 筑西市観光推進のためのアクションプラン [平成29年(2017)3月策定]

本市においては、既存の観光資源を活かしきれていない上に、通年で観光客の誘致が見込める観光資源が無いという課題を抱えていた。そこで、既存観光資源の洗練と新たな観光資源の発掘に向けた調査・検討を行い、観光客誘致の新たな取り組みにつなげるべく、市民や有識者等によって構成される「筑西市観光資源調査・発掘協議会」を設立し、具体的実現に向けたタスクをアクションプランとして取りまとめた。

□アクションプランの全体像

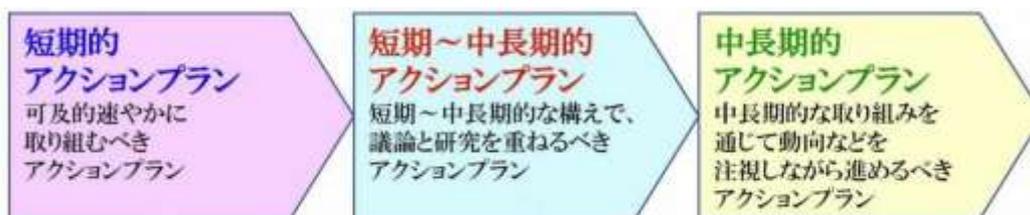
1. 観光客に滞在していただく仕組みづくり
2. 観光商品の開発
3. 県内・県外でのプロモーションの強化
4. 「食」資源の充実
5. 体験型観光の推進
6. 「おもてなし」の向上
7. インバウンド対策の推進
8. 関係諸機関との連携推進

【短期～中長期的アクション】

- 東京都台東区との連携
- 鉄道沿線自治体等との連携
- 隣接市町等との連携
- 市内まちづくり・観光振興団体との連携

【中長期的アクション】

- 全国報徳研究市町村協議会加盟自治体等との連携
- 陶芸を連想できる自治体等との連携
- 伊達家のつながりで想定される自治体等との連携
- ひまわりフェスティバルのつながりで想定される自治体等との連携
- ダイヤモンド筑波のつながりで想定される自治体等との連携
- 小栗判官関連のつながりで想定される自治体等との連携
- 新治廃寺関連のつながりで想定される自治体等との連携
- 産学官金の連携



(6) 筑西農業振興地域整備計画書 [平成 27 年 (2015) 3 月策定]

筑西農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、長期にわたり農業上の利用を図るべき区域（優良農地）を農用地区域として設定し、それ以外の用途に使用できない区域を明らかにするための計画である。本計画は定期的に内容の見直しを行い、設定区域の変更を行うほか、年に2回（春・秋）市民による個人所有地の農用地区域からの除外申請を受け付けている。

なお、本計画により、廃寺跡の指定範囲の多くが農用地区域として設定されている。

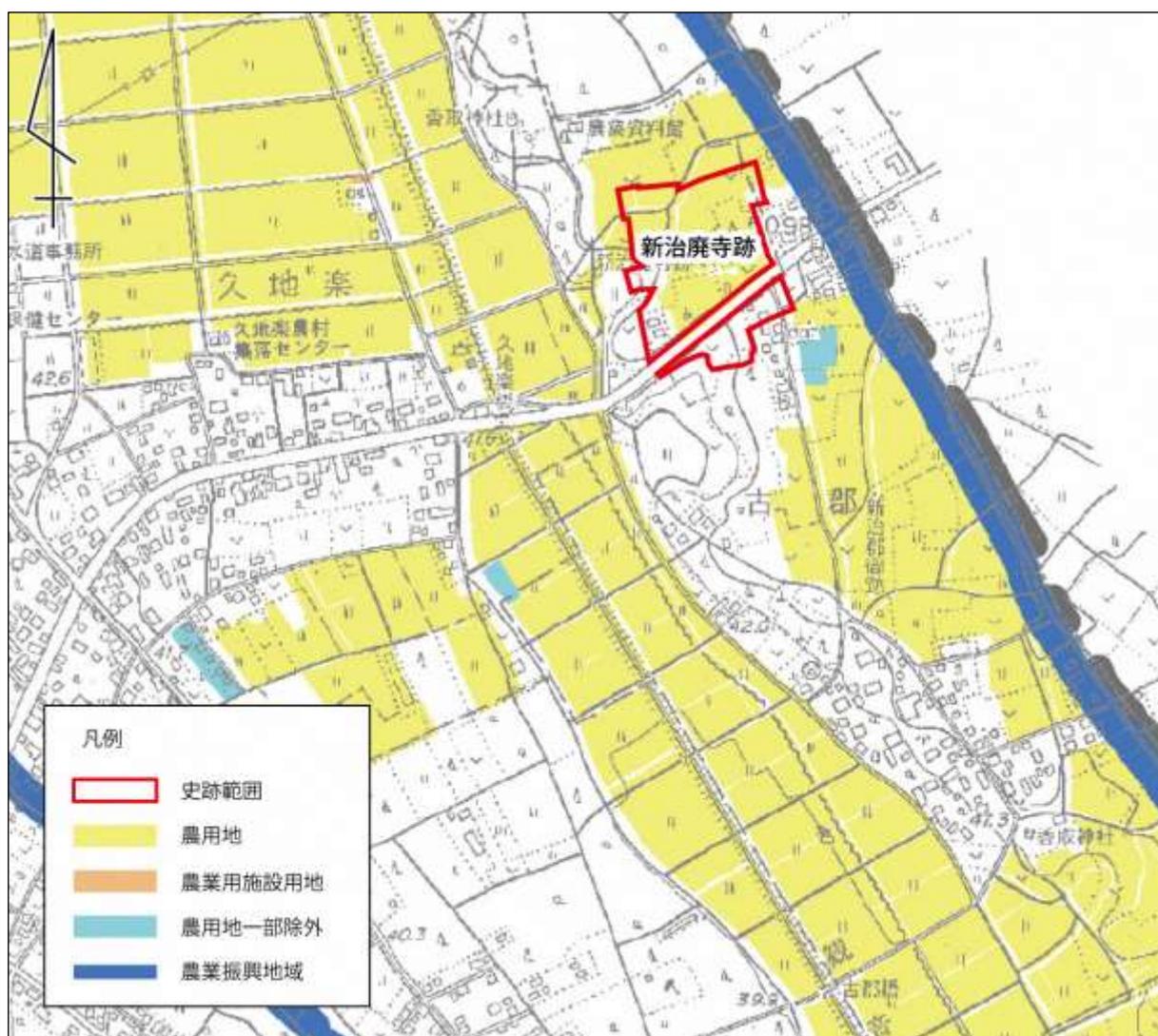


図 1 - 4 史跡新治廃寺跡周辺の土地利用計画図



図1-5 上位関連計画との関係図

第6節 計画の期間

本計画は、令和4年（2022）4月1日から令和19年（2037）3月31日までとし、本計画の短期計画期間を5カ年に設定して、各施策の実施を進める。それ以降の期間を中長期とし、短期計画の結果を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを検討することとする。また、計画実施中に史跡を取り巻く環境内で著しい社会情勢の変化等が発生した場合は、本計画の内容に基づき対応する。



第2章 史跡新治廃寺跡周辺の環境

第1節 自然的環境

1 地形・地質

本市の中央部は、^{おおや}大谷川によって東西に二分され、東側の台地は北へ延び、栃木県^{もおか}真岡市付近から高根沢町^{ほうしやくじ}宝積寺にわたる宝積寺台地に続く。また、大谷川の西側の台地はより広く南西へ延び、西端は鬼怒川に、南端は下妻市街地付近にあたる。市の東部は、観音川の東に真壁台地、観音川と小貝川の間には協和台地・筑波台地が形成されている。

これらの台地は、数万年前にこの地域を流れていた古鬼怒川により浸食され、形成されたものである。また台地には、多くの支谷津が入り込み、複雑な地形を形成している。

新治廃寺跡の位置する協和地区は、北東から南東にかけて八溝山塊が展開し、特にその最南端に位置する筑波山は、関東平野のシンボルとして、古くは『常陸国風土記』にみられ、江戸時代の浮世絵にも、たびたび二つの峰が遠景として登場している。西側に眼を転じると、豊かな実りをもたらす小貝川の低地が広がっている(図2-3、4)。

2 気候

内陸性を帯び、寒暖の変化が激しく、特に放射冷却により明け方は低温になりやすく、冬の朝は極端に冷え込むことが多い。夏は、栃木県より移動してくる雷雨が、南東方向に進み、筑波山付近で消滅することから、その通り道にあたり、雷雨に伴って、ひょうが降ることもある。年間の降水量は、約1,300mmであり、県内でも少ない地域である(図2-1)。

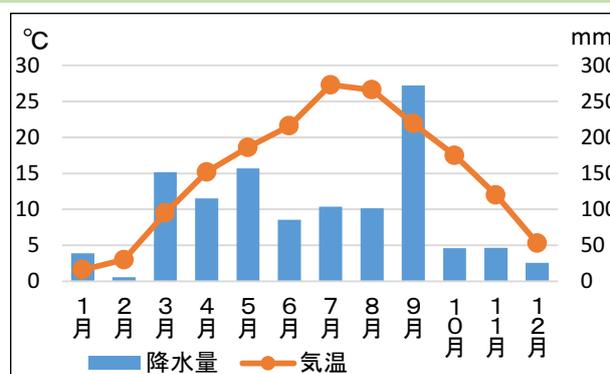


図2-1 筑西市の月別平均気温及び降水量

3 水系

市内には多くの河川があるが、鬼怒川・^{ごんぎょう}勤行川・小貝川が代表的な河川であり、中央を勤行川、東側を小貝川、西を鬼怒川が、北より南に向かって流れている(図2-5)。

今日では、美しい田園風景が広がり、豊かな実りをもたらしているが、常に洪水の被害に悩まされ、人の生活と生産を脅かす存在でもあった。特に、小貝川の洪水はたびたび起こり、江戸時代には3年に一度の割合で被害を受けているほどである。明治時代になると、幾度か河川改修や堤防工事が加えられているが、ひとたび氾濫すれば、その



図2-2 平成27年9月関東・東北豪雨 鬼怒緑地

一帯は奈良時代、高橋虫麻呂により『万葉集』にうたわれた“新治の鳥羽の淡海”さながらの一大湖と化した。昭和61年(1986)にも、小貝川による氾濫が起こり、歴史上稀にみる甚大な被害を受けた。この未曾有の大災害を受け、建設省(現国土交通省)により「直轄河川激甚災害対策特別緊急事業(激特事業)」が昭和61年(1986)から平成2年(1990)までの5年間をかけ実施された。全国初の試みとなった当事業により、新たに旭ヶ丘という集落が誕生することとなった。

近年では平成27年(2015)9月9～11日に、台風18号と温帯低気圧、同時発生していた台風17号により、南からの温かい湿った空気が流れ込んだ影響で、関東地方や東北地方に記録的な豪雨をもたらした。筑西市内では、川島地区及び船玉地区で鬼怒川が溢水した(図2-2)。

また令和元年(2019)10月12日、日本に上陸した台風19号により、西～東日本の広い範囲で記録的な大雨が降り、大規模な河川氾濫や土砂災害に見舞われ、茨城県内では那珂川、久慈川とその支流の5河川、12ヶ所で堤防が決壊した。筑西市では床上浸水が19件、床下浸水62件の建物被害に見舞われた。

4 植 生

茨城県県西地区内では、開発の影響等により、自然植生による森林は少なく、社寺等にわずかに残すのみで、その中には、スタジイ、タブノキ、シラカシ、ヤブツバキ、シキミなどを中心とした森林が形成されている。一方、台地斜面や屋敷林には、植林されたスギ・ヒノキ、モウソウチクが多く見られる。(参考：環境庁『第3回自然環境保全基礎調査 植生調査報告書(茨城県)』)

本市は、自然植生による森林は少ないものの、雑木林が起伏に富み、ため池を中心とする湿地帯も見られ、多様な植物が見られる地域である。雑木林では、クヌギ、コナラ、ハンノキ、ネジキ、リョウブが優占する林が見られ、ため池周辺の湿地帯には、ガマ、ゴウソ、ヌマトラノオ、ノカンゾウ、ヤワラスゲなどが確認できる。(参考：茨城県自然博物館『茨城県自然博物館総合調査報告書 茨城県西部及び筑波山の維管束植物』)

協和地区は、大部分が低地となるが、北部に丘陵地帯を抱え、クヌギ・コナラを中心とした雑木林が多く見受けられる。また、農用に供されてきた平地林、さらには、防風・防塵などの屋敷林が点在している。

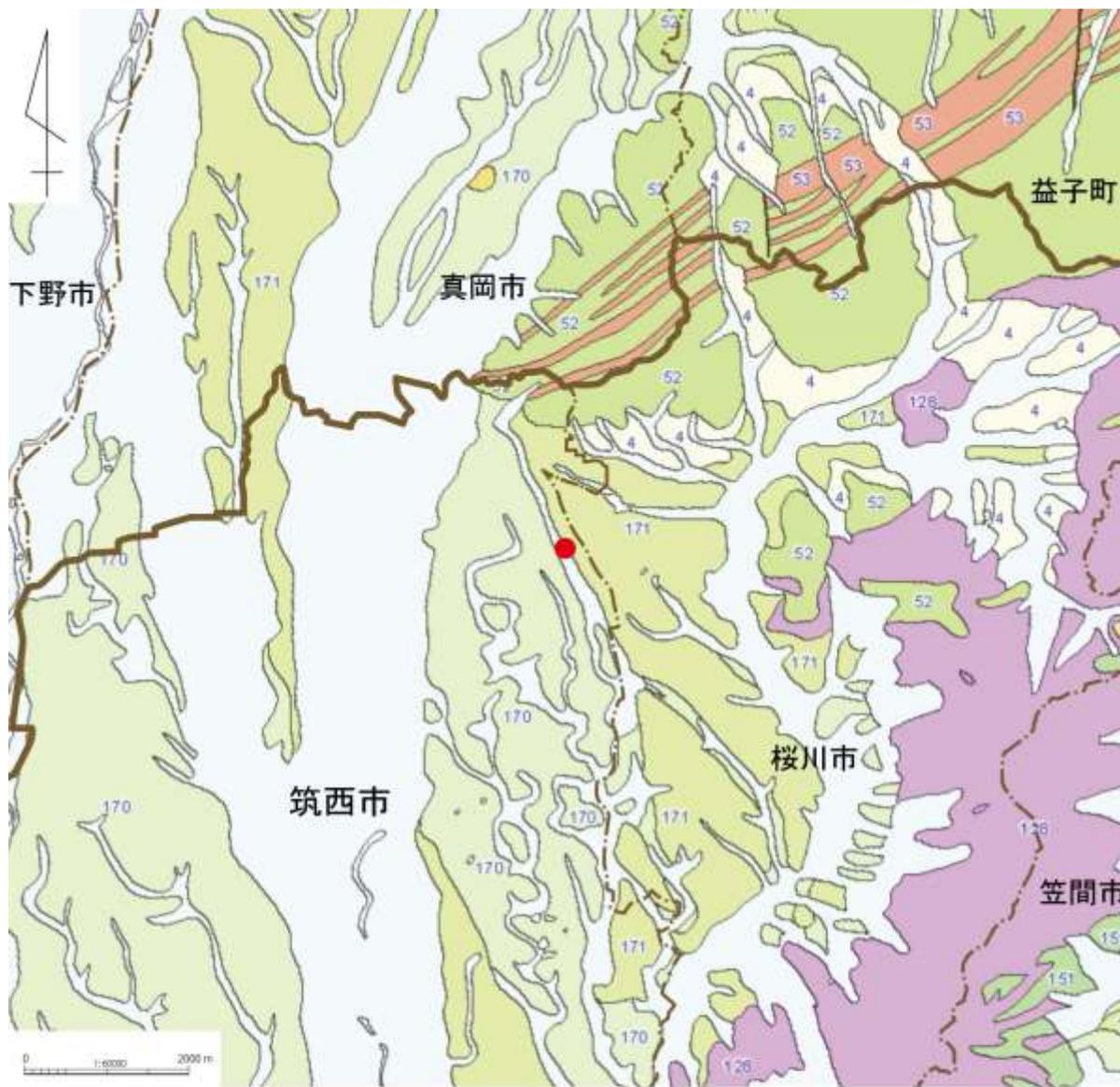


図2-3 地質図

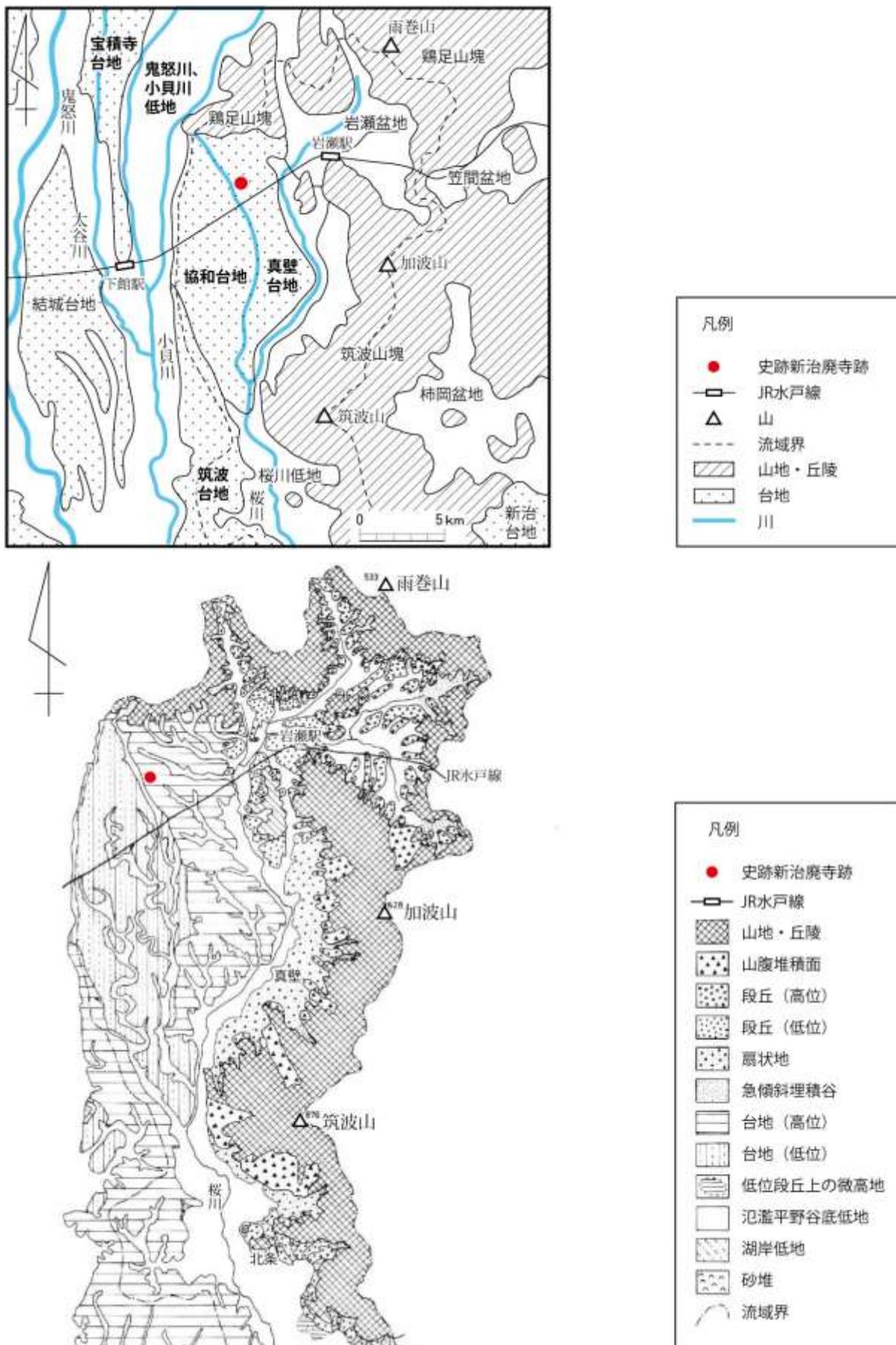


図2-4 筑西市及び周辺（上）と史跡新治廃寺跡周辺の地形図（下）
 （水谷 1982『茨城県南西部、桜川流域の防災地学環境』27、図1、図2に加筆修正）

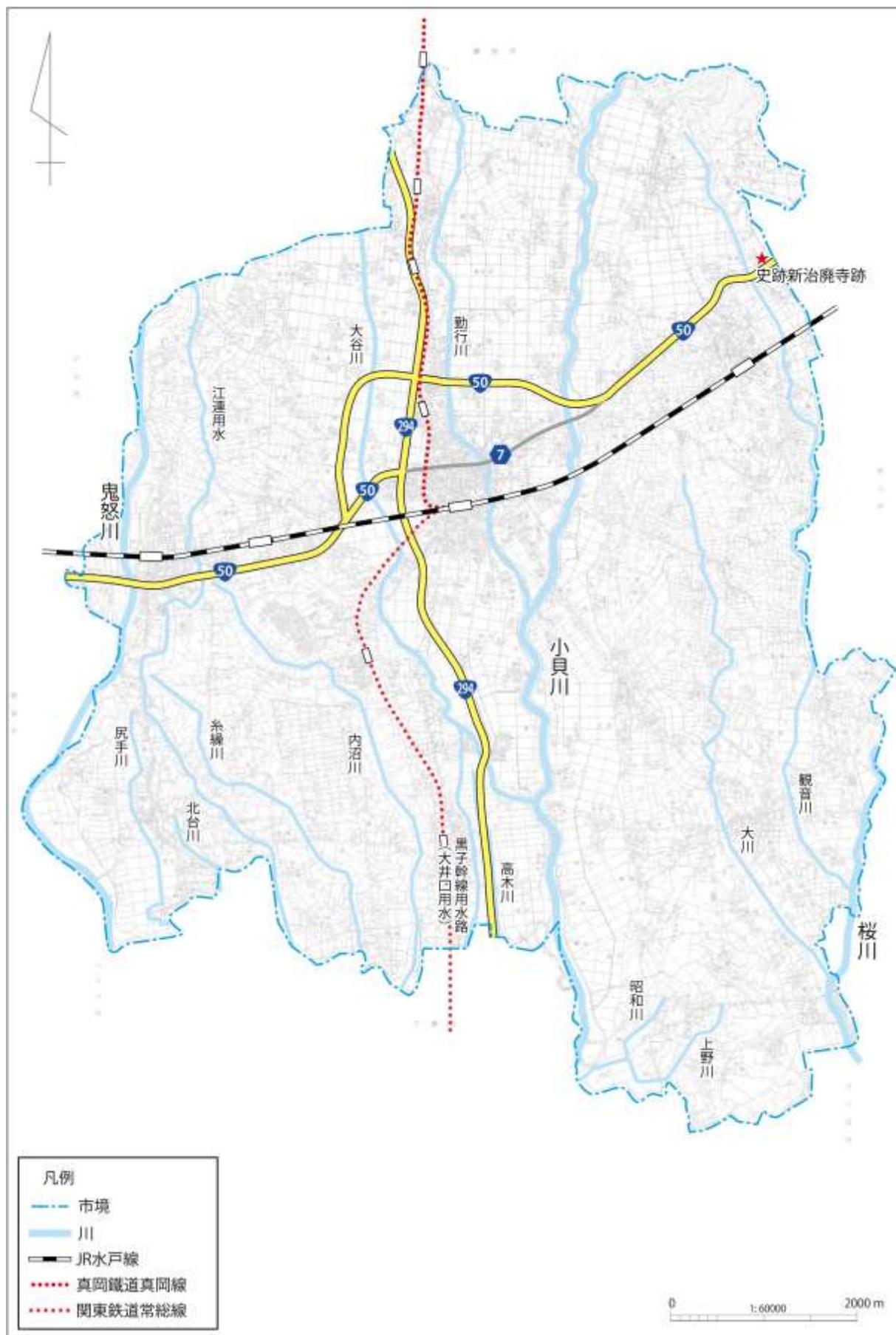


図2-5 水系図

第2節 歴史的環境

1 寺院以前の状況

本市の歴史は約1～3万年前の旧石器時代にはじまり、各時代の遺跡が広く分布している。旧石器時代の遺跡としては、中妻遺跡や中根十三塚遺跡、西原遺跡がある。これらの遺跡からはナイフ形石器が出土し、後期旧石器時代の活動の痕跡が確認されている。



図2-6 堂東遺跡



図2-7 女方遺跡
人面付壺形土器



図2-8 葦間山古墳

縄文時代に入ると、早期、前期、中期、後期、晩期の遺跡が確認でき、この地域に住んだ縄文人の足跡を辿ることができる。市指定文化財である注口土器が出土した外塚遺跡^{とのつか}、中期以降の大集落跡である西原遺跡や中妻遺跡、中期から後期の土壌が多く検出された堂東遺跡^{どうひがし}（表2-4（060）、図2-30）、後期・晩期の土器類が豊富に出土した山王堂遺跡など、市内には広く縄文時代の遺跡が所在し、縄文時代の様相を知る上で貴重な資料となっている。

縄文時代晩期から弥生時代にかけての遺跡は極めて少なくなる傾向があるが、当地域も例外ではない。その中で、弥生時代の特筆すべき遺跡は、女方遺跡^{おさかた}（表2-2（125）、図2-29）、北原遺跡であり、これらの遺跡では、東日本特有の再葬墓が検出されている。女方遺跡は、鬼怒川左岸の台地上の女方地内にあり、田中國男により昭和14年（1939）から3年間発掘調査が行われ、東日本で初めて弥生時代中期の再葬墓の存在が明らかにされた。また、縄文時代から弥生時代への連続性を示す貴重な遺跡でもある。女方遺跡の再葬墓は、20m四方の範囲から密集して41基検出され、加えて数基の埋甕などが確認されている。この調査では、再葬墓の検出のほか、人面付壺形土器が出土し（図2-7）、弥生時代中期の墓制を解明する上で、大きな役割を果たした。

古墳時代、常陸国が成立する以前は、新治^{にいほり}、筑波^{つくば}、茨城^{いば}、仲^{なか}（那賀）、久慈^{くじ}、多珂^{たか}の6つの国造のクニに分かれ、当地域は新治国に含まれていた。

4世紀に入り茨城県内で前方後方墳が築造されるが、市内では4世紀後半に築造された県内最大級の前方後円墳である葦間山古墳（表2-2（123）、図2-29）が小貝川左岸に位置している。葦間山古墳は、墳丘長141m（推定）、高さ10.5mを測り、その被葬者は、新治国造であった比奈良布命^{ひならすのみこと}と地元では伝えられている。5世紀には墳丘長92m、高さ6.0mの宮山観音古墳が観音川左岸の台地上に

築造される。6世紀になると、朝鮮半島から渡来した工人集団が各地で活動し、鍍金や彫金などの特殊な技術で作られた金属製品が副葬品として納められるようになる。特に寺山古墳群には、朝鮮半島との密接な関係が窺える武器、馬具、工具などが副葬されている。また、7世紀に鬼怒川左岸には、石室内に赤色・白色顔料を使用した壁画が描かれた装飾古墳の船玉古墳（表2-2（28）、図2-29）が築造される。この古墳は、昭和3年（1928）に鳥居龍蔵によって『武蔵野』11巻2号の「図画の存在する常陸の二古墳」上編で紹介されている。



図2-9 船玉古墳

新治廃寺跡周辺では、廃寺跡北側の近接地に古郡台原古墳群（表2-4（036）、図2-30）が確認されている。古郡台原古墳群は、横穴式石室特有の構造をもつ竪穴式構造となっており、墳丘を持たない特異な古墳である。



図2-10 古郡台原古墳群

2 寺院成立期の状況

大化の改新によって定められた地方制度は国・評・里制となり、常陸国では、新治・白壁（真壁）、筑波、河内、信太、茨城、行方、鹿島、那賀、久慈、多珂の十一郡、国府は、茨城郡内に置かれた。常陸国は、『常陸国風土記』総記によれば、「或いは曰ひしく、倭武の天皇、東の夷の国を巡狩りて、新治の県に幸過ししに、遣はせる国造毗那良珠命、新に井を掘らしめしに、流泉淨く澄み、尤好愛しかりき。時に、乗輿を停めて、水を翫で手を洗ひたまひしに、御衣の袖、泉に垂りて沾ちぬ。便ち、袖を漬す義に依りて、此の国の名を為せり。風俗の諺に、筑波の岳に黒雲挂り、衣袖漬の国と云うは是なり。」とあり、倭武天皇が東の夷の国を巡察され、新治の県に行幸して通り過ぎたとき、国造比奈良布命を遣わされて、新しく井を掘らせると、流れ出る泉は清らかに澄んで、たいそうすばらしいものであった。そこで乗っていた輿をとどめ、水を賞味しながら手をお洗いになったところ、着物の袖が泉に垂れてぬれてしまった。そこで「袖を漬す」という意味をもって、この国の名とした、という記載が見受けられ、新治で掘らせた泉が、常陸国の国名の由来ともなつたとされている。

また、新治郡は、『常陸国風土記』新治郡の条によれば、「東是那賀の郡の堺なる大さ山、南は白壁の郡、西は毛野河、北は下野と常陸との国の堺にして即ち波太の岡なり」と記載があり、この記述は現在の筑西市、桜川市、笠間市一円を描写している（25頁；図2-13及び71頁；図3-21参照）。また、『古事記』景行天皇の段や『日本書紀』景行天皇四十年是歳の条には、蝦夷を平定した倭建命（日本武尊）が常陸国を経て甲斐国酒折宮に至った際に、「新治 筑波を過ぎて 幾夜か寝つる」と詠まれている。

廃寺跡の所在している場所は、小貝川の流れを西に、霊峰筑波・加波の山並みを南に眺め、北方に日光男体山を望む山紫水明の地にあり、下野国と境界を接する重要な地域でもある。『常陸国風土記』逸文によると、新治郡に大神駅家が置かれたことが記載



図2-11 筑波山遠景

されている。また、『常陸国風土記』総記には、新治、筑波、茨城、那賀、久慈、多珂の順にクニ名が記され、『延喜式』、『和名類聚抄』には、新治、真壁、筑波、河内、信太、茨城、行方、鹿島、那賀、久慈、多珂という順序で郡名が記されている。このことから、常陸国への道が、東山道経由になっていたことを想起させ、新治の地が、政治・経済・文化流入の拠点となっていたことが窺える。

新治郡は、十二郷あり、この管轄の任に当たったのが新治郡司である。新治郡司の記述は、『続日本紀』の神護景雲元年（767）三月二十六日の条に、「常陸国新治郡大領、外従六位上、新治直子公、錢二千貫、商布一千段を献ず、外正五位下を授く。」とある。錢や物を東大寺・西大寺あるいは国分寺に献納したことの褒賞として位を賜る例は、養老年間（717～723）から始まり、奈良時代の終わりまで多くみられる。この『続日本紀』に記載されている錢二千貫の献納は、地方豪族がいかに富を蓄積していたかが窺える重要な事例でもある。

『続日本紀』延暦九年（790）十二月十九日の条には、「新治郡大領外正六位上新治直大直の外従五位下、（中略）官に居りて怠らずして頗る効績を著し、或は私物を以て所部の貧乏の徒を賑恤し、因りて救うことを得。故にこの授あり。」との記載がある。新治直子公の子と考えられている大直は、新治郡内の貧しい人を救うため私物を与えた模範的な地方官であったことが窺える。

『続日本紀』に記載のある新治直子公及び大直が、新治の寺院・郡衙の維持に大きく関わっていることは疑いの余地はない。このように、新治の地は、古代の文献にも多く登場し、寺院が建立された基盤がよくわかる点で出色の存在である。

3 寺院廃絶以降の状況

平安時代になると荘園や公領（国衙領）が各地に成立し、在地領主たちの中には、郡や郷・保と呼ばれる公領の支配をする者や、一方、自己の立場を強めるため、天皇家・摂関家・大寺社等に郡・郷を寄進し、荘と呼ばれる所領をつくりだす者がいた。新治郡の中でも、いち早く分出したのが伊勢神宮内宮領として設定された小栗御厨（保）であり、常陸国唯一の伊勢神領が成立する。さらに新治郡は、東・中・西の三郡に分かれ、東郡は笠間郡とも呼ばれ、大蔵省に納める大蔵省保となった。中郡には、大中臣氏の一族の中郡氏が勢力を持ち中郡荘を立荘し、西郡は北条と南条に分かれ、前者は伊佐郡、後者は関郡と呼ばれた。これらの荘を治めていたのが、伊佐氏、関氏、小栗氏らであり、御家人として源頼朝と行動をともした。なかでも伊佐氏は奥州追討で軍功をあげ、源頼朝から福島県伊達郡を拝領し、伊達氏を名乗った。伊達（伊佐）朝宗は、のちの仙台伊達氏の祖となる。



図2-12 関城跡



図2-13 中山信名著『新編常陸国誌』所載の和銅中十壹郡図



図2-14 関公墓



図2-15 小栗城跡

南北朝時代に、南朝方の立場をとる関城(表2-2(3)、図2-29)の城主関宗祐(図2-14)は関館の地に南朝の重臣であった北畠親房を迎え入れ、北朝方の軍勢と激戦を繰り広げたが、興国3年、康永元年(1343)に南朝方の関城、伊佐城(表2-2(29)、図2-29)、大宝城は落城した。この合戦時に関城の城内で北畠親房は、南朝の正統性を著した『神皇正統記』を完成させたと伝えられている。

室町時代になると、小栗氏は室町幕府方として再三にわたり鎌倉公方と対立し、応永30年(1423)に鎌倉公方・足利持氏によって攻められ、小栗城(表2-4(009)、図2-30)は落城した。また、文明10年(1478)には、結城氏のもとで力をつけた水谷勝氏(みずのやかつうじ)が下館に領地を与えられ下館城(表2-2(129)、図2-29)を築城した。江戸時代になると、8代水谷勝隆が国替えとなるまでの160年間にわたって下館城の主となった。なかでも、6代水谷正村(ばんりゅうさい)がもっとも勢威をふるい、下館城の北の守りとして久下田城(くげた) (表2-2(30)、図2-29)を築城し領地を拡大した。

江戸時代には、水谷氏が寛永16年(1639)に国替えになるまで下館領主を努め、その後在番制を経て、享保17年(1732)に石川総茂(いしかわふさしげ)が伊勢神戸藩から下館藩2万石へ移って以降、明治維新まで代々石川家が藩主となった。下館藩領を除く市域の多くは、幕府領や旗本領が混在していた。江戸時代の後半になると、長引く天候不順により各地で農村の荒廃が進んだ。そのため「寛政の三博士」とも謳われた名代官・岡田寒泉は明野地域を中心に農村復興事業を行い、多くの農村を救った。また、二宮尊徳により下館藩の財政再建や、掉ヶ島村(そうかじま)や花田村といった村々の農村復興も行われた。

明治時代になると、全国的な自由民権運動の広がりの中で、明治17年(1884)に、「自由の魁」の旗をかかげて加波山に立て籠もった加波山事件の発端地となった。また、明治40年(1907)には、伊讚美ヶ原(いざみ)において明治天皇を迎えての陸軍大演習が举行された。



図2-16 板谷波山作「彩磁金魚文花瓶」



図2-17 板谷波山生家
(表2-2(31)、図2-29)

大正時代には、江戸時代より生産が盛んとなった真岡木綿が、外国より大量に輸入されることに伴う大打撃を受け、衰退の一途を辿ることになるが、これに代わって足袋底織りが有名となり、一時は全国の8割を生産するに至った。

昭和時代になると、戦争の波が本市にも押し寄せ、昭和14年(1939)には、陸軍の訓練基地として下館飛行場が建設され、昭和19年(1944)以降には迎撃基地、さらには特攻隊の出撃基地となるという数奇な運命を背負うこととなった。そのような歴史とは対照的に、文化面においては、陶芸家の板谷波山(はざん) (図2-16、図2-17)、洋画家の森田茂といった文化勲章受章者を輩出し、市民の誇りとなっている。

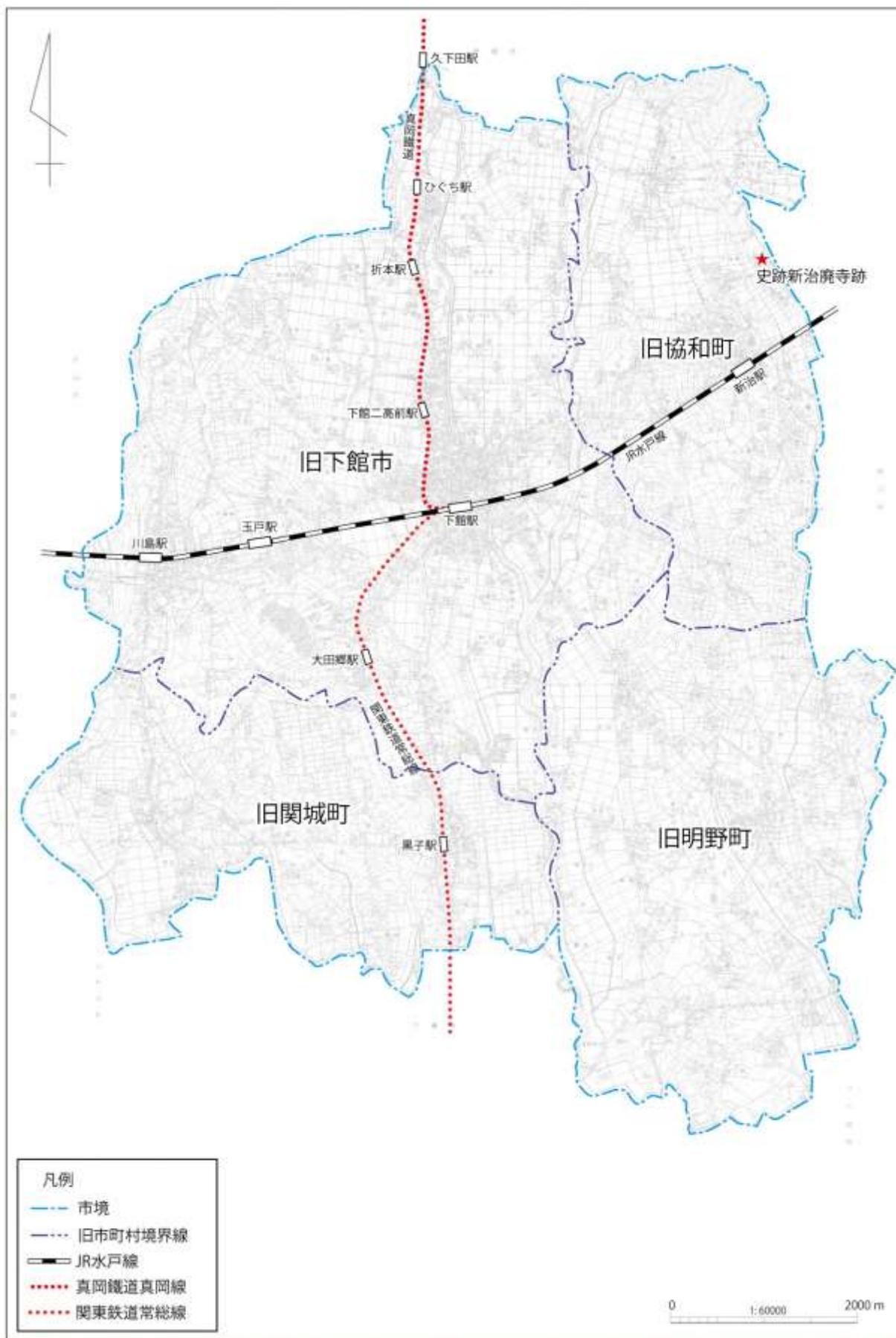


図 2 - 20 行政区の変遷 2

4 産業構造及び産業別就業人口

産業構造は、国勢調査によれば平成17年(2005)は第1次産業10.0%、第2次産業37.3%、第3次産業51.7%、平成22年(2010)は第1次8.6%、第2次35.7%、第3次52.6%、平成27年(2015)には第1次8.37%、第2次36.06%、第3次55.57%となっている(図2-21)。

本市の全就業者数は、平成7年(1995)以降減少しており、平成28年(2016)時点では、43,362人である。平成7年(1995)の62,075人に対して約30%減少している。

また、産業別就業者数を見ると、平成12年(2000)以降、全産業で就業者数が減少しており、産業別就業人口構成比を見ると、第1次産業と第2次産業が減少し、第3次産業が増加している。県全体と比較した産業分類ごとの経済活動の大きさは、「製造業」、「農林水産業」が秀でている。

「農林水産業」においても農業は、筑波山の裾野に広がる平野と、市内を流れる河川に恵まれ、農業産出額が近隣市と比較すると多く、水稻作付面積は県内第1位(平成27年(2015))と県内でも有数の米処である。また、梨とこだますいかは国内でも有数の産地であり、いずれも茨城県の銘柄産地指定も受けている。また、「製造業」において、工業は、事業所数・従業者数ともに減少傾向であるが、製造品出荷額は、平成20年(2008)9月のリーマン・ショックの影響を受けて落ち込んだ平成21年(2009)以降、増加傾向にあり、平成26年(2014)の製造品出荷額は、6,289億円である。製造品出荷額を近隣市と比較すると、平成26年(2014)時点で、小山市よりは低いものの、県内近隣市の中では1番多い。

平成28年(2016)経済センサスを見ると、日本全体から見た本市の経済活動の大きさを最も強いのは、雇用力及び稼ぐ力がともに最も高い「プラスチック製品製造業」であり、雇用力は、次いで「社会保険・社会福祉・介護事業」、「医療業」が強く、地域外から稼ぐ力は「窯業・土石製品製造業」、「情報通信機械器具製造業」が強い。製造業を中心に求人が増加傾向だが、充足率が低い。

第3次産業は、産業別就業人口構成の比率が増加しているものの、市全体の商店数、従業者数、年間商品販売額は、いずれも減少し続けている。従来、下館駅周辺市街地を中心に、周辺地域を商圈とする商業の集積により発展してきたが、近年、商店街で空き店舗が増加している。ただし、卸小売業の年間販売額は、突出して多いつくば市、小山市よりは低いものの、その他の近隣市と比べると約2倍から4倍と多い。

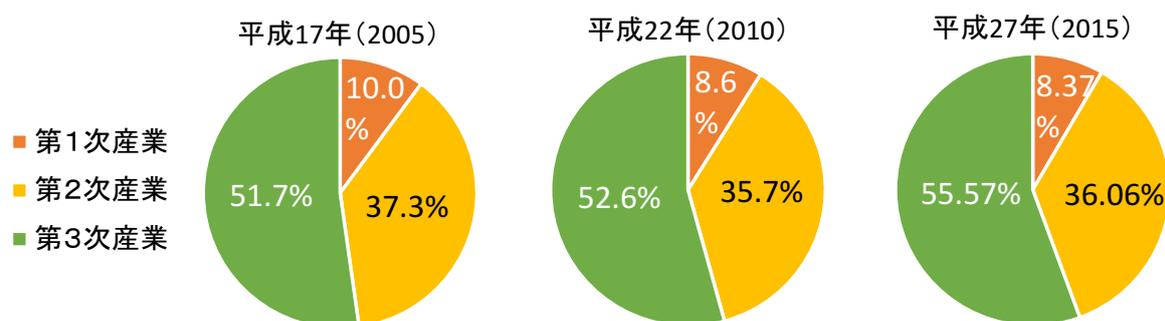


図2-21 産業構造

5 観 光

観光では、日本一の大神輿と30数基の子ども神輿、そして姫神輿が渡御する「下館祇園まつり」(図2-23)、毎年人気力士がゲストとして登場する「どすこいペア」(図2-24)、100万本の黄色い花畑「あけのひまわりフェスティバル」(図2-25)、華麗な戦国絵巻の武者行列「小栗判官まつり」(図2-26)の四大祭りが挙げられる。年間の観光客数は、平成26年度(2014)は369,400人、平成27年度(2015)は371,000人、平成28年度(2016)は421,900人、平成29年度(2017)は642,900人、平成30年度(2018)は570,800人を記録し、年々増加傾向にある(図2-22)。

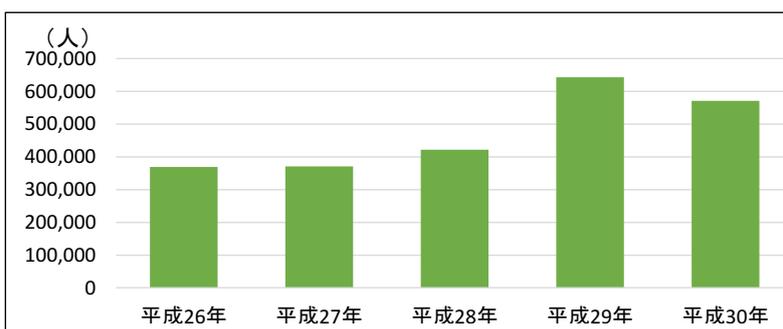


図2-22 年間の観光客数



図2-23 下館祇園まつり

図2-24 どすこいペア



図2-25 あけのひまわりフェスティバル 図2-26 小栗判官まつり

(出典：第2次筑西市総合計画)

6 交通網

道路体系は、国道2路線(50号、294号)、主要地方道6路線、一般県道15路線を有し、周辺諸都市及び当該圏域の拠点地域を相互に結んでいる(図2-27)。

市のほぼ中心を東西方向に国道50号、南北方向に国道294号が整備され、この2路線が交差した部分が市の中心部となり、さらにここから石岡市、つくば市、古河市方面に放射状に県道が整備されている。

鉄道は、JR水戸線、関東鉄道常総線、真岡鐵道真岡線の3線があり、下館駅をはじめとして市内に9駅を有する。

東西に走るJR水戸線の下館駅を起点として、南は取手市までを結ぶ関東鉄道常総線、北は栃木県茂木町まで真岡鐵道真岡線が運行されている。

また、高齢者等の交通手段の確保と福祉・医療施設等の利便性向上を図るため、巡回バスを運行している。

廃寺跡までのアクセスについては、JR水戸線の新治駅が最寄りとなるが、駅から廃寺跡までは数km離れており、定期バス等の運行もないのが現状である。

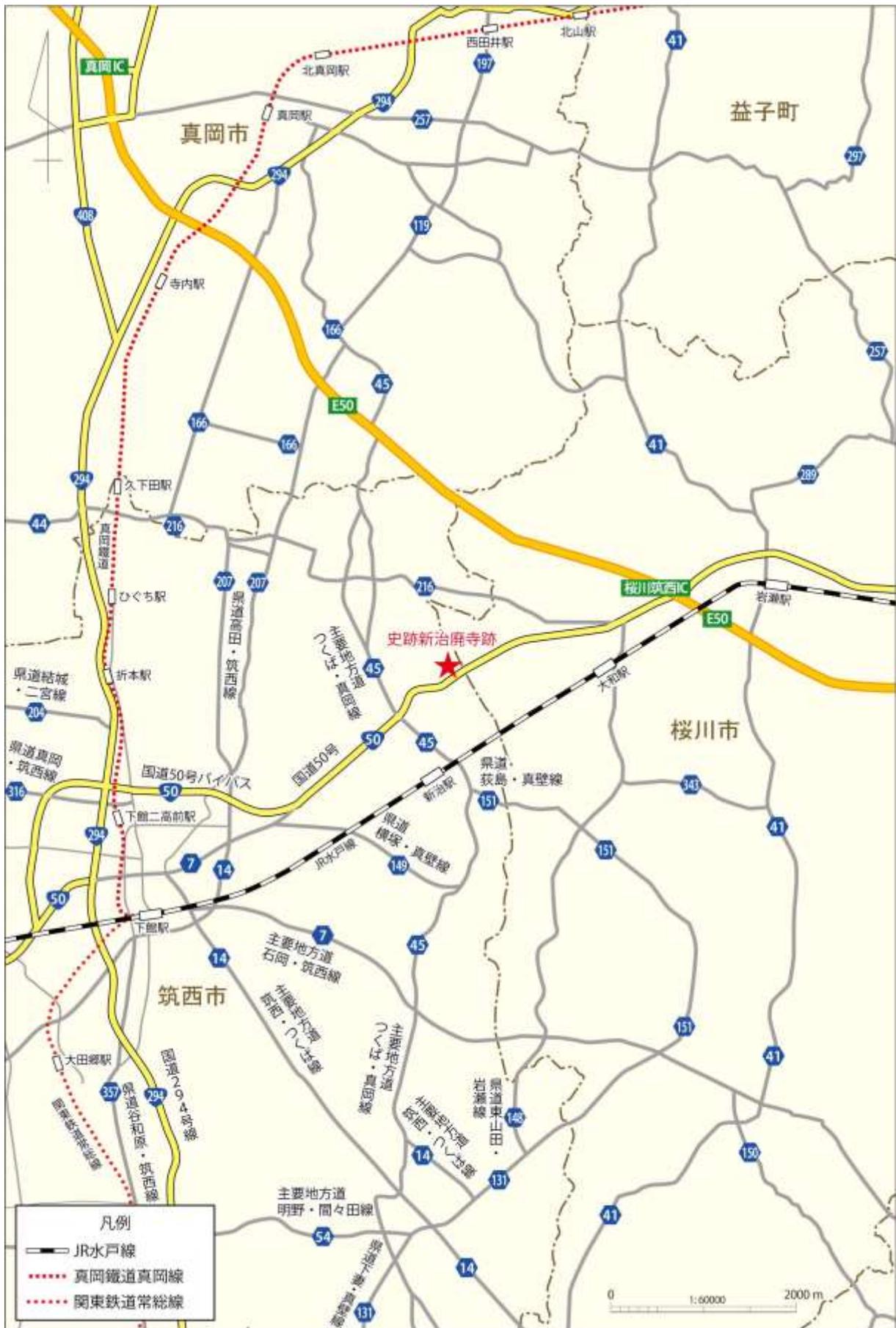


図2-27 交通網図

7 公共施設

(1) 生涯学習関連施設

生涯学習関連施設としては、生涯学習センター市民ホール(500人)、明野公民館大ホール(800人)があり、市内には固定席の文化ホールを2施設有する。

また、スピカ・コミュニティプラザ(260人)や茨城県県西生涯学習センターにも多目的ホール(300人)がある。しかし、それぞれ規模や形態も異なることから、役割分担を図りながら運営している。

各種講座や教室等に利用される公民館は、4地区それぞれに中央公民館、地区公民館が整備されている。

図書館については、下館地区と明野地区に独立館が整備されているほか、関城地区と協和地区には公民館に図書室が確保されている。

また、下館地区の中心市街地に中央公民館機能を有する地域交流センターと美術館がある。

その他、特色ある学習施設は、下館地区の板谷波山記念館、協和地区の農業資料館がある。

(2) スポーツ・レクリエーション施設

スポーツ・レクリエーション施設は、各地区全24施設あり、各種スポーツ大会の開催に利用されている。そのほか、県西総合公園、キャンプ場を有する宮山ふるさとふれあい公園など、多くの都市公園が整備され、地域住民のスポーツ・レクリエーション活動、憩いの場などに利用されている。

(3) 保健・福祉施設

4地区それぞれに保健センターが整備されており、各種検診事業等で有効に活用されている。

特に、明野地区では、「あけの元気館」として整備され、地下1,500mから湧き出す天然温泉を利用した浴室や温水プール、スポーツジムといった機能を有し、心と身体をリフレッシュする施設として近隣住民に寄与している。

保育施設も民間によるものが多く、保育所(園)15施設、認定こども園9施設が整備されている。また、子育て支援センターは、民間の保育施設への委託も含め11か所設置している。

医療施設については、一次救急としての筑西診療所や夜間休日一次救急診療、二次救急として茨城県西部メディカルセンターが設置され、地域の医療機関と連携している。

(4) 学校教育施設

幼稚園については、公立幼稚園が、明野地区、協和地区に2園設置されている。小学校については20校、中学校は7校となる。

高等学校については、県立高校が4校設置されている。また、協和地区には、県立の協和特別支援学校が設置されている。

(5) その他特色ある施設等

宮山ふるさとふれあい公園内には、農作物直売所が設けられ、休日には多くの集客がある。

また、公営霊園として台原公園墓地、富士見霊園がある。

さらに、令和元年（2019）7月には、北関東最大級の規模を誇る道の駅グランテラス筑西が整備されている。

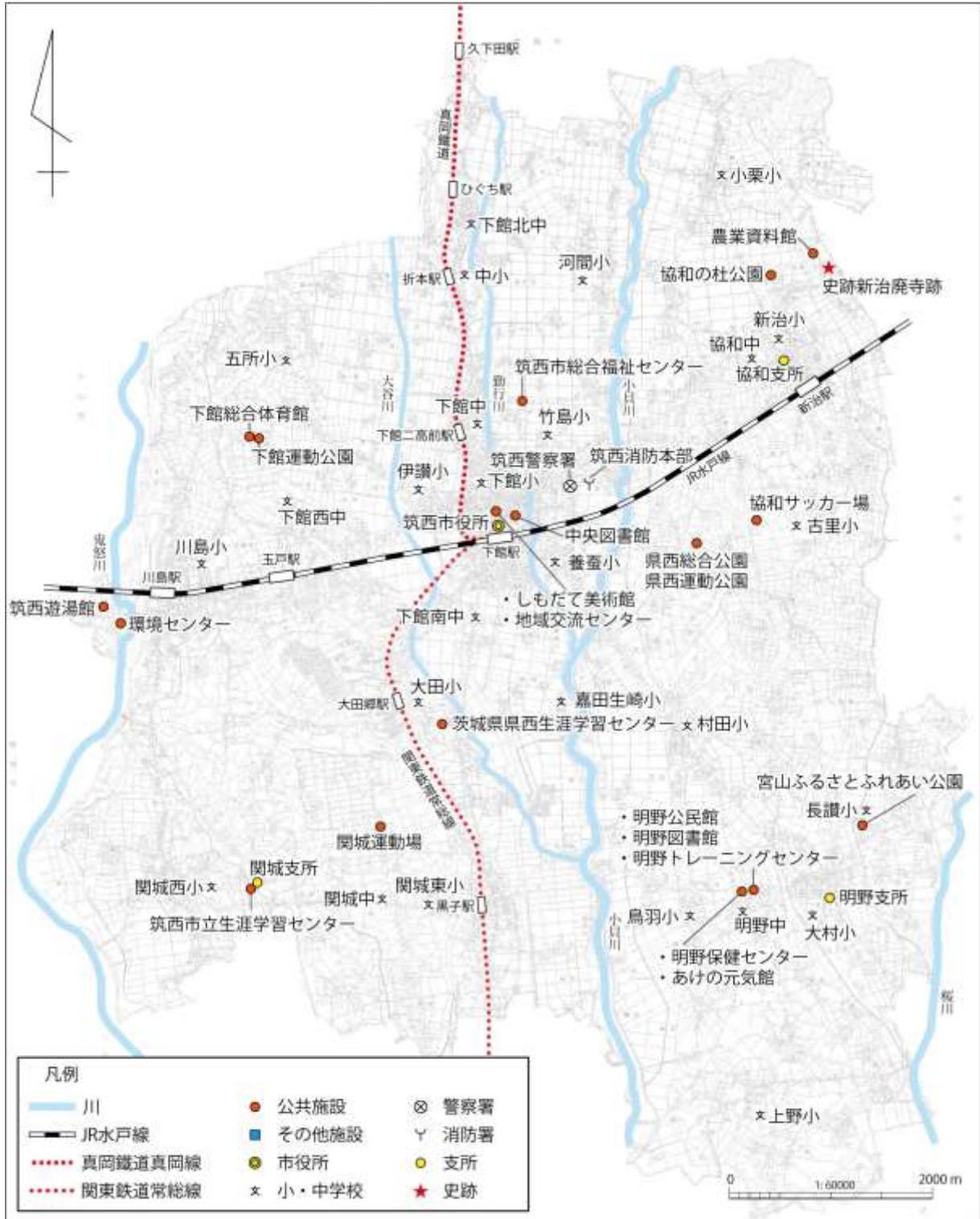


図2-28 主な公共施設図

8 文化財

筑西市の指定・登録文化財等は表2-1～表2-3、図2-29のとおりである。

指定文化財としては、重要文化財3件、史跡4件を含む計7件が国指定となっており、県指定24件、市指定117件を含めると148件が指定されている。また、国登録文化財として12件が登録されている。

表2-1 国・県・市指定文化財、国登録文化財総数（令和2年(2020)4月1日現在）

区分	種類	国指定	県指定	市指定	合計	国登録
有形文化財	建造物	1	2	21	24	12
	絵画		7	15	22	
	彫刻	1	4	19	24	
	工芸品		5	12	17	
	書跡			3	3	
	古文書					
	考古資料		1	8	9	
	歴史資料			2	2	
無形文化財		1			1	
民俗文化財	有形民俗文化財			6	6	
	無形民俗文化財		1	4	5	
記念物	史跡	4	4	19	27	
	名勝					
	天然記念物			8	8	
合計		7	24	117	148	12

表2-2 指定文化財一覧（令和2年(2020)4月1日現在）

No.	指定別	種類	番号	名称	員数	指定年月日
1	国	彫刻	彫第57号	木造観音菩薩立像 (寺伝延命観音像) (観音堂安置)	1 軀	大正 11 4 13
2	国	無形文化財	工芸第157号	髹漆(各個認定)		平成 14 7 8
3	国	史跡	文部省告示 第181号	関城跡		昭和 9 5 1
4	国	史跡	文部省告示 第181号	大宝城跡		昭和 9 5 1
5	国	史跡	文部省告示 第543号	新治廃寺跡 附上野原瓦窯跡		昭和 17 7 21
6	国	史跡	文化財保護委員会 告示第31号	新治郡衙跡		昭和 43 5 20
7	国	建造物	建第2548号	内外大神宮 内宮本殿・外宮本殿・御遷 殿	3 棟	平成 21 12 8
8	県	建造物	建第79号	羽黒神社本殿 (附棟札1枚)	1 棟	平成 14 1 25

No.	指定別	種類	番号	名称	員数	指定年月日
9	県	建造物	建第80号	上羽黒神社本殿及び拝殿	2棟	平成 14 1 25
10	県	絵画	絵第29号	絹本著色八景の図	3幅	昭和 37 10 24
11	県	絵画	絵画第34号	絵馬	1枚	昭和 38 8 23
12	県	絵画	絵画第36号	絵馬	1枚	昭和 39 7 31
13	県	絵画	絵第50号	来迎の弥陀	1幅	昭和 45 9 28
14	県	絵画	絵第66号	絹本著色両界曼荼羅図	2幅	昭和 57 3 4
15	県	絵画	絵第80号	絹本著色毘沙門天像	1幅	平成 28 1 21
16	県	絵画	絵第81号	絹本著色日吉山王本地仏 曼荼羅図	1幅	平成 29 1 26
17	県	彫刻	彫刻第44号	木造愛宕明神立像	1軀	昭和 38 8 23
18	県	彫刻	彫第125号	木造阿弥陀如来坐像	1軀	昭和 57 3 4
19	県	彫刻	彫第153号	木造狛犬	1対	平成 16 11 25
20	県	彫刻	彫第159号	銅造誕生釈迦仏立像	1軀	平成 19 11 16
21	県	工芸品	工第39号	螺鈿硯箱	1合	昭和 37 10 24
22	県	工芸品	工芸品第49号	銅鐘	1口	昭和 38 8 23
23	県	工芸品	工芸品第56号	板碑	1基	昭和 39 7 31
24	県	工芸品	工芸第58号	大袖鎧	1領	昭和 39 7 31
25	県	工芸品	工芸品第70号	石造五輪塔	1基	昭和 41 3 7
26	県	考古資料	考古第10号	板碑	1基	昭和 50 6 25
27	県	無形民俗	民第8号	小栗内外大神宮太々神楽		昭和 41 3 7
28	県	史跡	茨城県告示 第352号	船玉古墳		昭和 8 7 4
29	県	史跡	茨城県告示 第720号	伊佐城跡		昭和 10 11 26
30	県	史跡	茨城県告示 第625号	久下田城跡		昭和 15 9 4
31	県	史跡	史第19号	板谷波山生家		昭和 40 5 21
32	市	建造物	建第1号	観音寺本堂	1棟	昭和 51 6 28
33	市	建造物	建第2号	薬師堂本堂	1棟	昭和 51 6 28
34	市	建造物	建第3号	雷神社 本殿・幣殿・拝殿	3棟	昭和 51 6 28
35	市	建造物	建第4号	五所神社本殿	1棟	昭和 52 3 24
36	市	建造物	建第5号	観音院本堂	1棟	昭和 52 3 24
37	市	建造物	建第6号	春日神社本殿	1棟	昭和 52 3 24
38	市	建造物	建第7号	田中稻荷神社本殿	1棟	昭和 52 3 24
39	市	建造物	建第8号	不動堂	1棟	昭和 52 3 24
40	市	建造物	建第9号	八幡神社本殿	1棟	昭和 52 3 24
41	市	建造物	建第10号	小栗孫次郎平満重公と家 臣の供養塔	1基	昭和 54 3 1
42	市	建造物	建第11号	宝篋印塔	1基	昭和 54 3 1
43	市	建造物	建第12号	桑山神社本殿	1棟	昭和 55 3 28
44	市	建造物	建第13号	八幡神社本殿	1棟	昭和 55 3 28
45	市	建造物	建第14号	東睿山千妙寺総本堂	1棟	昭和 55 10 20
46	市	建造物	建第15号	虚空蔵堂	1棟	昭和 56 1 1
47	市	建造物	建第16号	二所神社本殿	1棟	昭和 56 1 1

第2章 史跡新治廃寺跡周辺の環境

No.	指定別	種類	番号	名称	員数	指定年月日
48	市	建造物	建第18号	徳聖寺山門	1棟	昭和 60 5 17
49	市	建造物	建第19号	羽黒神社旧拝殿	1棟	昭和 61 6 26
50	市	建造物	建第20号	最勝寺薬師堂 (附棟札1枚)	1棟	平成 14 3 20
51	市	建造物	建第21号	宮山観音堂	1棟	平成 14 11 15
52	市	建造物	建第22号	五所神社石造鳥居	1基	平成 29 11 17
53	市	絵画	絵第1号	漁夫図	1幅	昭和 51 6 28
54	市	絵画	絵第2号	寿三幅図	3幅	昭和 51 6 28
55	市	絵画	絵第3号	追羽子図	1幅	昭和 51 6 28
56	市	絵画	絵第4号	陶淵明山水図	3幅	昭和 51 6 28
57	市	絵画	絵第5号	東坡乗驢之図	3幅	昭和 51 6 28
58	市	絵画	絵第6号	文徴明八勝図模写	1巻	昭和 51 6 28
59	市	絵画	絵第7号	大機院殿筆画	1幅	昭和 51 6 28
60	市	絵画	絵第8号	水谷夫人妙西大姉画像	1幅	昭和 52 3 24
61	市	絵画	絵第9号	孝養太子四臣連座図	1幅	昭和 57 2 25
62	市	絵画	絵第11号	絹本著色刀八毘沙門天星 宿像	1幅	昭和 59 3 19
63	市	絵画	絵第13号	絹本著色馬形護法童子像	1幅	昭和 59 3 19
64	市	絵画	絵第14号	絹本著色護法童子像	1幅	昭和 59 3 19
65	市	絵画	絵第15号	頭如上人御影	1幅	平成 2 6 27
66	市	絵画	絵第16号	紙本著色仏涅槃像	1幅	平成 13 3 16
67	市	絵画	絵第17号	絹本著色釈迦三尊十六善 神図	1幅	平成 15 2 26
68	市	彫刻	彫第1号	宮山観音堂本尊十一面観 世音菩薩	1軀	昭和 51 4 1
69	市	彫刻	彫第2号	月海山観喜院(廃寺)石仏	2軀	昭和 51 6 28
70	市	彫刻	彫第3号	木造阿弥陀如来坐像	1軀	昭和 51 6 28
71	市	彫刻	彫第4号	青銅聖観世音菩薩立像	1軀	昭和 52 3 24
72	市	彫刻	彫第5号	木造薬師如来立像	1軀	昭和 54 3 1
73	市	彫刻	彫第6号	聖観世音菩薩立像	1軀	昭和 54 3 1
74	市	彫刻	彫第7号	木戸幸福寺所蔵仏像	4軀	昭和 54 4 1
75	市	彫刻	彫第8号	銅造観世音菩薩立像	1軀	昭和 55 3 28
76	市	彫刻	彫第9号	木造阿弥陀如来坐像	1軀	昭和 59 3 19
77	市	彫刻	彫第10号	木造薬師如来坐像	1軀	昭和 60 5 17
78	市	彫刻	彫第11号	木造鬼子母神立像	1軀	平成 1 11 1
79	市	彫刻	彫第12号	木造十一面観音立像	1軀	平成 3 3 28
80	市	彫刻	彫第13号	木造天部形立像	2軀	平成 3 3 28
81	市	彫刻	彫第14号	木造薬師如来坐像	1軀	平成 14 3 20
82	市	彫刻	彫第16号	木造不動明王及び二童子 立像	3軀	平成 15 8 21
83	市	彫刻	彫第17号	木造阿弥陀如来坐像	1軀	平成 17 3 15
84	市	彫刻	彫第18号	木造不動明王立像	1軀	平成 17 3 15
85	市	彫刻	彫第19号	木造聖観音立像	1軀	平成 23 8 18
86	市	彫刻	彫第20号	木造十一面観音立像	1軀	平成 23 8 18

No.	指定別	種類	番号	名称	員数	指定年月日
87	市	工芸品	工第1号	二峰庵額	1枚	昭和 51 6 28
88	市	工芸品	工第2号	本小札紺糸緘胴丸	1領	昭和 51 6 28
89	市	工芸品	工第3号	陣羽織	2領	昭和 51 6 28
90	市	工芸品	工第4号	陣笠	1頭	昭和 51 6 28
91	市	工芸品	工第5号	下館藩主石川家拝領打刀拵	1具	昭和 52 3 24
92	市	工芸品	工第6号	銀製定紋入手鏡	1面	昭和 52 3 24
93	市	工芸品	工第7号	雷神社神楽面	1面	昭和 52 3 24
94	市	工芸品	工第8号	雷神社神楽面	23面	昭和 52 3 24
95	市	工芸品	工第9号	銅五鈷杵	1口	昭和 58 4 15
96	市	工芸品	工第10号	銅五鈷鈴	1口	昭和 58 4 15
97	市	工芸品	工第11号	茅屋山水蒔絵硯箱	1合	昭和 59 3 19
98	市	工芸品	工第12号	月海山観喜院医王寺(廃寺)不動堂厨子	1基	平成 15 8 21
99	市	書跡	書第1号	宇都宮歳旦帖	1帖	昭和 51 6 28
100	市	書跡	書第2号	伊達左近中将吉村公筆軸	1対	昭和 51 6 28
101	市	書跡	書第3号	吉村公筆和歌	1幅	昭和 51 6 28
102	市	考古資料	考第1号	土師器	1点	昭和 51 4 1
103	市	考古資料	考第2号	瓶	2点	昭和 51 4 1
104	市	考古資料	考第3号	鯨の化石	1点	昭和 51 4 1
105	市	考古資料	考第4号	板碑	1基	昭和 58 4 22
106	市	考古資料	考第5号	板碑	2基	平成 1 5 25
107	市	考古資料	考第6号	五輪塔	1基	平成 1 5 25
108	市	考古資料	考第7号	注口土器	1点	平成 7 2 23
109	市	考古資料	考第8号	高坏形土器	2点	平成 7 2 23
110	市	歴史資料	歴第1号	安倍清明伝記版木・八幡稻荷権化帳伝記版木	2点	平成 12 3 24
111	市	歴史資料	歴第2号	高札台	1基	平成 14 2 25
112	市	有形民俗	有民第1号	結縁交名帳(附阿弥陀如来1軀)	1点	昭和 51 6 28
113	市	有形民俗	有民第2号	具足一揃	1領	昭和 53 1 25
114	市	有形民俗	有民第3号	千人仏		昭和 53 4 1
115	市	有形民俗	有民第4号	関流算額絵馬	1枚	昭和 54 3 1
116	市	有形民俗	有民第5号	関流算額絵馬	1枚	昭和 54 3 1
117	市	有形民俗	有民第6号	二宮尊徳仕法の水車と杵	2	昭和 54 10 1
118	市	無形民俗	無民第1号	関本神社太々神楽		昭和 50 4 24
119	市	無形民俗	無民第2号	常盤連(ひよつとこ)		昭和 51 4 1
120	市	無形民俗	無民第3号	雷神社の湯立祭		昭和 51 6 28
121	市	無形民俗	無民第4号	辻集落火涉		昭和 59 3 19
122	市	史跡	史第1号	伊達行朝廟	1基	昭和 51 6 28
123	市	史跡	史第2号	葦間山古墳	1基	昭和 51 6 28
124	市	史跡	史第3号	加波山事件志士の墓	4基	昭和 51 6 28
125	市	史跡	史第4号	女方遺跡		昭和 51 6 28

第2章 史跡新治廃寺跡周辺の環境

No.	指定別	種類	番号	名称	員数	指定年月日
126	市	史跡	史第5号	女方古墳群(神明塚)		昭和 51 6 28
127	市	史跡	史第6号	下江連十二天遺跡		昭和 51 6 28
128	市	史跡	史第7号	水谷家歴代の墓	1基	昭和 51 6 28
129	市	史跡	史第8号	下館城跡		昭和 51 6 28
130	市	史跡	史第9号	野殿古墳	1基	昭和 51 6 28
131	市	史跡	史第10号	等覚院供養塔	2基	昭和 52 3 24
132	市	史跡	史第11号	西方古墳	1基	昭和 52 3 24
133	市	史跡	史第12号	西方新畑古墳	1基	昭和 52 3 24
134	市	史跡	史第13号	薬師町古墳	1基	昭和 52 3 24
135	市	史跡	史第14号	下館藩主石川総管の墓	1基	昭和 52 3 24
136	市	史跡	史第15号	富士東古墳(浅間山)	1基	昭和 52 3 24
137	市	史跡	史第16号	富士東古墳(寺うしろ山)	1基	昭和 52 3 24
138	市	史跡	史第17号	佐藤英信の墓	1基	昭和 52 3 24
139	市	史跡	史第18号	台畑古墳	1基	昭和 60 12 24
140	市	史跡	史第19号	飯田軍蔵の墓所	1基	平成 12 7 25
141	市	天然記念物	天記第1号	観音寺 大櫓	1株	昭和 52 3 24
142	市	天然記念物	天記第2号	薬師堂 大櫓	1株	昭和 52 3 24
143	市	天然記念物	天記第3号	関本神社の櫓	1株	昭和 54 10 1
144	市	天然記念物	天記第4号	月海山観喜院医王寺(廃寺) 藪椿	1株	平成 5 10 21
145	市	天然記念物	天記第5号	二所神社 大榎	1株	平成 5 10 21
146	市	天然記念物	天記第6号	八幡台 大榎	1株	平成 11 3 24
147	市	天然記念物	天記第7号	市野辺 大柳	1株	平成 11 3 24
148	市	天然記念物	天記第8号	延命寺のシダレザクラ	1株	平成 30 8 23

表2-3 国登録有形文化財一覧

(令和2年(2020)4月1日現在)

No.	区分	種類	登録番号	名称	員数	登録年月日
1	国登録	建造物	第08-0007号	荒川家住宅 主屋	1棟	平成 11 8 23
2	国登録	建造物	第08-0008号	荒川家住宅 店蔵	1棟	平成 11 8 23
3	国登録	建造物	第08-0009号	荒川家住宅 付属屋	1棟	平成 11 8 23
4	国登録	建造物	第08-0010号	荒川家住宅 内蔵	1棟	平成 11 8 23
5	国登録	建造物	第08-0011号	荒川家住宅 石蔵	1棟	平成 11 8 23
6	国登録	建造物	第08-0012号	一木歯科医院	1棟	平成 11 8 23
7	国登録	建造物	第08-0253号	荒川家住宅 主屋	1棟	平成 23 7 25
8	国登録	建造物	第08-0254号	荒川家住宅 旧店蔵	1棟	平成 23 7 25
9	国登録	建造物	第08-0255号	荒川家住宅 土蔵	1棟	平成 23 7 25
10	国登録	建造物	第08-0294号	旧尾見家住宅 主屋	1棟	平成 28 11 29
11	国登録	建造物	第08-0295号	旧尾見家住宅 神輿蔵	1棟	平成 28 11 29
12	国登録	建造物	第08-0296号	旧尾見家住宅 薬医門	1棟	平成 28 11 29

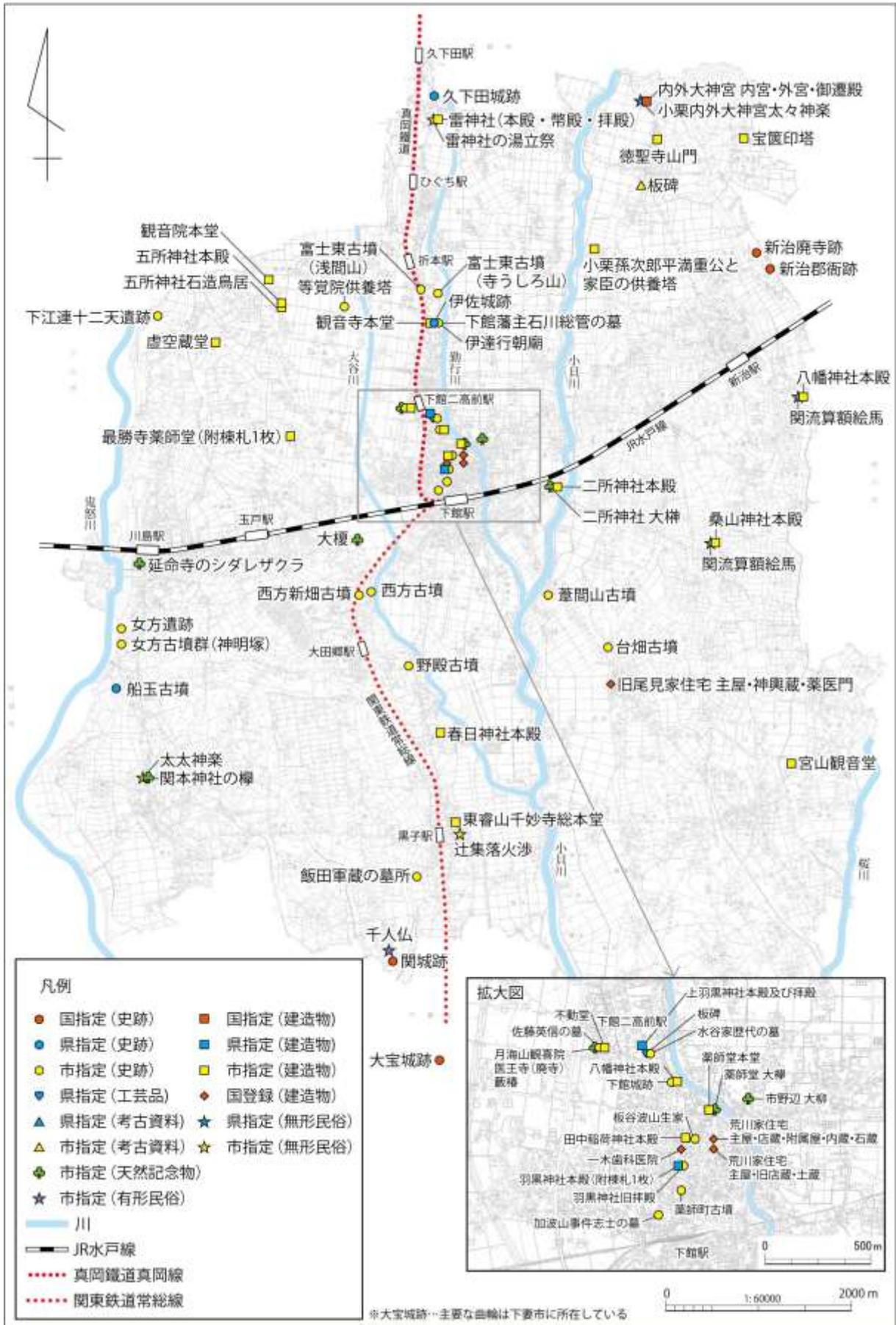


图 2-29 文化財分布图

表2-4 埋蔵文化財包蔵地 筑西市（旧協和町）

遺跡番号	遺跡名	所在地	種類	現況	時代・時期						
					旧石	縄文	弥生	古墳	奈平	中世	近世
001	宮本古墳	小栗字宮本 3-1	古墳	山林				○			
002	寺山古墳A支群	小栗字浦山 6644 外	古墳群	山林				○			
003	寺山古墳B支群	小栗字浦山 6565 外	古墳群	山林、ゴルフ場				○			
004	雷神山古墳群	小栗字浦山 6671 外	古墳群	山林、ゴルフ場				○			
005	丑塚古墳群	小栗字丑塚 6860 外	古墳群	ゴルフ場				○			○
006	大宝塚古墳	小栗字大宝塚 6979-1	古墳	山林				○			
007	西館古墳	小栗字下小栗 3561 外	古墳	水田				○			
008	御殿内古墳群	小栗字御殿 8400 外	古墳群	水田				○			
009	小栗城跡	小栗字城山 278-3 外	城館跡	山林						○	
010	城山遺跡	小栗字城山 225 外	包蔵地	山林	○					○	
011	宮本遺跡	小栗字宮本 3-19	包蔵地	雑地			○				
012	宮本東遺跡	小栗字浦山 6600-1 外	包蔵地	畑、宅地		○		○	○		
013	宮本A遺跡	小栗字宮本 13-1 外	集落跡	工場	○	○			○		
014	宮本B遺跡	小栗字宮本 39-1 外	集落跡	工場		○					
015	芝塚遺跡	小栗字浦山 6582 外	集落跡	ゴルフ場			○				
016	寺山廃寺院跡	小栗字高山下 6518 外	寺院跡	ゴルフ場						○	
017	浦山遺跡	小栗字浦山 6567 外	包蔵地	ゴルフ場	○	○	○	○	○	○	
018	丑塚遺跡	小栗字丑塚 6907-3 外	包蔵地	ゴルフ場	○						
019	らいさま山遺跡	小栗字仙源山 6726-1 外	集落跡	ゴルフ場		○					
020	七ツ池東方A遺跡	小栗字大政山 6727-1	集落跡	ゴルフ場		○	○	○			
021	七ツ池東方B遺跡	小栗字仙源山 6726-1 外	集落跡	ゴルフ場		○	○				
022	権現遺跡	小栗字権現 5940 外	包蔵地	畑、ゴルフ場				○	○	○	
023	竹の下遺跡	小栗字稻荷宿西 7433	包蔵地	畑					○	○	
024	次郎丸遺跡	小栗字次郎丸 5753-1 外	包蔵地	畑、水田		○		○	○		
025	下今泉遺跡	小栗字下今泉	包蔵地	畑、水田			○	○	○	○	
026	御殿内遺跡	小栗字御殿 8312 外	城館跡	畑、水田、宅地					○	○	
027	上中台南遺跡	小栗字上中台 6995 外	包蔵地	山林、工場		○	○	○	○		
028	上野原遺跡	小栗字下中台 4574-2 外	包蔵地	畑、水田					○		
029	天神山古墳A支群	蓬田字天神下 736	古墳群	山林				○			
030	天神山古墳B支群	蓬田字前畑 796-1 外	古墳群	山林				○			
031	天神山古墳C支群	蓬田字前畑 809-1 外	古墳群	山林				○			
032	中台古墳	蓬田字中台 4812-9	古墳	水田				○			
033	石畑遺跡	蓬田字天神下	包蔵地	畑、水田		○		○	○		

遺跡 番号	遺 跡 名	所 在 地	種 類	現 況	時代・時期						
					旧 石	縄 文	弥 生	古 墳	奈 平	中 世	近 世
034	中台遺跡	蓬田字中台 4812-8 外	集落跡	水田	○	○					
035	東原遺跡	蓬田字東原	包蔵地	畑、雑地		○		○	○		
036	古郡台原古墳群	古郡字台原 555	古墳群	山林				○			
037	台原遺跡	古郡字台原 563 外	集落跡	雑地		○		○	○		
038	新治郡衙跡	古郡字池小森 180 外	官衙跡	畑、水田					○		
039	新治廃寺跡	久地楽字臺 563 外	寺院跡	畑、水田					○		
040	久地楽長町窯跡	久地楽字長町 44-1	生産遺跡	雑地					○		
041	新治廃寺北遺跡	久地楽字臺 593 外	包蔵地	畑、水田、宅地		○		○	○		
042	協和の杜公園遺跡	久地楽字西の内 260 外	集落跡	公共施設				○	○	○	
043	御止山古墳	井出蛭沢字玉川西 1645	古墳	宅地、雑地				○			
044	西館古墳	井出蛭沢字北塚 2820-20 外	古墳	水田				○			
045	太陽寺古墳群	井出蛭沢字玉川西 2882 外	古墳群	水田				○			
046	元宿古墳	井出蛭沢	古墳	墓地				○			
047	宿原遺跡	門井字口ノ町	包蔵地	水田				○	○		
048	坊ヶ島遺跡	門井字坊ヶ島 1797-1 外	包蔵地	畑、水田、学校					○		
049	北原遺跡	三郷字北原 1282 外	包蔵地	畑、水田		○	○	○			
050	組内経塚	三郷字組内 360-1 外	経塚	雑地							○
051	古堂遺跡	横塚字堂東 49-1 外	包蔵地	畑、水田、墓地		○		○	○		
052	横塚古墳	横塚	古墳	宅地				○			
053	横塚古墳	横塚 320-1	古墳	神社境内				○			
054	申合遺跡	横塚字申合 1755-9 外	包蔵地	公園				○	○		
055	行人山遺跡	蓮沼字前原 1616-2 外	包蔵地	畑、工場				○	○		○
056	陣屋遺跡	知行字陣屋 124-1 外	城館跡、包蔵地	畑、水田、宅地、雑地		○		○	○		○
057	巽内遺跡	桑山字壺番耕地 147 外	包蔵地	畑、水田				○	○		
058	塔ノ内遺跡	桑山字九番耕地 1856-3 外	包蔵地	畑、水田、宅地		○		○	○		
059	境ノ町遺跡	桑山字拾六番耕地 3101 外	包蔵地	畑、水田				○	○		
060	堂東遺跡	横塚字堂東 85-1 外	集落跡外	国道、雑地		○		○		○	
061	西前地遺跡	小栗西前地 3560-1 外	集落跡	荒蕪地					○	○	

表2-5 埋蔵文化財包蔵地 筑西市（旧下館市 図2-30の範囲を抜粋）

遺跡番号	遺跡名	所在地	種類	現況	時代・時期						
					旧石	縄文	弥生	古墳	奈平	中世	近世
007	南台古墳群	大塚字南台 8~23 外	古墳群	山林、陸田、畑				○			
008	新田前古墳群	大塚字新田前 90 外	古墳群	山林、畑、宅地				○			
009	宮端古墳群	深見字宮端 653 外	古墳群	宅地、畑				○			
010	北茂田古墳群	茂田字北茂田 429 外	古墳群	山林、畑、陸田				○			
012	徳持（葦間山）古墳	徳持字下浦 317 外	古墳	山林、宅地				○			
013	島古墳	島字東台 126 外	古墳	山林、墓地				○			
021	大関遺跡	大関字西 1107 外	包蔵地	神社境内、陸田、畑		○					
022	宮端遺跡	深見字宮端 653 外	包蔵地	畑、陸田、宅地		○					
023	南台遺跡	大塚字南台 15 外	包蔵地	山林、畑		○	○				
026	赤城前遺跡	茂田字赤城前 895 外	包蔵地	山林、畑、陸田		○					
055	大明神遺跡	羽方字大明神 241 外	包蔵地	神社境内					○		
067	北原遺跡	茂田字北原 1733 外	包蔵地	畑					○		

表2-6 埋蔵文化財包蔵地 筑西市（旧明野町 図2-30の範囲を抜粋）

遺跡番号	遺跡名	所在地	種類	現況	時代・時期						
					旧石	縄文	弥生	古墳	奈平	中世	近世
001	台畑古墳	村田字台畑 1316~1318 番地	古墳	山林				○			
002	灯火山古墳	村田字上町 1508-1、1509 番地	古墳	畑、山林				○			
003	えんなみ台遺跡	村田字台畑 1331 番地外	包蔵地	畑		○		○	○		
020	三所宮北遺跡	村田字三所宮 1758 番地外	包蔵地	畑				○	○	○	
021	三所宮南遺跡	村田字三所宮 1745-1 番地外	包蔵地	畑、宅地				○	○	○	
025	境ノ町遺跡	内淀字境ノ町 485 番地外	包蔵地	畑				○	○		
026	塔ノ内遺跡	内淀字塔ノ内 267-1 番地外	包蔵地	畑				○	○		
027	内淀西遺跡	内淀字若杉 282-1 番地外	包蔵地	畑、陸田				○	○	○	
028	北浦遺跡	内淀字北浦 3 番地外	包蔵地	畑、陸田、宅地				○	○		
029	北明遺跡	鍋山字北明 290 番地外	包蔵地	畑、陸田				○	○		
030	西明遺跡	鍋山字西明 560 番地外	包蔵地	畑、陸田				○	○		
031	屋敷付西遺跡	鍋山字屋敷付 427 番地外	包蔵地	畑、陸田、宅地				○	○		
032	屋敷付南遺跡	鍋山字屋敷付 530 番地外	包蔵地	宅地、畑						○	
033	鍋山東原遺跡	鍋山字東原 764 番地外	古墳、集落跡	山林、畑		○		○	○	○	

遺跡番号	遺跡名	所在地	種類	現況	時代・時期							
					旧石	縄文	弥生	古墳	奈平	中世	近世	
034	八坂神社古墳	鍋山字東原 765 番地	古墳	神社、山林				○				
035	猫手前遺跡	猫島字猫手前 550 番地外	包蔵地	畑、宅地				○	○	○		
036	猫島新田前遺跡	猫島字新田前 6-1 番地外	包蔵地	畑、陸田					○	○		
038	根ノ下遺跡	宮後字根ノ下 1769 番地外	包蔵地	畑				○	○	○		
039	西後遺跡	宮後字西後 862 番地外	包蔵地	畑、宅地				○	○	○		
040	新田遺跡	宮後字新田 634 番地外	包蔵地	畑、山林				○	○	○		
041	宮後東原遺跡	宮後字東原 469 番地外	包蔵地	畑				○	○	○		

表2-7 埋蔵文化財包蔵地 桜川市（旧岩瀬町 図2-30の範囲を抜粋）

遺跡番号	遺跡名	所在地	種類	現況	時代・時期							
					旧石	縄文	弥生	古墳	奈平	中世	近世	
011	塚本古墳	本郷字塚本 222-1 番地	古墳	宅地				○				
012	二門塚古墳	本郷字山ノ入 927-64 番地	古墳	山林				○				
014	布着山古墳	西飯岡字宿 1172-1 番地外	古墳群	山林				○				
015	内山古墳	本郷字池下 105 番地	古墳	宅地				○				
023	星の宮古墳群	長方字星の宮 1146 番地外	古墳群	山林				○				
036	坂戸城跡	西飯岡字伊勢代 1236 番地	城館跡	山林						○		
047	鎌倉古墳群	上野原地新田字上野原 312-3 番地外	古墳群	原野				○				
049	遠越古墳	本郷字遠越 875 番地	古墳	畑				○				
051	上野原瓦窯跡	上野原地新田字上野原 312-3 番地	窯跡	原野					○			
055	坂戸古墳群	堤上字南戸屋 385 番地外	古墳群	ゴルフ場				○				
058	上野原遺跡	上野原地新田字上野原 437 番地外	包蔵地	畑			○					
066	本郷瓦塚遺跡	本郷字台 255 番地	窯跡	畑					○			
079	山ノ入古墳群	本郷字山ノ入 1017-35 番地外	古墳群	山林				○				
080	当向遺跡	堤上字当向 1-66 番地外	包蔵地	畑				○	○			
081	金谷遺跡	西飯岡字金谷 882 番地外	包蔵地	畑				○				
082	辰海道遺跡	長方字北辰海道 150 番地外	包蔵地	畑				○				
083	新治廃寺北遺跡	上野原地新田字台 391-10 番地外	包蔵地	畑			○					
096	大日下遺跡	長方字小幡 711-1 外	窯跡	山林、畑						○		
098	鎌倉街道跡	長方 995-3、1057-1	交通遺跡	宅地、山林、道路						○	○	

表2-8 埋蔵文化財包蔵地 桜川市（旧大和村 図2-30の範囲を抜粋）

遺跡番号	遺跡名	所在地	種類	現況	時代・時期							
					旧石	縄文	弥生	古墳	奈平	中世	近世	
001	高森遺跡	高森字本田 528 外	包蔵地	畑、神社境内		○						
005	前の原古墳群	大国玉字前の原 2501-2	古墳群	畑								
006	金敷古墳群	金敷島 812	古墳群	山林				○				
007	金敷寺前古墳	金敷栗山 603-1	古墳	宅地、山林				○				
014	木崎宝塚古墳	大国玉字宝塚 1369	古墳	山林				○				
025	高森西遺跡	高森字北浦 448	集落跡	畑		○			○	○		
026	中根東遺跡	高久字前ノ内 1585-1	集落跡	畑			○	○	○			
027	高久遺跡	高久字向山 438-1	集落跡	畑				○	○			
028	金敷遺跡	大国玉字館野 2990-1	集落跡	畑					○	○		
029	西峰遺跡	大国玉字寺坪前 3136-2	集落跡	畑					○			
030	中丸城跡	大国玉字中丸木	城館跡	畑						○		

表2-9 埋蔵文化財包蔵地 桜川市（旧真壁町 図2-30の範囲を抜粋）

遺跡番号	遺跡名	所在地	種類	現況	時代・時期							
					旧石	縄文	弥生	古墳	奈平	中世	近世	
008	八幡山古墳	真壁町上谷貝字稲荷山 1173	古墳	宅地、畑				○				
009	鹿島宮古墳	真壁町谷貝字鹿島宮 1466	古墳	山林				○				
023	大夫台遺跡	真壁町下谷貝字大夫台 187 外	包蔵地	山林		○						
024	高内遺跡	真壁町下谷貝字高内、竜神一帯	包蔵地	畑、山林		○						
032	谷貝城跡	真壁町上谷貝字館 6 外	城館跡	宅地、畑						○		
033	谷貝峯城跡	真壁町下谷貝字峯 967 外	城館跡	畑						○		
042	鹿嶋神社古墳群	真壁町上谷貝字梶谷島	古墳	山林				○				
043	市村家	真壁町下谷貝字辻 455	城館跡	宅地、畑						○		

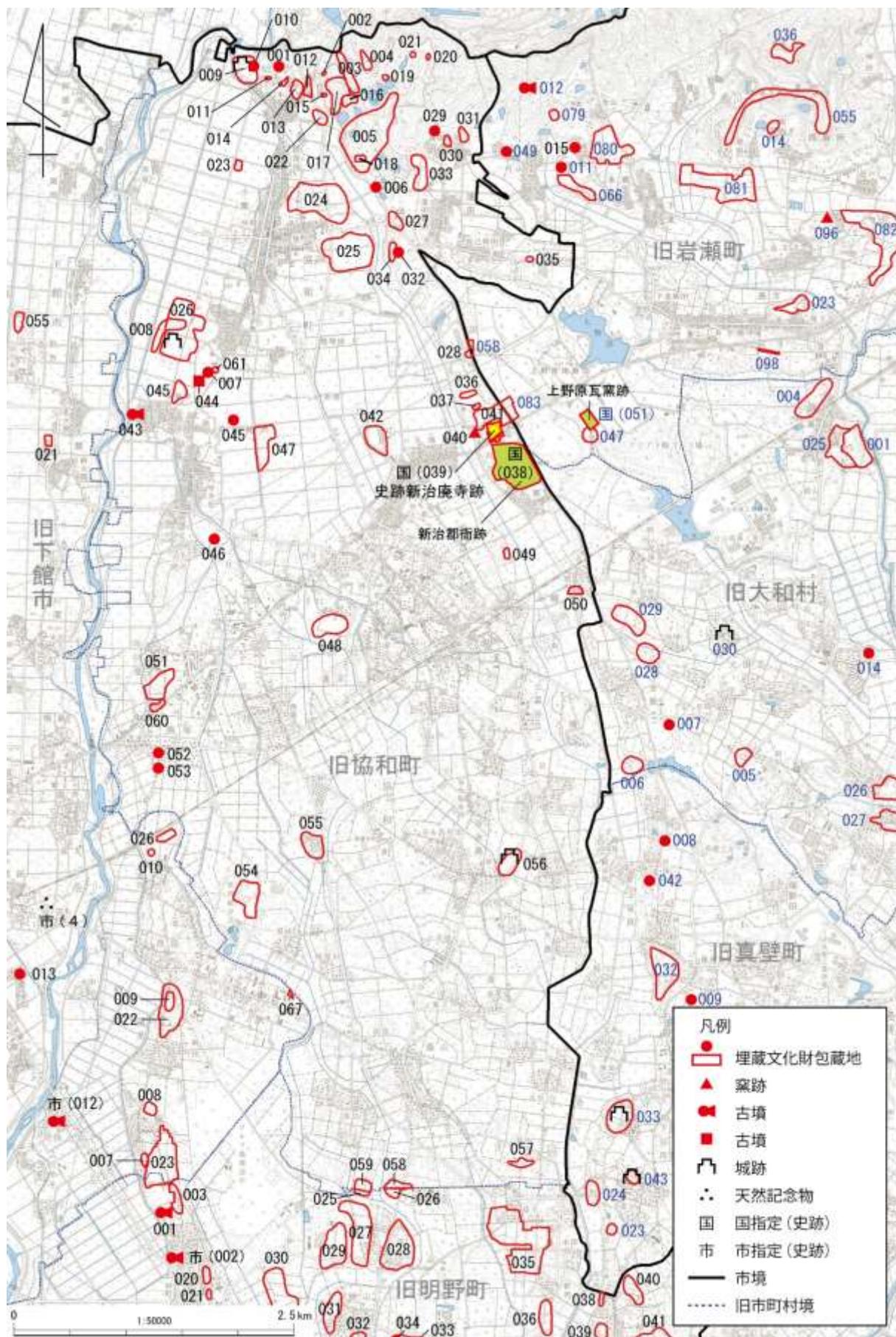


図2-30 新治廃寺跡周辺の埋蔵文化財包蔵地分布図

表2-10 主要文化財写真一覧

彫刻			
	木造観音菩薩立像 (表2-2 No. 1)	木造阿弥陀如来坐像 (表2-2 No. 18)	銅造誕生釈迦仏立像 (表2-2 No. 20)
建造物			
	内外大神宮 (表2-2 No. 7)	羽黒神社本殿 (表2-2 No. 8)	
	東睿山千妙寺総本堂 (表2-2 No. 45)	宮山観音堂 (表2-2 No. 51)	
	荒川家住宅 主屋 店蔵 (表2-3 No. 1)	旧尾見家住宅 主屋 (表2-3 No. 10)	

工芸品

螺鈿硯箱
(表2-2 No. 21)



石造五輪塔
(表2-2 No. 25)



銀製
定紋入
手鏡
(表2-2
No. 92)



大袖鎧 (表2-2 No. 24)

絵画

絹本着色
馬形護法
童子像
(表2-2 No. 63)



有形
民俗

二宮尊徳仕法
の水車と枡
(表2-2 No. 117)



無形
民俗

小栗内外大神宮太々神楽 (表2-2 No. 27)



辻集落火渉 (表2-2 No. 121)



遺跡

南台遺跡
(旧下館市、
表2-5 No. 023)



鍋山東原遺跡
(旧明野町、
表2-6 No. 033)





第3章 史跡新治廃寺跡の概要

第1節 指定に至る経緯



図3-1 廃寺跡周辺地形

新治廃寺跡は、市域の中央を南流する小貝川左岸、図3-1の洪積台地(真壁台地)上に位置しており、廃寺跡の南側には、新治郡衙跡が所在している。

廃寺跡では、古くから4基の土壇と多くの古瓦の出土が知られており、大正10年(1921)に黒板勝美、柴田常恵が当地を訪れ、遺跡の重要性が説かれた。これを契機に、地元の藤田清が遺跡の保存と継承に努め、昭和4年(1929)郡衙跡に「新治郡家之趾」の碑を建立した。昭和10年(1935)には、「大日本連合青年団指導者講習」に参加していた広瀬半之助が、講習の講師であった小野武夫(法政大学教授)に、藤田清や新治廃寺跡の情報を提供することとなる。これを契機として、藤田清に執筆の依頼があり、『社会経済史学』(第5巻第3号)に「常陸の不動倉」と題する論文を発表した。

茨城県女子師範学校に勤務していた高井悌三郎は、この論文を読み、昭和14年(1939)に廃寺跡の土壇上に残された礎石が埋没している可能性を指摘し、廃寺跡や隣接する新治郡衙跡の発掘調査を藤田清に提案し、着手することとなった。

発掘調査は、藤田清をはじめ旧新治村有志の協力により、同14年(1939)の一年間に3回行われた。その結果、中央土壇(金堂跡)、東側土壇(東塔跡)、西側土壇(西塔跡)、後方土壇(講堂跡)に礎石や心礎、塼床などの存在を確認し、さらにその北方に諸堂宇跡(僧房など)及び回廊、中門と推定される痕跡を確認し調査を終えた。この調査結果から、中門と金堂、講堂が南北に並び、金堂の東西に2つの塔が配置される双塔形式の特異な伽藍配置であることが判明するに至った。この年、高井は水戸市の台渡里廃寺跡の発掘調査にも着手し、京都大学考古学教室の梅原末治に指導を仰いでいる。

新治廃寺跡及び台渡里廃寺跡をはじめとする古代寺院の研究の進展は、高井が藤田清と出会ったことを契機とし、また、藤田清ら地元住民が日頃行なっていた遺跡の保存と顕彰活動の結果によりもたらされたといえる。

また上野原瓦窯跡は、廃寺跡の東約600mの桜川市上野原の台地上に位置しており、昭和14年(1939)に藤田昭三が発見し、翌15年(1940)3月から8月にかけて高井、藤田清らによって発掘調査が行われた。

この調査で4基の窯跡を確認し、うち1基を発掘調査した結果、平窯形式で窯底の溝が井桁状となる特異な構造であることが明らかになった。出土した瓦から新治廃寺の創建期から瓦使用の最終段階まで生産されていたことが判明した。

廃寺跡の調査を受け、昭和15年(1940)3月10日に、梅原が新治の地に来訪することとなり、その5か月後には、高井から藤田清宛に電報が発せられることになる。その内容は、廃寺跡の国指定史跡が決まった旨を知らせたものであった。藤田清の長年の活動が、一つの形となった瞬間であった。こうした経緯により、昭和17年(1942)7月21日に国指定史跡として指定された。さらには、昭和16年(1941)、昭和18年(1943)に新治郡衙跡でも発掘調査が行われ、整然と碁盤目に配置された正倉群の姿が明らかとなった。

これらの成果は、日本学術振興会の支援を受け、昭和19年(1944)に、『常陸国新治郡上代遺跡の研究』という報告書をもって公表された。同書の構成は、現在の水準と比較しても極めて質の高い内容と体裁を備えていた。

第2節 指定の状況

1 当初指定

(1) 指定告示

文部省告示 第543号

史蹟名勝天然紀念物保存法第1條ニ依リ左ノ通指定ス

昭和17年(1942)7月21日

文部大臣 橋田 邦彦

名称	地名	地域
新治廃寺跡	茨城縣眞壁郡新治村大字久地樂字台(現:茨城県筑西市久地樂字台)	563番、565番、567番、568番、588番、589番、自600番至613番
	同大字古郡字池小森(現:茨城県筑西市古郡字池小森)	173番、自175番至177番
	同字北原(現:茨城県筑西市古郡字北原)	507番
		右地域内ニ介在スル道路敷(縣道(現:国道)ヲ除ク)ヲ含ム
附 上野原瓦窯跡	同西茨城郡岩瀬町大字上野原地新田字上野原(現:茨城県桜川市上野原地新田字上野原)	292番内實測5歩、312番ノ3内實測2畝24歩、同内實測6歩、同内實測7歩

(2) 指定説明

臺地ノ縁辺ニ位セル地域ノ畑中ニ金堂跡ト認メラルヽ土壇アリ高サ約四尺五寸東西約六十尺、南北約四十尺稍橢圓形ヲ呈シ花崗岩繰出アル約三尺内外ノ礎石十個舊位置ニ存シ其ノ一部ニ塼ヲ敷詰メタル遺構ヲ存セリ

金堂跡ノ東側ニハ土壇アリテ高サ約四尺略三十尺ノ方形ヲ成シ其ノ中央ニ縦約五尺五寸横約四尺五寸ノ塔心礎ヲ存セリ花崗岩自然石ノ表面ヲ削平シテ中央ニ直径一

尺八寸二分、深サ七寸四分ノ圓孔ヲ刻セリ又西側ニモ一個ノ土壇アリ高サ約四尺東西約十七尺南北約十二尺、略々中心地点ニ塔心礎ノ趾ト認メラル、凹所アリテ其ノ傍ニ硬砂岩自然石ノ表面ヲ削平セル礎石一個ヲ存ス即チ前者ハ東塔趾ニシテ後者ハ西塔趾サルベシ更ニ金堂趾ノ北方約九十四尺ヲ距テテ講堂趾ト認メラル、土壇アリ高サ約二尺五寸東西約六十尺、南北約三十尺及至三十七尺、略々長方形ヲ成セリ礎石ハ殆ド取除カレタルモ尚西側ナル南北両隅ニ舊位置ニアリト認メラル、モノ二個ト畑中ニ顛落セルモノ一個トヲ存シ共ニ花崗岩自然力ノ表面ヲ削平セルモノナリ

各土壇ハ周圍ヨリ鑿取セラレテ縮小セルモ畑ノ地中ニ地固メノ遺構ヲ存スルニ依リテ其ノ基壇周辺ヲ偲ビ得ベシ又金堂趾、塔趾及講堂趾ヲ中心トセル周圍ノ畑ノ地中ニモ略長方形ニ圍繞セル廻廊趾ノ地固メト認メラル、遺構アリ講堂趾土壇ノ北方地區ニモ亦地固メノ遺構ヲ存シ各其ノ地域内ヨリ奈良時代ノ様式ヲ備フル古瓦ヲ出ダセリ此ノ如ク遺構完備シ伽藍配置ニ特色アル廃寺趾ハ類稀ナルモノナリ尚寺趾ノ東方約五百米、西茨城郡岩瀬町大字上野原新田字上野原ノ山林中ニ大小四個ノ瓦窯趾アリ低平ナル丘ノ上ニ築カレタル平窯ニシテ内大ナル分ハ天井、左右兩壁ハ破壊セルモ窯底ハ完存シ通火構ハ幅約一尺二寸、深サ約一尺三寸、井桁状ニ設ケラレ前方及左右兩側面ニ炊口部アリ廃寺趾ト近距離ニアリ且又出土ノ瓦モ廃寺趾発見ノ瓦ト略々同一ナレバ主トシテ新治発寺ニ使用セル瓦ヲ焼成セシ窯趾ト認ムルヲ得ベシ
(文化庁ホームページより。一部修正)

2 指定追加

(1) 指定告示

昭和 52 年（1977）文部科学省告示第 12 号

文化財保護法（昭和 25 年（1950）法律第 214 号）第 69 条第 1 項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定する。

昭和 52 年（1977）2 月 3 日

文部大臣 海部 俊樹

上 欄		下 欄	
名 称	指定告示	所在地	地 域
新治廃寺跡 附 上野原 瓦窯跡	昭和 17 年 文部省告示 第 543 号	茨城県西茨 城郡岩瀬町 大字上野原 地新田字上 野原	312 番ノ 3 のうち実測 4806.30 平方メートル（昭和 17 年に指定された地域を除く。）、 312 番ノ 28 のうち実測 9573.36 平方メートル（昭和 17 年に指定された地域を除く。）

新治廃寺跡 附 上野原瓦窯跡については、地域に関する実測図を茨城県教育委員会及び岩瀬町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

(2) 指定説明

新治廃寺跡 附 上野原瓦窯跡は、奈良時代の特色ある寺院跡及び屋瓦供給窯跡であるが、今回は、上野原瓦窯跡について追加指定を行う。最近実施された確認調査の結果、窯跡周辺で造瓦工房跡と推定される住居跡及びこれに関連する掘立柱建物跡が発見されたので、併せて保存を図るものである。

3 管理団体の指定

名 称	地方公共団体
新治廃寺跡	筑西市
附 上野原瓦窯跡	桜川市

4 指定範囲

面 積： 新治廃寺跡 39,452 m²

附 上野原瓦窯跡 14,379 m²

指定基準： 三．社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

六．交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

5 土地所有の状況

指定地内の土地所有区分は図3-2のとおりである。金堂跡、東塔跡、西塔跡、講堂跡が位置する土地は公有地化されている。それを除く指定地内の大部分の土地は民有地であり、畑地となっているが、耕作放棄地も存在している。

新治廃寺跡

町・村・大字	丁目・字	地 番	地 目	地 積	所有区分
古郡	池小森	173-1	畑	241	民有地
〃	〃	173-2	畑	257	〃
〃	〃	175	畑	497	〃
〃	〃	176	畑	280	〃
〃	〃	177-1	畑	2411	〃
〃	北原	507-1	畑	1627	〃
〃	〃	507-3	畑	1423	〃
久地楽	臺	563-1	畑	515	〃
〃	〃	563-4	畑	250	〃
〃	〃	563-5	畑	137	〃
〃	〃	563-6	畑	283	〃
〃	〃	565-1	畑	5480	〃
〃	〃	567	原野	1020	〃
〃	〃	568	畑	2213	〃
〃	〃	588	畑	3102	〃
〃	〃	600	畑	1024	〃

第3章 史跡新治廃寺跡の概要

町・村・大字	丁目・字	地番	地目	地積	所有区分
久地楽	臺	601	畑	1676	民有地
〃	〃	602	畑	1246	〃
〃	〃	603	畑	497	〃
〃	〃	604-1	畑	1713	〃
〃	〃	604-2	畑	1774	〃
〃	〃	605	畑	382	〃
〃	〃	607	原野	397	公有地
〃	〃	608	畑	3268	民有地
〃	〃	609	原野	204	公有地
〃	〃	610-1	畑	1894	民有地
〃	〃	611-1	宅地	1410.15	〃
〃	〃	612	畑	2245	〃
〃	〃	613-1	畑	1088	〃
〃	〃	613-2	畑	898	〃

上野原瓦窯跡

町・村・大字	丁目・字	地番	地目	地積	所有区分
上野原地新田	上野原	312-29	山林	8620	公有地
〃	上野原	312-30	山林	953	〃
〃	上野原	312-31	山林	4806	〃



図3-2 史跡指定地範囲



図3-3 地番図

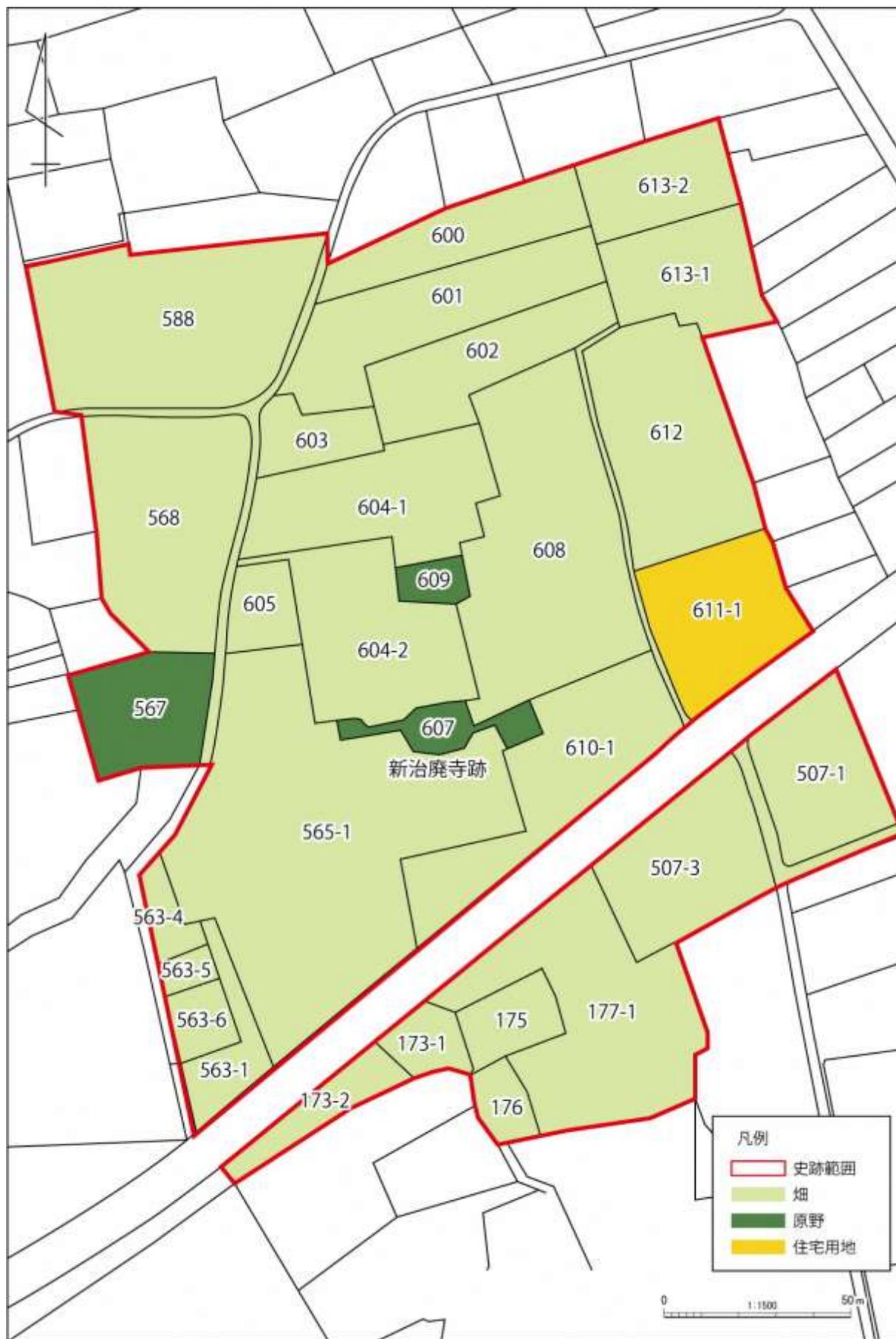


図3-4 地目図



図3-5 上野原瓦窯跡地目図

第3節 発掘調査の成果

新治廃寺跡での発掘調査は、昭和14年（1939）に行われた3回の調査である。この調査により伽藍配置を確認した（図3-9）。なお本文中における発掘調査成果の写真図版は、高井悌三郎著『常陸国新治郡上代遺跡の研究』（1944年刊）から転載した。

確認された建物等は、国道50号の北側に所在し、伽藍内の建物を南からみると次のようになる。

1 中門跡

地固め土が確認できた範囲は、正面49尺（14.85m）、奥行35尺（10.61m）で、周縁の数箇所雲母片岩・大谷石・硬砂岩の切り石が確認されており、基壇の周縁を飾る化粧板の存在を示唆するが、礎石は確認されていない。側面の中央付近に、幅4.5mの地固め土が東西に伸びており、これが回廊部分にあたる。

2 金堂跡

版築された基壇がよく残っている。基壇の高さは、約1.2m、正面幅54尺（16.36m）、奥行45尺（13.64m）である。礎石は5間×4間で、桁行の中間は9尺6寸（2.9m）、脇間は7尺7寸（2.33m）である。基壇に残る礎石はすべて造り出しがあり、配置から見ると内陣の部分がほとんどで、外陣はすべて根固め石だけが残り、礎石は失われている。内陣・外陣には、瓦埴（33cm×27cm、厚さ4cm）がみられ、建物の床全体に敷かれていたようである（図3-6、図3-11）。



図3-6 金堂跡埴床残存状態

3 東塔跡

金堂跡の真東に低い土盛で繋がっている東塔基壇は、一辺 40 尺 (12.12m)、高さ約 4 尺 (1.2m) である (図 3-11)。中心には、1.7m×1.4m の花崗岩製の心礎がおかれ、心礎の中央には直径 55cm の心柱を受け柄穴がみられる。その他の礎石は確認されていない。

4 西塔跡



図 3-7 西塔跡礎石
検出状況

基壇には礎石が 1 箇所だけ残り、心礎の部分は掘り起こされた跡が残る (図 3-7、図 3-12)。残された基壇は、一辺約 5～6 m、高さは 1 m であるが、残された地固め土の範囲から、東塔跡と同じ規模であることが分かる。

5 講堂跡

基壇は一部削平されているが、礎石は 3 箇所に残り、礎石の抜き跡が 7 箇所で確認されている (図 3-12)。基壇の規模は、正面 85 尺 (25.76m)、奥行 48 尺 (14.54m) で、建物規模は 7 間×4 間である。基壇床に埴が敷かれていたかについては不明であるが、埴片が 2 片出土していることから金堂跡と同じように埴床の可能性はある。

6 北部建物群



図 3-8 後方堂宇跡
前面瓦検出
状況

中門跡、金堂跡、講堂跡の中心線を北に延長したところに、中心線と同じくする建物が 3 棟確認されている。講堂跡寄りの建物は、30 尺 (9.09m) × 24 尺 (7.27m) の地固め土が確認され、その両側に中門跡から続く回廊跡が確認されていることから、この建物を、北門跡としている。

その北には、前方堂宇跡 (65 尺 (19.70m) × 39 尺 (11.82 m)) と、後方堂宇跡 (162 尺 (49.09m) × 48 尺 (14.54m)) (図 3-8) が続いている。また、前方堂宇跡の西に並行して、西側堂宇跡 (42 尺 (12.73m) × 42 尺 (12.73m)) が見られる。

北部建物群については、中心線上に位置する前方堂宇跡を食堂、後方堂宇跡を僧房、西側堂宇跡を経蔵と推定されている。

この調査によって金堂の東西に塔を持つ兵庫県三ツ塚廃寺とともに、全国でも類例が少ない伽藍配置であることが確認された。

また、何か所か焼けたと思われる跡が見つかっており、焼けた時期については、『類

『聚国史』に「弘仁八年（817）十月新治郡の不動倉十三棟と米九千九百九十石を火災によって焼失する」と記載があることから、新治郡衙の不動倉 13 棟の火災が寺にまで及んでいた可能性がある。

この調査では、建物に使用された屋根瓦が大量に出土している。出土した瓦には、軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、鬼瓦などがあり、平瓦や丸瓦には篋書による文字も見られる。

軒丸瓦は4種に分けられ、鋸歯文縁複弁蓮華文、鋸歯文縁単弁蓮華文、唐草文縁単弁蓮華文、常陸国分寺系単弁蓮華文である（図3-13）。軒平瓦も4種に分けられ、素文、重弧文（三重弧文、四重弧文）、唐草文、格子文である。

軒丸瓦と軒平瓦の組み合わせは（図3-15）、鋸歯文縁複弁蓮華文軒丸瓦と三重弧文軒平瓦のものが、金堂跡、塔跡、講堂跡などの主要建物付近からもっとも多く出土している。次に多いのが、鋸歯文縁単弁蓮華文軒丸瓦と唐草文軒平瓦で、中門跡、北部建物跡群にみられる。

文字瓦には、「鳥」、「大」、「川」、「真」、「佐」、「前」、「廣」などの文字を確認することができる。「鳥」は新治郡鳥羽郷、「大」は同郡大幡郷、「川」は同郡川曲郷、「神」は同郡巨神郷、「真」は同郡下真郷、「佐」は同郡伊佐郷と推定され、「前」は茨城郡山前郷、「廣」は下野国芳賀郡広妹郷である可能性も指摘される（図3-14、図3-16）。

そのほか金属製品として、東塔付近から出土したとされている風鐸、調査により出土した金銅製蕨手状装飾金具、六葉座飾り釘、多数の角釘などがある（図3-15）。土器では、土師器、須恵器、墨書土器がみられる。

平成30年（2018）度に行われた廢寺跡の測量において、昭和14年（1939）に確認された回廊跡の外側、伽藍の南西部にあたる部分に、寺院造成に伴う可能性のある痕跡を確認した（図3-10及び84頁；図5-1参照）。

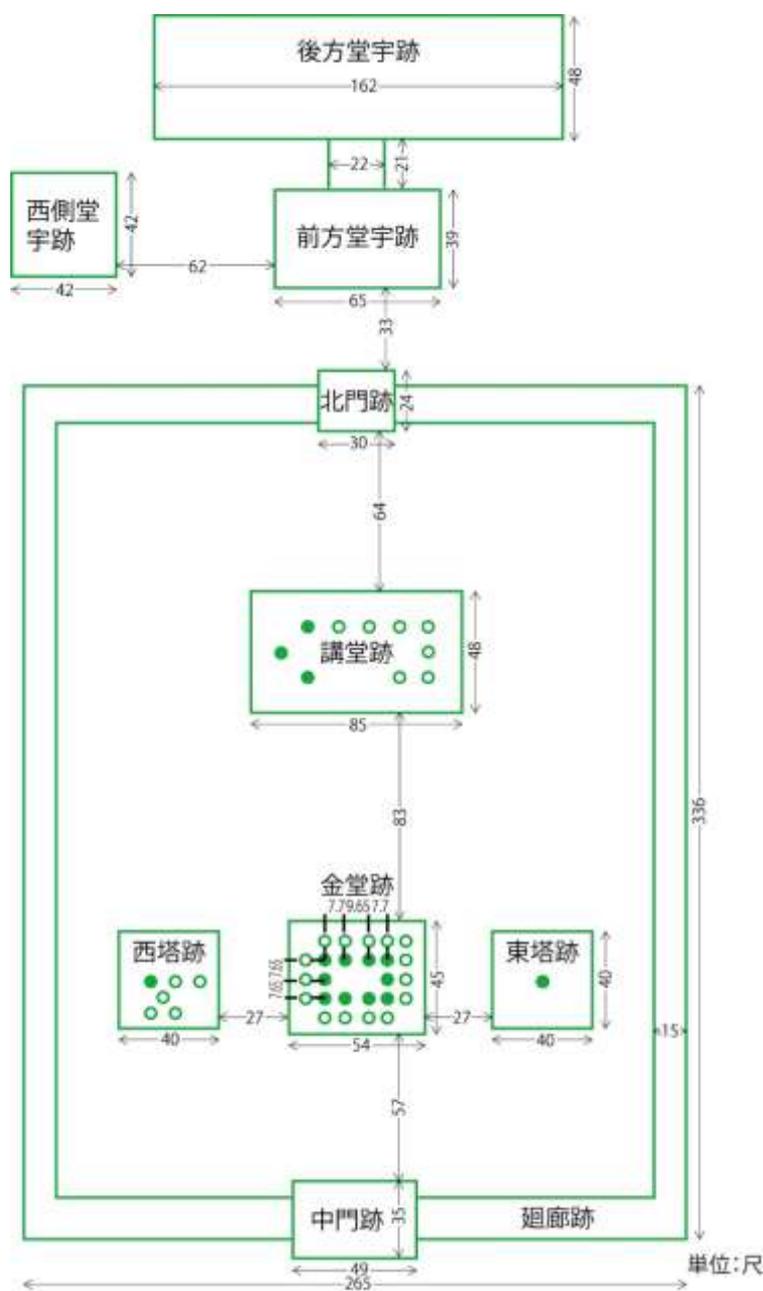


図3-9 伽藍配置図1

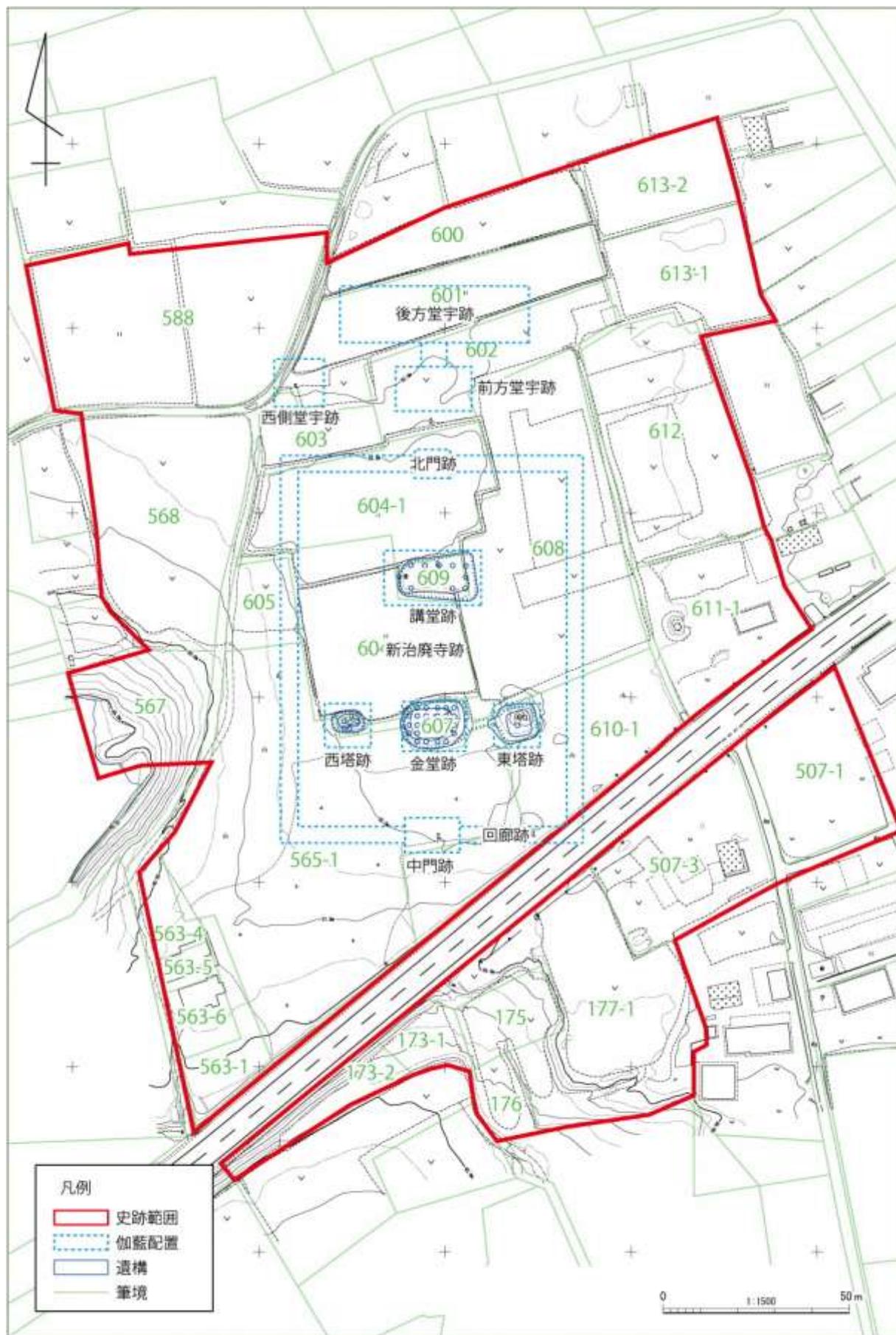
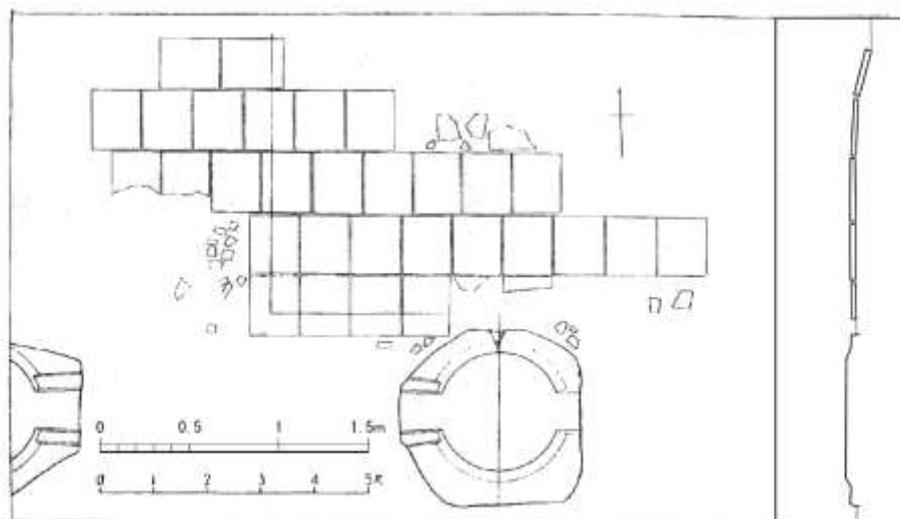
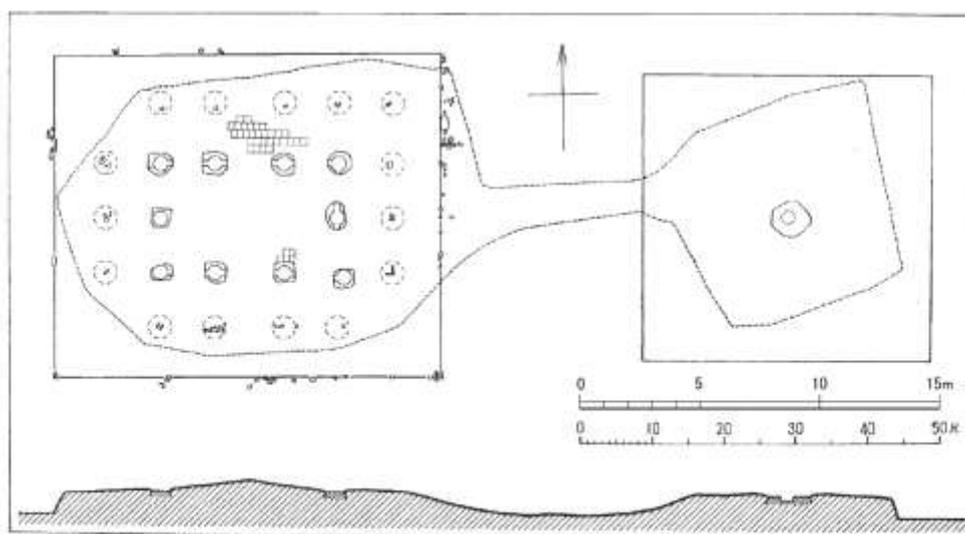


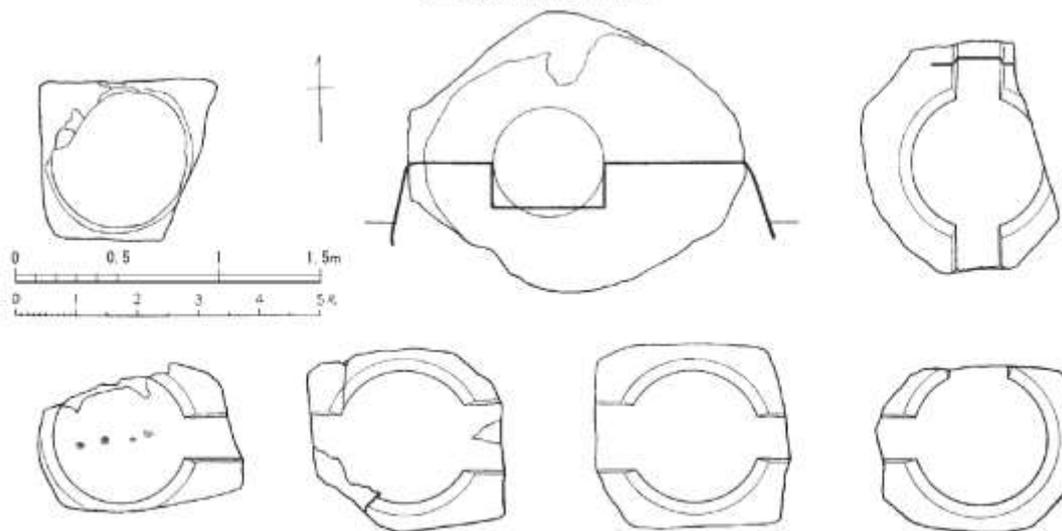
図3-10 伽藍配置図2



金堂跡磚床平面図

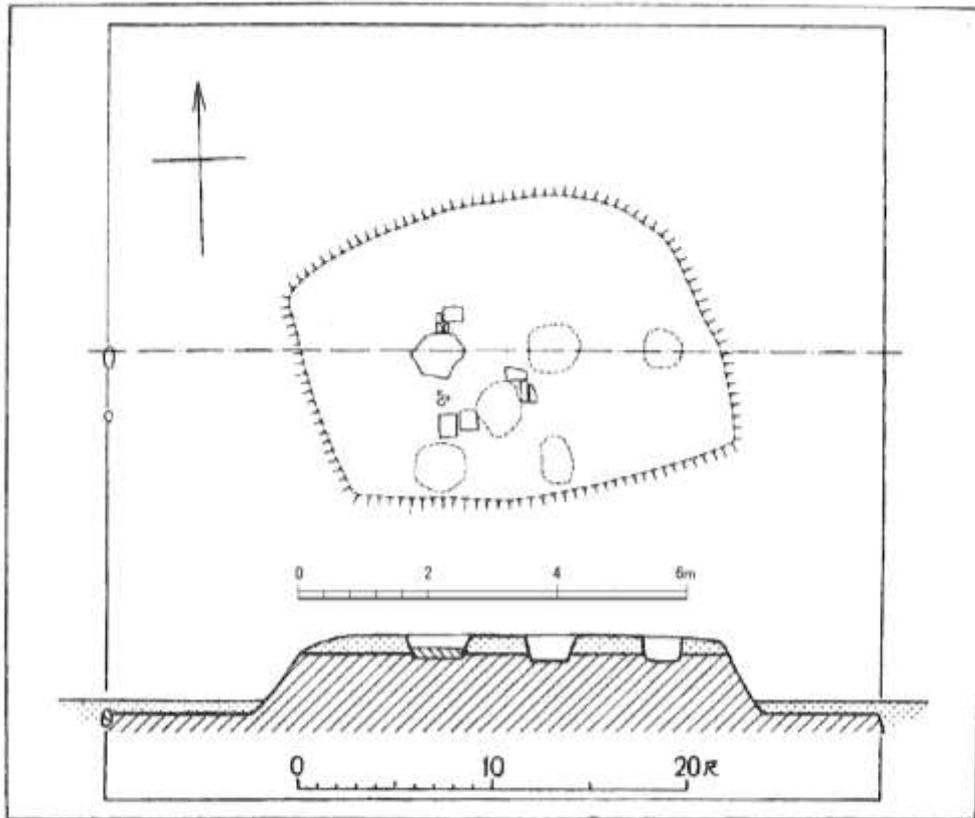


金堂及東塔跡土壇平面図

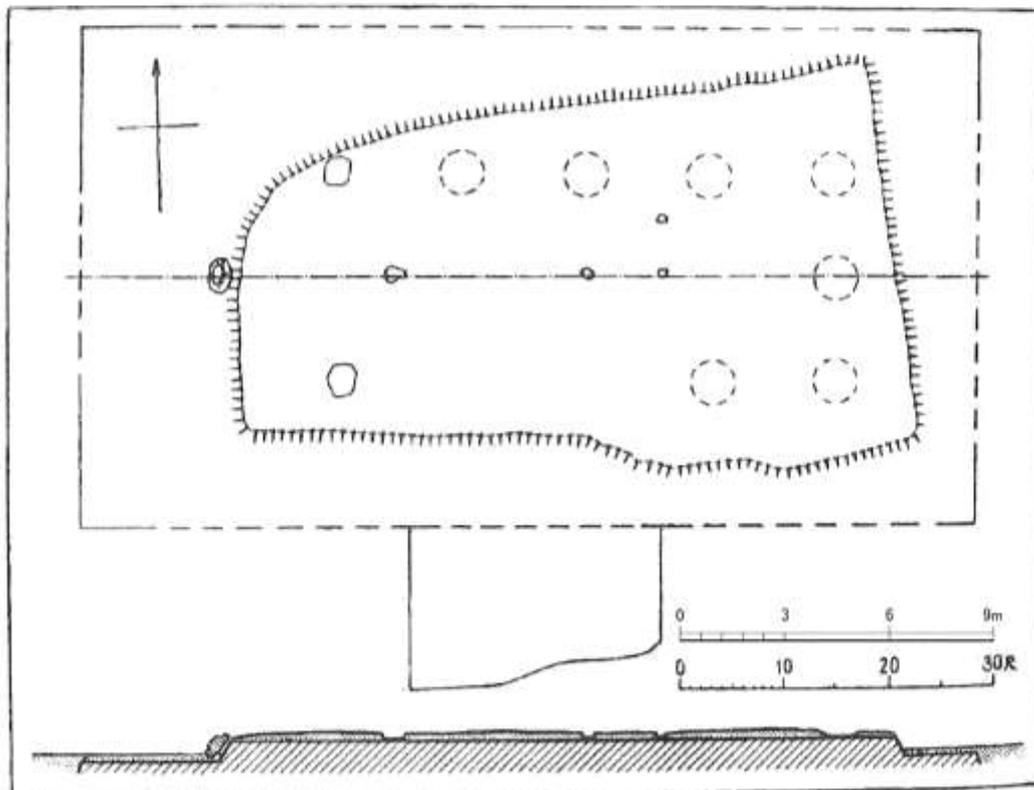


金堂跡出土礎石及び東塔心礎平面実測図

図3-11 遺構平面図1

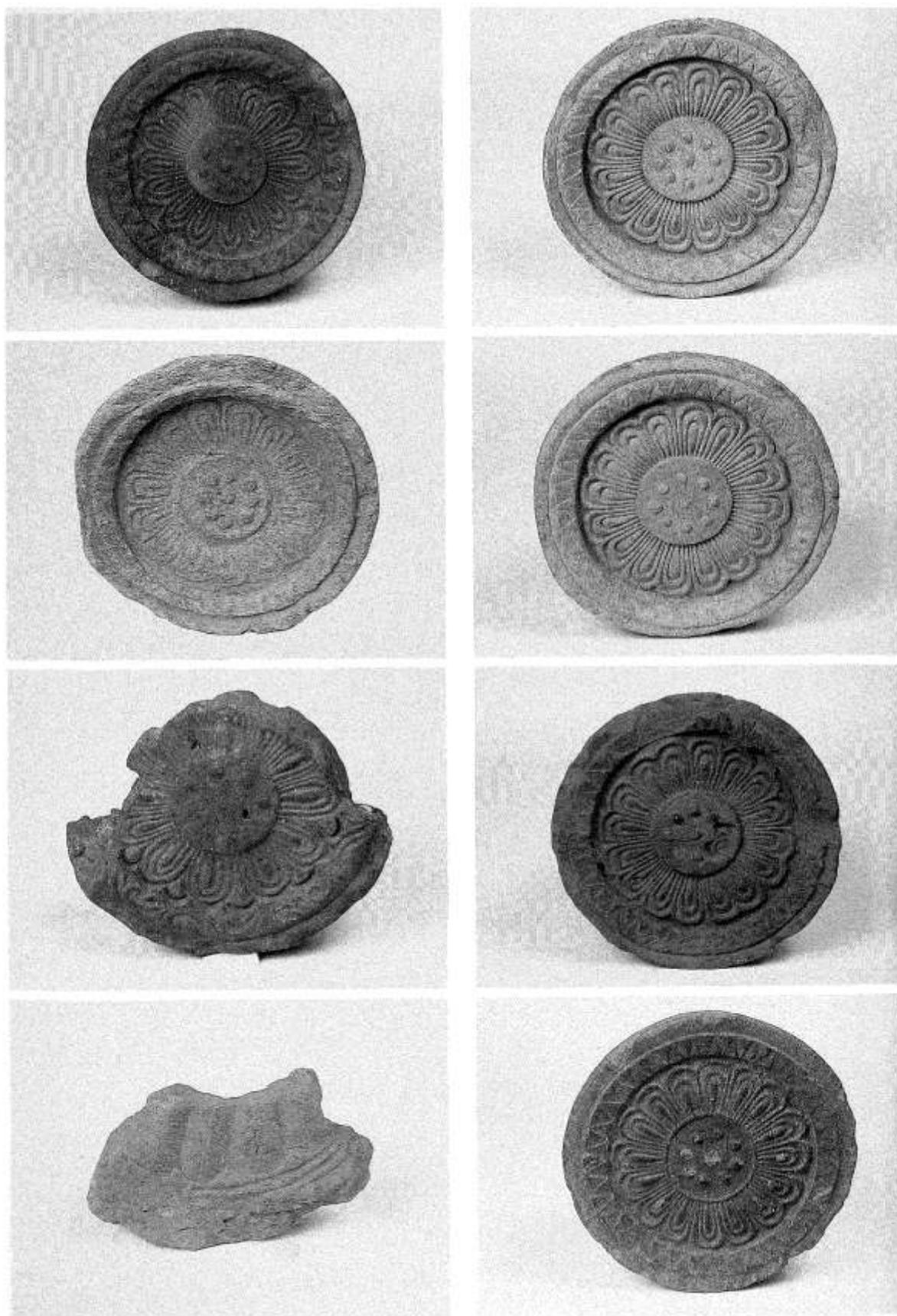


西塔跡基壇遺構実測図



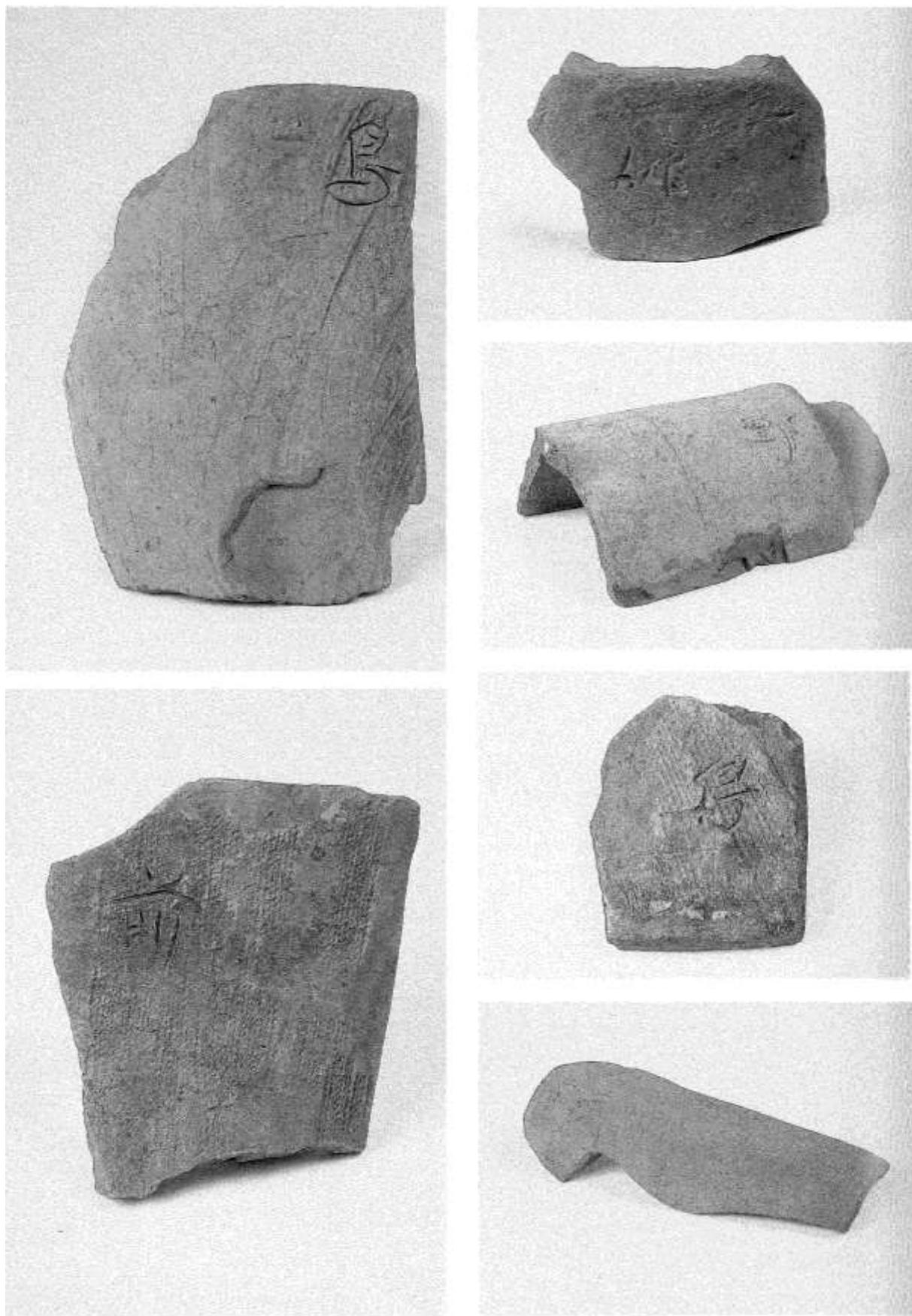
講堂基壇遺構実測図

図3-12 遺構平面図2



軒丸瓦

図3-13 史跡新治廢寺跡出土遺物1

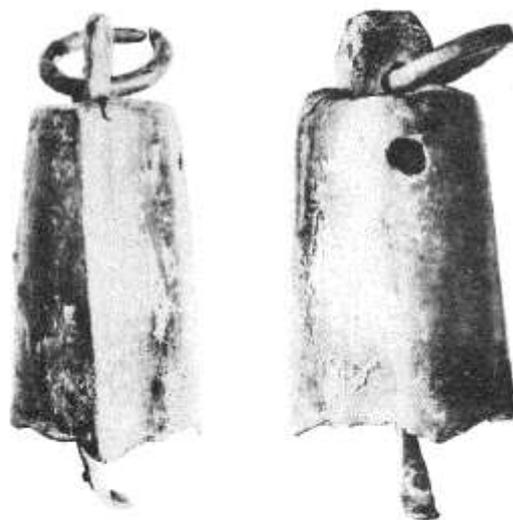


文字瓦

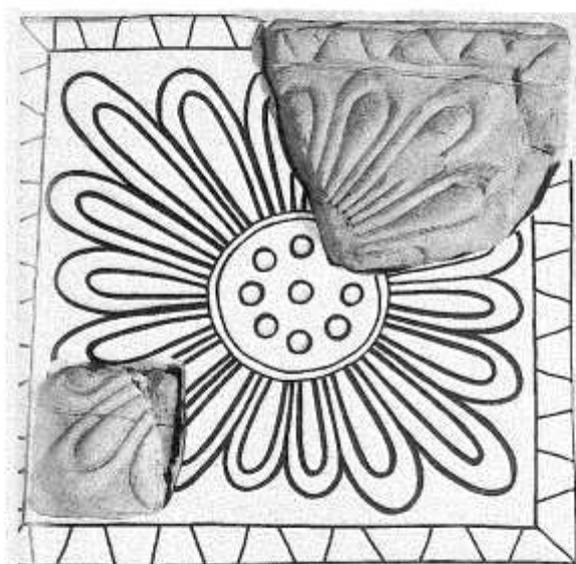
図3-14 史跡新治廃寺跡出土遺物2



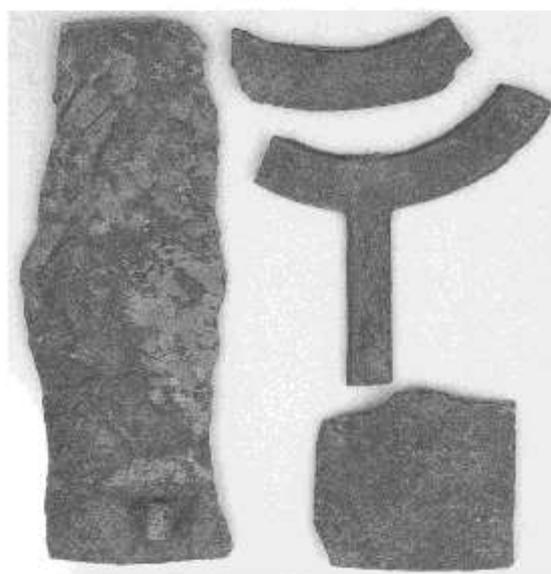
金銅製蕨手状裝飾金具



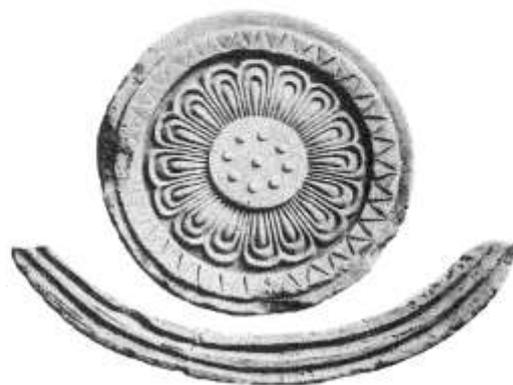
風鐸



鬼瓦（右上の破片は上野原瓦窯跡出土遺物）



相輪片



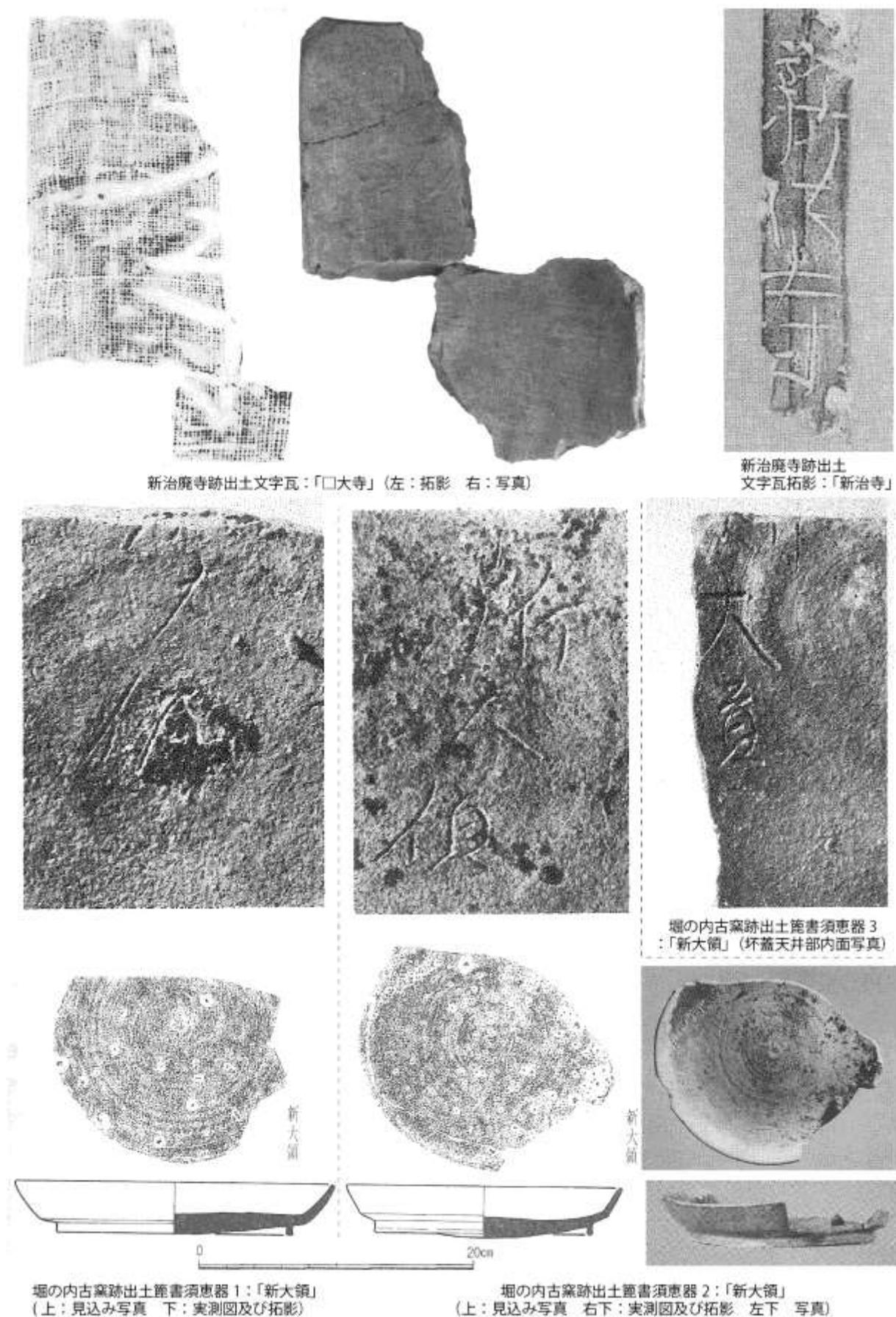
軒丸瓦平瓦一組

図3-15 史跡新治廢寺跡出土遺物3



新治廢寺跡出土文字瓦拓影

図3-16 史跡新治廢寺跡出土遺物4



新治廃寺跡出土文字瓦：「大寺」(左：拓影 右：写真)

新治廃寺跡出土文字瓦拓影：「新治寺」

堀の内の古窯跡出土篋書須恵器3：「新大領」(坏蓋天井部内面写真)

堀の内の古窯跡出土篋書須恵器1：「新大領」(上：見込み写真 下：実測図及び拓影)

堀の内の古窯跡出土篋書須恵器2：「新大領」(上：見込み写真 右下：実測図及び拓影 左下 写真)

図3-17 史跡新治廃寺跡出土遺物5及び関連遺跡出土遺物

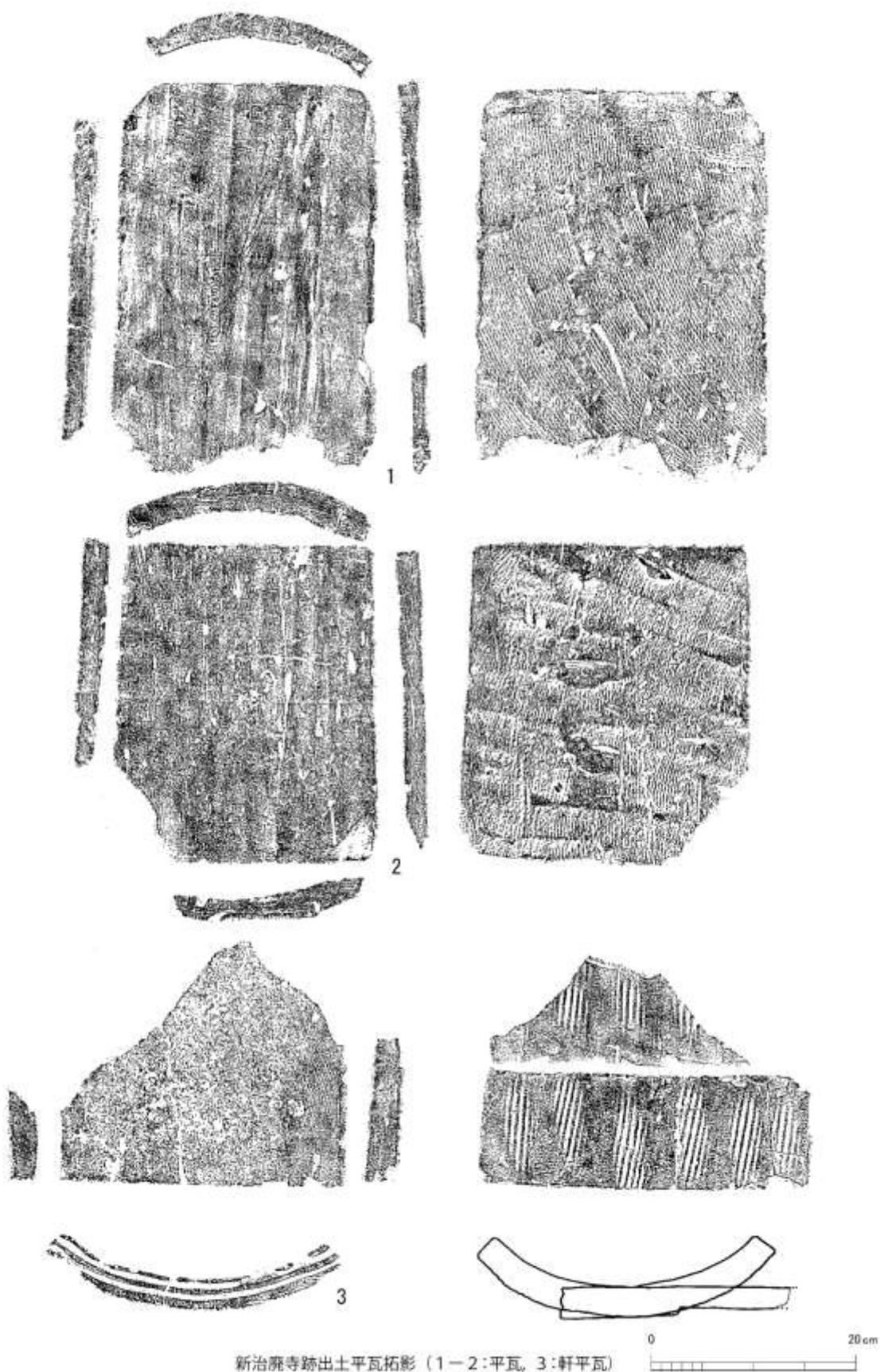
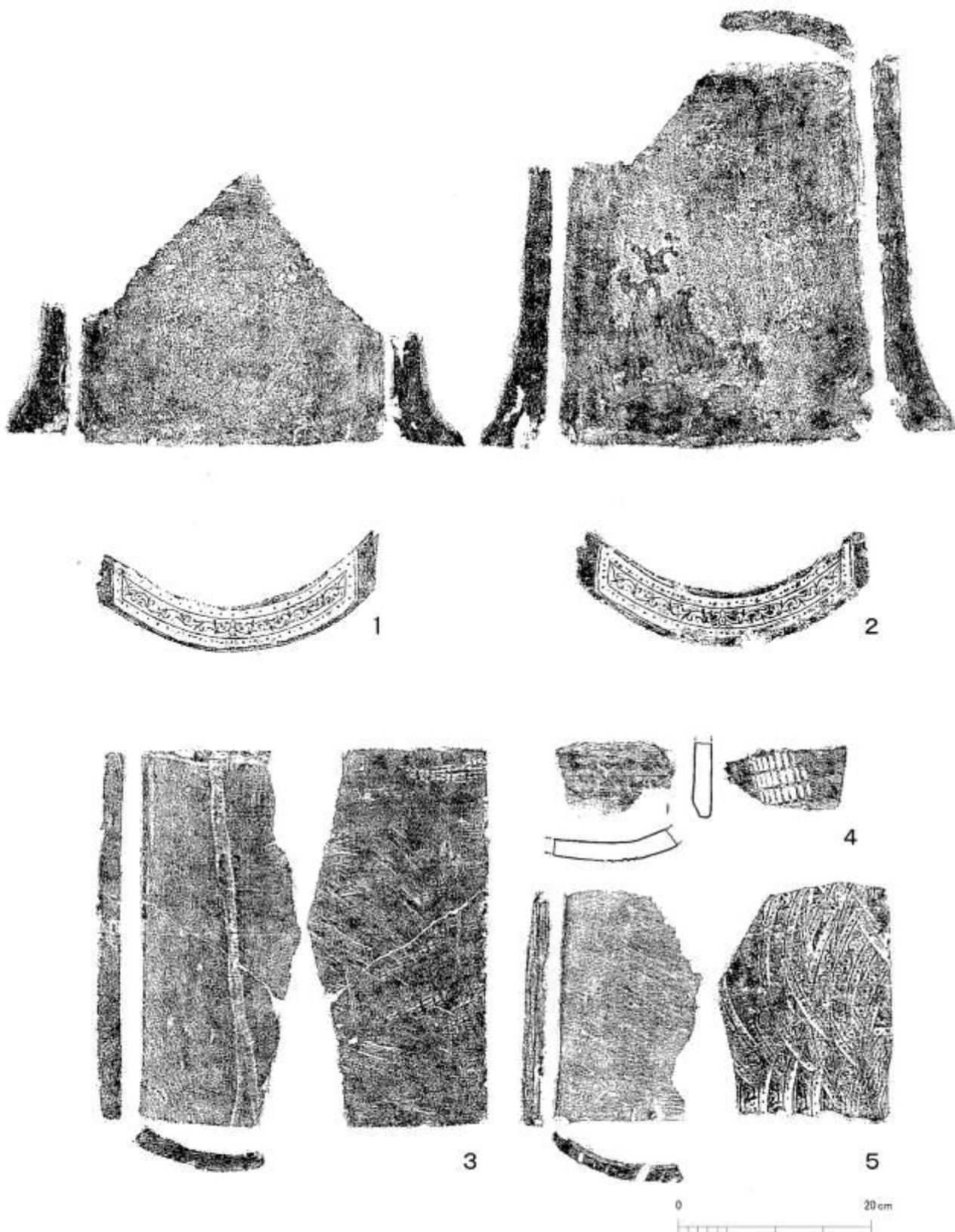


図3-18 史跡新治廃寺跡出土遺物6



新治廃寺跡出土平瓦拓影 (1-2: 軒平瓦, 3-5: 平瓦)

図3-19 史跡新治廃寺跡出土遺物7

第4節 新治廃寺跡周辺の生産遺跡

1 上野原瓦窯跡

新治廃寺跡から東に約600mの台地上に位置しており、昭和15年(1940)の調査の結果、窯は平窯形式で、焼成室平面が隅丸方形、長さ13.8m、幅3.64m、壁の高さが約1mであることが判明した。焼成室は、壁に沿って一段下げており、炎は井桁状にした窯の底をつたって、奥にある煙道部まで行く構造をしている。この構造は、類例がなく、渡来系文化との関わりも窺うことができる。

出土する瓦から、この窯では、新治廃寺の創建期から瓦使用の最終段階まで生産されていたことが分かっている(図3-23、図3-24)。

2 久地楽長町窯跡



昭和58年(1983)に、廃寺跡の西側斜面で、瓦や鋳滓などが多量に出土したことにより調査を行った。調査の結果、新治廃寺跡の創建期の瓦を焼いた瓦窯と、銅を製錬した製錬炉が併存することが確認されている(図3-20)。

図3-20 久地楽長町窯跡

3 堀の内古窯跡群

堀の内古窯跡群は、廃寺跡から北東約5km離れた山間部の谷あいにある。昭和31年(1956)から昭和33年(1958)にかけて、4回にわたり高井悌三郎により調査されている。この調査によって、花見堂支群、花見堂東支群、扇山支群、柳沢支群の4群が確認され、廃寺跡や新治郡衙跡に供給していたことが確認された。特に、須恵器のなかには、「新大領」や「新厨」などの篋書をもつものも確認され、新治郡大領・新治郡厨を意味するものとして、この窯跡と新治郡との関係を示す証左となっている(図3-25)。

4 本郷瓦塚遺跡

廃寺跡から北に約2km離れた丘陵の縁辺部にある。ここに瓦窯があることは早くから知られていたが、陸田造成のため未調査のまま削平された。この工事中に確認された出土瓦から、廃寺跡の創建期の主要建物に供給した瓦窯と考えられる。

5 郷ごうの窯跡(薬師台瓦窯跡)

廃寺跡から北東約7kmに位置し、昭和26年(1951)に二基の窯が調査された。二基とも焚口は燃焼室から一段低い位置に作られ、燃焼室から緩やかに上に傾斜し、さらに一段登ったところに焼成室がある。出土した瓦は廃寺跡のもっとも新しい時期のものであり、この窯では補修用の瓦を焼いていたものと思われる。

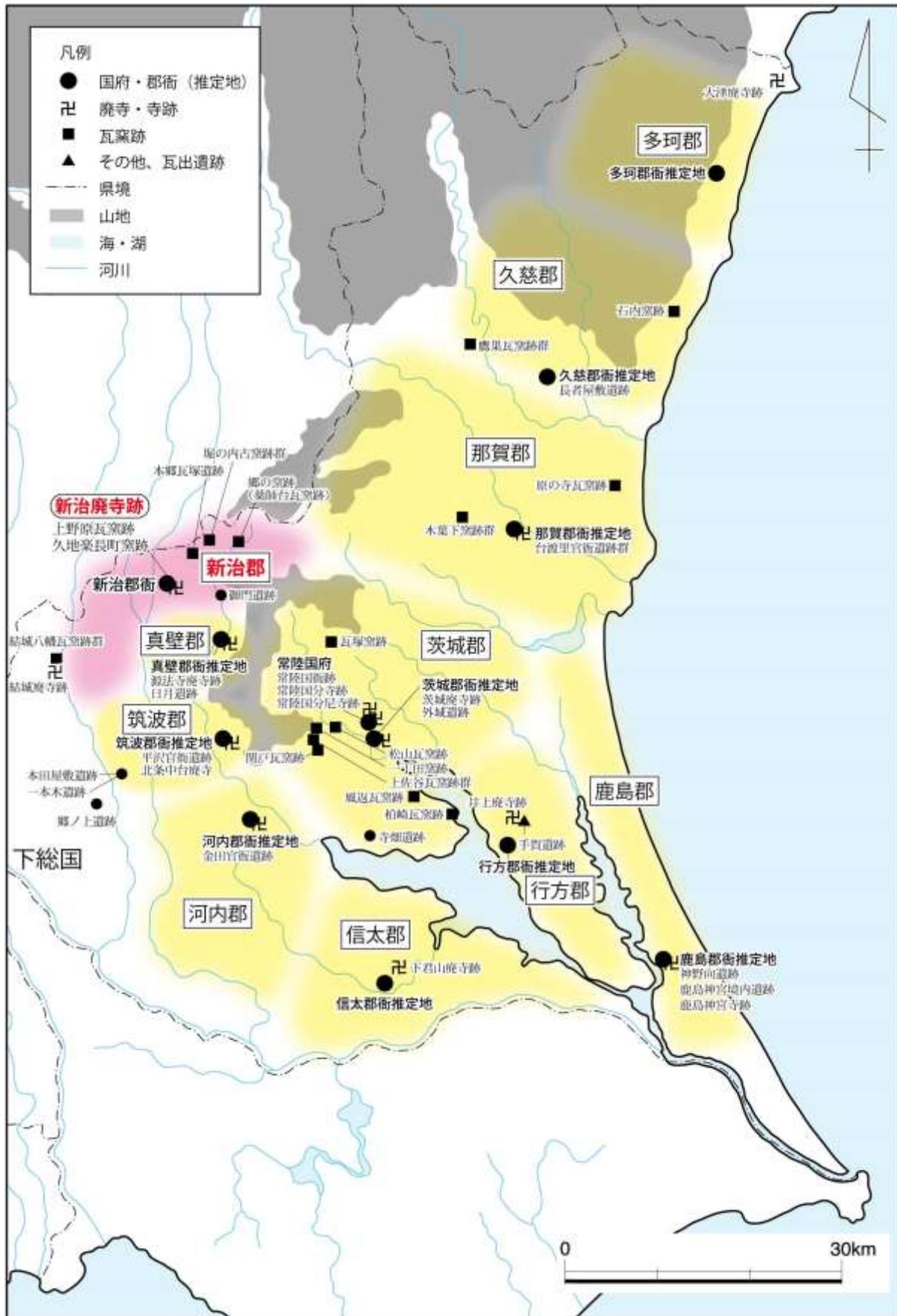


図3-21 郡衙・寺院と生産遺跡

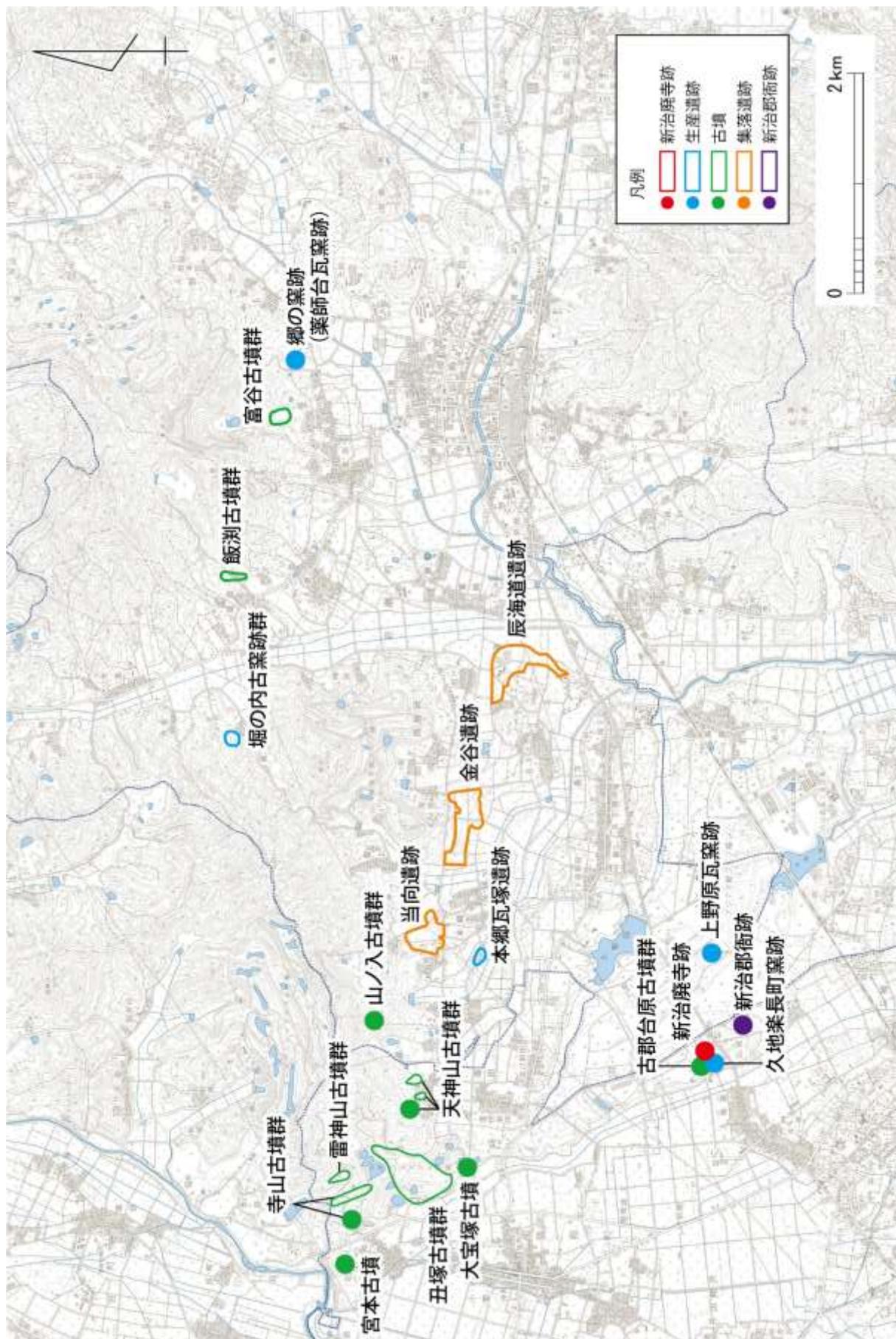


図3-22 史跡関連遺跡の分布図

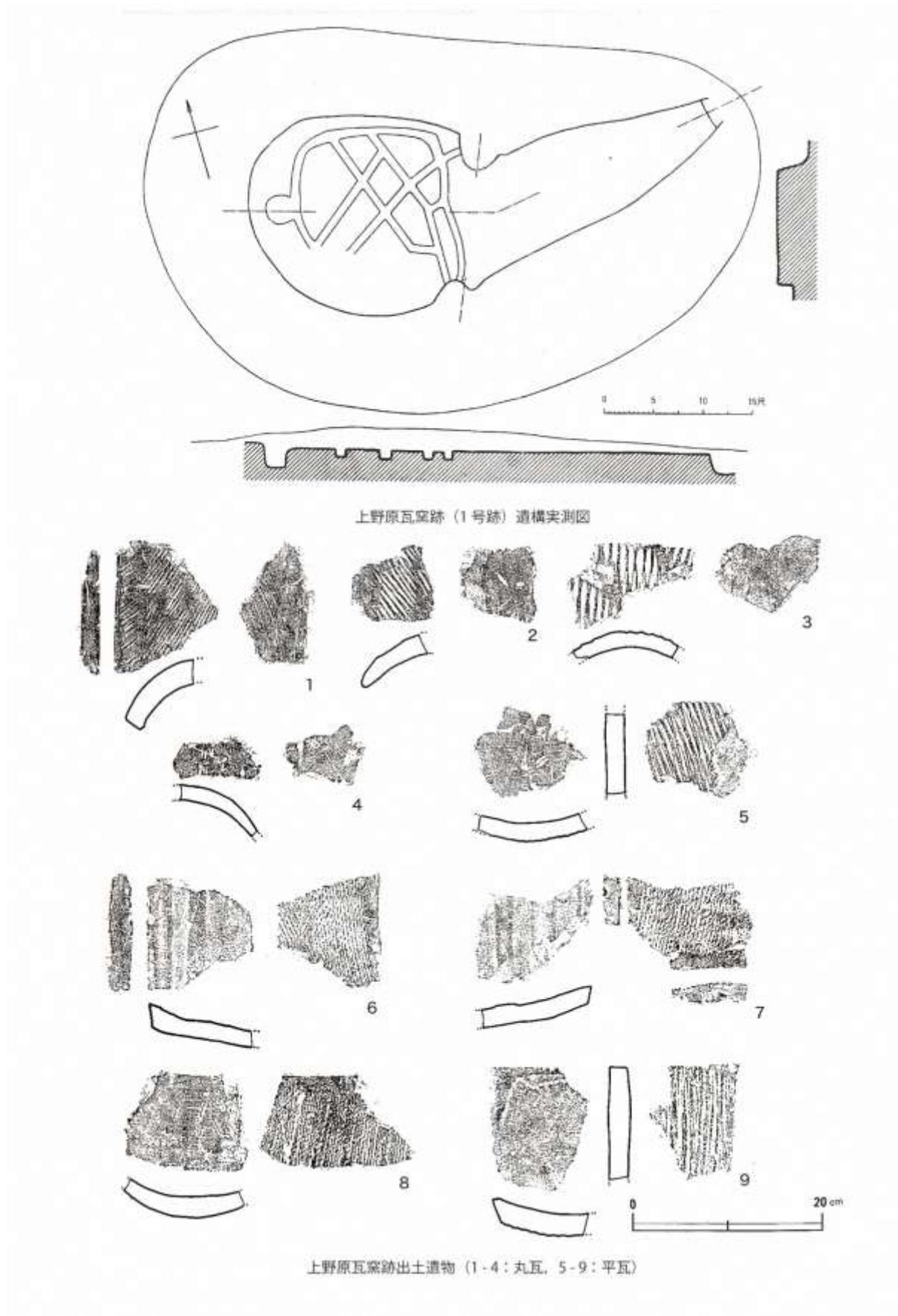


図3-23 上野原瓦窯跡関連図面

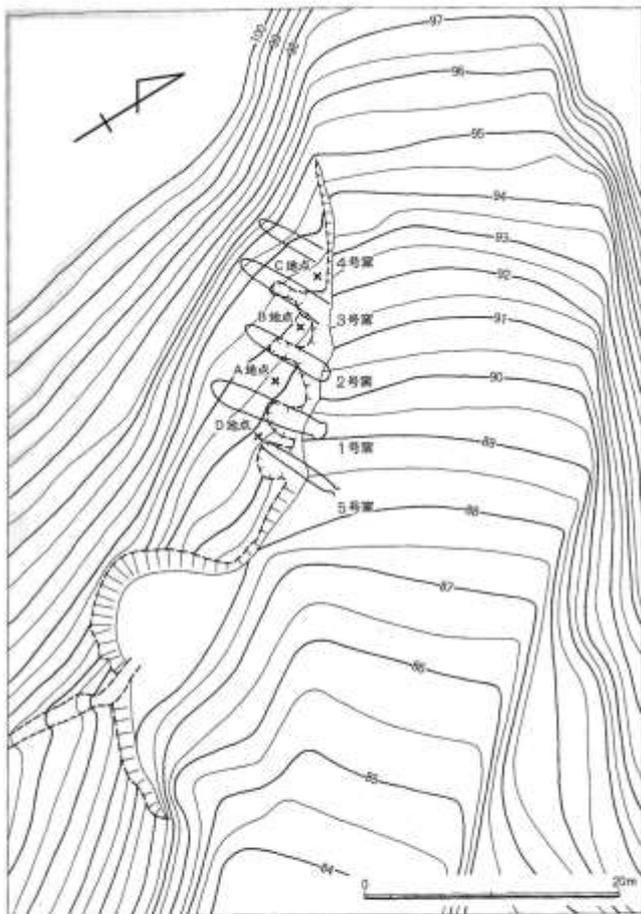


上野原瓦窯跡全景（後方煙出付近より撮影）



上野原瓦窯跡前方焚口部

図3-24 上野原瓦窯跡遺構写真



堀の内古窯跡周辺地形図



堀の内古窯跡遠景写真



堀の内古窯跡表採「新厨」須恵器銘刻書蓋
(拓影(部分)※縮尺不同)



堀の内古窯跡表採「新厨」須恵器銘刻書蓋 (左：内面写真 右：実測図)

図3-25 堀の内古窯跡群関連図面



第4章 史跡新治廃寺跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値

新治廃寺跡は、奈良・平安時代の寺域のうち、主に伽藍地が指定されている。廃寺跡は昭和14年（1939）に高井悌三郎と藤田清によって行われた学術調査の結果、中門と金堂、講堂が南北に並び、金堂の東西に二つの塔が配置される双塔形式の「新治廃寺式」といわれる伽藍配置であることが判明し、兵庫県丹波市の三ツ塚廃寺跡等とともに双塔形式をもつ伽藍配置は極めて珍しいものである。さらに講堂の北側には経蔵や食堂、僧房と考えられる礎石建物が3棟確認されている。また、発掘調査では複弁蓮華文軒丸瓦やへら描き重弧文軒平瓦のほかに、「新治寺」や「大寺」銘の文字瓦や新治郡の郷名を記した文字瓦、金銅製の相輪片や風鐸などが出土している（65頁；図3-15）。特に、金堂では床全体に埴が敷かれ、荘厳なつくりとなっている。

また、廃寺跡は、学術的価値だけでなく、藤田清をはじめとする地域住民による遺跡の保存・顕彰活動が積極的に行われ、地元有志による私設の展示施設を中心に、歴史教育の拠点としても広く周知されてきたという非常に先駆的且つ稀有な事例でもある。

以上から、廃寺跡の本質的価値は次の7点に集約することができる。

- ◆ 「新治寺」の郡名を冠する寺名を有する文字瓦の出土等から、新治郡を代表する寺院であることはいままでのまもなく、在地仏教の実態を知る上で、地方の有力者が造営・維持した重要な寺院である。
- ◆ 金堂・東塔・西塔・講堂の基壇、僧房その他の遺構が良好な形で残され、双塔形式の「新治廃寺式」ともいふべき特異な伽藍配置をもつ、奈良・平安時代の寺院構造を具体的に伝えている。
- ◆ 金堂には礎石・埴敷床が、東塔には心礎がそれぞれ残され、古代寺院の金堂・塔の構造を知る上で重要である。
- ◆ 廃寺跡の南方には新治郡衙跡が所在し、新治郡の中枢部の様相を具体的に知ることができる。
- ◆ 廃寺跡から出土した多量の瓦から、新治郡と他郡の古代寺院との関係性が窺える。
- ◆ 廃寺跡に先行する古墳時代の集落や墳墓を確認することで、新治廃寺が建立されるまでの時代の変遷を辿ることができる。
- ◆ 地域の住民による遺跡の継続的な保存・顕彰活動によって、良好な状態で遺跡が保存されている。

第2節 新たな価値評価の視点の明示

新治廃寺跡の南部には国道50号が北東方向から南西方向に向かって走っており、その南側の古郡一帯には史跡新治郡衙跡が広がっていることから、廃寺跡は新治郡と関係性が深い寺院と考えられている。

廃寺跡に瓦を供給した上野原瓦窯跡は、廃寺跡の東方約600mにあり、標高45～50mの台地の西縁に営まれている。現在の行政区分では、桜川市上野原地新田に所在する。高井の調査報告によると、4基の窯の存在を確認し、そのうちの1基の窯の構造は大型の平窯で「あぶり焼き」の焚口を3箇所つけており、西半分の主要部は方形をなし、その前面両側に焚口が低くつけられている。本窯跡からは、廃寺跡の創建瓦、補修瓦、加えて多数の文字瓦が出土している。

これまでの研究により、廃寺跡に瓦を供給していたと考えられる生産遺跡は、上野原瓦窯跡だけではないことが明らかになっている。また、廃寺跡の周辺には、先行する古墳時代の遺跡も複数分布し、廃寺跡の出現の背景や本地域の歴史的重要性を考える上で示唆的である。

新治廃寺跡の出土瓦は、常陸国に留まらず国を越えた下総・結城廃寺跡、下野・下野薬師寺跡、武蔵・女影廃寺跡などといった広範囲で確認できることが注目され、他に例をみない古代の地方寺院研究の重要な資料となっている。

さらに、平成30年(2018)度に行われた廃寺跡の測量において、昭和14年(1939)に確認された回廊跡の外側、伽藍の南西部にあたる部分に、寺院造営に伴う可能性のある土地の改変の痕跡を確認した(60頁;図3-10及び84頁;図5-1参照)。

これらを踏まえ、廃寺跡の新たな価値評価の視点として、次の4点を示す。

- ◆ 廃寺跡周辺には、新治郡衙跡、生産遺跡、集落遺跡等が集中的に存在し、古代における地方統治の実態を知る上で重要な地域である。
- ◆ 廃寺跡の附指定となっている上野原瓦窯跡以外にも、久地楽長町窯跡、堀の内古窯跡群、本郷瓦塚遺跡、郷の窯跡(薬師台瓦窯跡)等の多数の窯業遺跡が確認されており、寺院や官衙の造営に伴って窯業生産の経済活動に力を入れた郡であったことが窺える。
- ◆ 堀の内古窯跡群からは「新大領」と記名した文字資料が出土しており、生産の主体となった階層や新治郡内、さらに広域での瓦・須恵器の需要と供給関係の様子を知ることができる。
- ◆ 廃寺跡出土瓦と同系・同範の製品は、国を越えて下総国、下野国、武蔵国といった広範囲で確認することができ、常陸国新治郡が窯業生産の中心と考えられるとともに、古代の地方寺院研究の重要な資料である。

第3節 構成要素の特定

新治廃寺跡の「本質的価値を構成する諸要素」としては、指定地内に遺存する金堂跡、東、西両塔跡、講堂跡の基壇、礎石、心礎、出土遺物に加え、現在でも表面採集できる瓦等の廃寺跡に関連した遺物が該当する。また当時の郡寺建立地の選定の在り方を示す、史跡が立地する地形もこれらに含めるべき要素と考えられる。

一方、廃寺跡やその周囲には、「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」として、史跡の管理施設、取扱を検討すべきものが存在している。金堂跡の基壇に設置された史跡標識、史跡説明板のほか、金堂跡の基壇上の樹木等がこれらに相当する。その他、廃寺跡周辺に存在する他の遺跡やその遺物、前近代の交通路等の律令期の歴史文化資源、見学者用の誘導看板や駐車場等は、整備と活用に関わるものとして「指定地の周辺地域を構成する要素」にあたる。以上の諸要素を、次表のとおり分類した。

表4-1 構成要素の分類

分類		内容	構成要素
史跡を構成する要素	本質的価値を構成する諸要素	遺構	金堂跡、東塔跡、西塔跡、講堂跡、中門跡、回廊跡、北門跡、前方堂宇跡、後方堂宇跡、西側堂宇跡、礎石、心礎 指定地南西側のコーナー状地形 池に面した舌状地形 指定地南側の瓦集中分布地域及び遺構の存在を示唆する微地形
		遺物	軒丸瓦、軒平瓦、平瓦、丸瓦、鬼瓦、瓦塔、風鐸、文字瓦、須恵器、土師器、墨書土器、金銅製蕨手状装飾金具、六葉座飾り釘、角釘、塼、相輪片
		史跡が立地する地形	台地平坦面、谷、池
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	管理施設	標識、境界杭、囲柵、標柱、説明板
取扱を検討すべきもの		建築物、工作物（道路、水路含む）、地下埋設物、樹木	畦道、水路（暗渠）、給水ポンプ、基壇上の巨樹、指定地南側の果樹園、電柱

	分類	内容	構成要素
史跡 指定地 の諸 周辺 要素 を	史跡の歴史的背景を示す 歴史文化遺産	史跡周辺の古墳時代の 遺構・遺跡	指定地周辺の古墳及び古 墳時代集落
	その他の歴史文化遺産	歴史文化資源	小栗城跡、内外大神宮、 古代交通路としての結城 道
	便益施設	公園、駐車場、道路、水 路、看板	国道からの誘導板、 筑西市立農業資料館
	自然・景観・土地利用	河岸段丘、農地、樹林 地、境内地、集落	田園景観、台地



第5章 史跡新治廃寺跡をめぐる現状と課題

第1節 保存（保存管理）の現状と課題

新治廃寺跡には、4基の基壇・礎石が残っており、現在でも往時の姿を偲ぶことができる。しかし、日常的な史跡の維持管理は、指定地の多くが民有地であることから、地元住民の努力により営まれている。金堂跡に史跡説明板や巨樹が生育し、遺構の保存に影響を与えている。ここでは、残された遺構の保存についての現状と課題の抽出を行う。

	現 状	課 題
史跡全体	<ul style="list-style-type: none"> 指定地の大部分が民有地。公有地は2筆だけである。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な史跡の維持管理が、組織的、計画的に実施されていない。
	<ul style="list-style-type: none"> 指定地は陸田、畑地、果樹園として利用（畑地の一部は現在休耕地）している。 	<ul style="list-style-type: none"> 民有地が多いため史跡の永続的な保存・維持・管理が担保されていない。
	<ul style="list-style-type: none"> 戦前の調査以降、学術的な現地調査が実施されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果を検証する追加情報や新情報の更新がない。
各遺構	<ul style="list-style-type: none"> 金堂跡の基壇中央にエノキの巨樹が生育している。 	<ul style="list-style-type: none"> エノキの巨樹が金堂跡の保存に支障をきたしている。
	<ul style="list-style-type: none"> 金堂跡、東塔跡、西塔跡、講堂跡に雑草が繁茂している。 	<ul style="list-style-type: none"> 見学者が金堂跡、東塔跡、西塔跡、講堂跡の規模や構造を認識できない。
	<ul style="list-style-type: none"> 金堂跡には基壇の一部が残存する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 金堂跡には礎石が複数露出する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 講堂跡には基壇の一部が残存する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 東塔跡及び西塔跡には基壇の一部が残存する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 南門跡は、過去の調査では確認されていないが、国道50号の南側に不自然な微地形が認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃寺全体の規模や、構造の把握に至っていない。 調査研究を踏まえた位置付けができていない。 古代寺院としての廃寺跡の構造について理解が深まらない。
<ul style="list-style-type: none"> 微地形測量の結果、回廊跡外側の南西部にコーナー状の不自然な地形を確認できる。 		

第2節 活用に向けた現状と課題

新治廃寺跡の指定地の大部分は私有地であり、雑草による遺構の被覆により遺構や名称板等が顕在化されていない箇所がある。また重要な遺構の存在が推定されるが、十分な調査が実施されていない場所も存在し、さらには、アクセス道路や駐車場が整備されていない。このように廃寺跡の有する価値を訪れる人誰しもが共有できる状況にない。

ここでは、史跡の活用に向けた現状と課題の抽出を行う。

	現 状	課 題
史跡全体	・ 史跡に関する情報の更新がない。	・ 見学者が廃寺跡と上野原瓦窯跡及び新治郡衙跡との関連性を理解できない。
	・ 新治廃寺跡をはじめとした古代遺跡を題材とした学校教育の取組みがない。	・ 学校教育の場において、古代史を学び、郷土への愛着を醸成する場に欠けている。
	・ 周辺の文化財を周遊する連携がとれていない。	・ ストーリー性のある包括的な活用が実施できず、観光資源としての機能が十分でない。

第3節 整備の現状と課題

史跡の整備・活用にあたっては、見学者が廃寺跡にどのようにたどり着き、快適に見学でき、史跡の価値を十分に理解できるような整備を整える必要がある。

ここでは、整備の現状と課題の抽出を行う。

	現 状	課 題
史跡全体	・ 上野原瓦窯跡及び新治郡衙跡との関連性を示すガイダンスがない。	・ 見学者が上野原瓦窯跡及び新治郡衙跡と廃寺の関連性を理解できない。
	・ 駐車場が設置されていない。	・ 周辺の文化財を周遊する連携がとれていない。
史跡全体	・ 交通アクセスが明確でない。	・ 見学者の廃寺跡訪問が困難である。
	・ 公共交通機関を利用したアクセスがない。	
	・ 指定地内にあぜ道があるが、幅が狭くまた段差があるため歩行しづらい。	・ 見学者が伽藍に接近できない。
		・ 見学者は安全に廃寺跡を見学できない。

	現 状	課 題
史跡全体	<ul style="list-style-type: none"> 見学者ためのベンチ、トイレ、^{あずまや}四阿等の休憩施設やガイダンス施設がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 見学者が快適に廃寺跡を見学できない。
	<ul style="list-style-type: none"> 出土遺物の展示場所がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存公共施設の有効活用も視野に入れた、出土遺物の公開の機会が必要である。 廃寺跡を出土遺物と関連づけて理解させる体制が整っていない。
	<ul style="list-style-type: none"> 藤田コレクション（旧新治汲古館所蔵品）は、筑西市内に展示施設がないため、現在桜川市で保管されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃寺跡や上野原瓦窯跡からの出土遺物が所在する桜川市と連携が十分でない。
各遺構	<ul style="list-style-type: none"> 中門跡、北門跡及び回廊跡は痕跡を視認できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 見学者が、中門跡、北門跡及び回廊跡の規模や構造を認識できない。
	<ul style="list-style-type: none"> 前方堂宇跡、後方堂宇跡、西側堂宇跡は発掘調査後に埋め戻されているため視認できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 見学者が、前方堂宇跡、後方堂宇跡、西側堂宇跡の規模や構造を認識できない。
	<ul style="list-style-type: none"> 区画溝はこれまでの発掘調査で確認されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃寺全体の規模や構造の把握に至っていない。 調査研究を踏まえた位置付けができていない。 古代寺院としての廃寺跡の構造について理解が深まらない。
	<ul style="list-style-type: none"> ため池（岸）に舌状の突出した地形がある。 	
関連史跡	<ul style="list-style-type: none"> 上野原瓦窯跡 <ul style="list-style-type: none"> 国道 50 号沿いに誘導サインがある。 雑草が繁茂し、遺構の痕跡を視認できない。 説明板が設置されている。 桜川市域に所在する。 	<ul style="list-style-type: none"> 見学者が上野原瓦窯跡及び新治郡衙跡との関連性を理解できない。 廃寺跡と上野原瓦窯跡との連携した活用がなされていない。
	<ul style="list-style-type: none"> 新治郡衙跡 <ul style="list-style-type: none"> 国道 50 号沿いに誘導サインがあるが、一部が樹木に隠れている。 説明板及び史跡標識 2 基がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 見学者が史跡の規模・内容を正しく理解できない。 寺院（新治廃寺）と役所（新治郡衙）との関係性が理解できない。
サイン等	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の範囲を示す境界標等が設置されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 入口がわかりづらい。
	<ul style="list-style-type: none"> 指定地内には、誘導サインは設置されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃寺跡に動線計画がなく、ゾーニングが明確でないため、見学者がどのようなルートで見学すべきかわからない。
	<ul style="list-style-type: none"> 各遺構に解説板が設置されていない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 史跡標識は金堂跡基壇上に 1 基、国道 50 号に隣接する位置に 1 基設置。 	

	現 状	課 題
サイン等	・ 史跡説明板は金堂跡基壇上に設置。	・ 史跡説明板は設置以来、内容が更新されていない。
	・ 名称板は金堂跡、東塔跡、西塔跡、講堂跡、中門跡に設置。	・ 講堂跡の名称板は、接近が困難なため視認しづらい。
	・ サイン等が老朽化。	・ 名称板、説明板共に老朽化している。 ・ 説明板の内容やデザインに統一感や連携がない。
	・ 誘導サインは国道 50 号に設置。ただし一部が樹木に隠れている。	・ 見学者を廃寺跡まで確実に誘導できない。

第4節 運営・体制の整備の現状と課題

新治廃寺跡の保存及び活用は、保存管理を担保し、多角的な活用が展開できるようにしなければならない。そのための運営や体制は、保存、活用、整備を三位一体のものとして捉え、地元住民やボランティア団体、行政組織、教育機関、研究機関、民間企業等と連携をとりながら整備する必要がある。

ここでは、運営・体制の整備における現状と課題の抽出を行う。

	現 状	課 題
全体	・ ボランティア団体や土地所有者が、自主的に史跡の維持管理を行っている。	・ ボランティア団体や土地所有者との連携が十分ではない。 ・ 史跡の保存・活用に向けた事業推進を支える庁内の関連部局との連携が不十分である。



図5-1 史跡新治廃寺跡現況図（丸囲いの数字は現況調査写真に対応）

表5-1 現況調査写真一覧



① 廃寺跡遠景（北東方向から金堂付近を望む）



② 廃寺跡遠景（金堂跡から北方向を望む）



③ 廃寺跡遠景（東から講堂跡付近を望む）



④ 廃寺跡遠景（金堂跡から北東方向を望む）



⑤ 金堂跡



⑥ 金堂跡の礎石(1)



⑦ 金堂跡の礎石(2)



⑧ 金堂跡に残る石材



⑨ 西塔跡遠景



⑩ 東塔跡遠景



⑪ 講堂跡遠景（東から）



⑫ 西塔跡南側付近の果樹



⑬ 金堂跡基壇と巨樹



⑭ 金堂跡前方の果樹園



⑮ 指定地内の耕作地



⑯ 畦道(1)



⑰ 畦道(2)



⑱ 農業用倉庫(1)



⑲ 農業用倉庫(2)



⑳ 史跡標識(1)



㉑ 史跡標識(2)



㉒ 史跡説明板



㉓ 名称板 (金堂跡)



㉔ 名称板 (西塔跡)



②⑤ 名称板 (東塔跡)



②⑥ 名称板 (講堂跡)



②⑦ 名称板 (講堂跡)



②⑧ 名称板 (食堂跡)



②⑨ 名称板 (僧房跡)



③⑩ 名称板 (中門跡)



③① 誘導サイン (国道50号沿 西から)



③② 史跡説明板 (上野原瓦窯跡)



③③ 上野原瓦窯跡遠景（北から）



③④ 誘導サイン（国道50号沿 西から）



③⑤ 新治郡衙跡遠景（南西から）



③⑥ 新治郡衙跡サイン等



③⑦ 史跡説明板（新治郡衙跡）



③⑧ 史跡標識（新治郡衙跡）



第6章 大綱と基本方針

第1節 新治廃寺跡が目指す姿



図6-1 史跡新治廃寺跡及び周辺の航空写真

新治廃寺跡は、遺構の遺存状態がよく、奈良・平安時代の寺院構造を具体的に伝える寺院である。また、廃寺跡出土の瓦の文様や技法などが広範囲に分布していることから、新治郡が他国・他郡に影響を及ぼしていたことが窺える。つまり廃寺跡は日本の古代史を紐解いていくために極めて重要といえる。こうした重要性を有する廃寺跡と出土遺物を適切に保存しつつ、その価値を市民と共有し、地域の誇りとして後世に継承するため、史跡新治廃寺跡保存活用計画を策定する。

地域住民による遺跡の保存・顕彰活動により守られてきた廃寺跡の良好な状態を維持しつつ、**周辺環境との調和を図りながら、適切に保存し活用すること**を目指す。そして、廃寺跡の価値とともに先人達の功績を次世代へ確実に継承していくことを目標とし、次のとおり保存・活用の大綱となる将来像を掲げるものとする。

過去を未来へ

先人達の守り伝えた「史跡新治廃寺跡」を
「地域の誇り」として再生し、後世へ確実に継承する

第2節 基本方針

新治廃寺跡の保存活用の大綱を踏まえ、その基本方針として、次のようなねらいと施策の体系を示す。

1 継続的な研究に基づく本質的価値の共有と先人達の想いの継承

廃寺跡の発掘調査は、高井を中心に地元の藤田清をはじめとした旧新治村有志の協力により実施された。「新治廃寺式」というべき特異な伽藍配置をもつ廃寺跡の研究は、この調査を契機とし、藤田清ら地元住民の日々の遺跡の保存と顕彰活動により進展し、その成果は古代寺院研究において極めて重要であり高く評価された。金堂、東西両塔等の基壇が良好な遺存状態を保っている廃寺跡は、地元住民の手によって、今日まで指定当時の景観を損ねることなく大切に維持されてきた。

しかし、指定から70年以上が経過し、地元住民の世代交代が進むにつれ、次第に調査当時の記憶が薄れ、地域住民に調査の経緯や廃寺跡の価値等が十分に継承されているとは言い難い現状になりつつある。また、戦中の高井による調査研究以降は本格的な調査は行われず今日に至っている。

そこで、今日の研究水準に即した廃寺跡の本質的価値と重要性を地域住民に改めて伝え、加えて廃寺跡を今日まで守り伝えてきた先人達の想いを共有することが不可欠である。そうすることにより、地域住民が廃寺跡を誇りととらえる気持ちを醸成し、地域の宝として後世に継承していくような保存活用を目指す。



図6-2 廃寺跡見学

2 良好な景観の保全と活用への利用

廃寺跡は指定当時から景観を大きく変えることなく、日本の原風景ともいえる田園的景観のなかに維持されてきた。これまで守り伝えられてきた良好な景観をこれからも保全し、地域の環境と共存できる保存・活用・整備を目指す。

また、廃寺跡周辺には良好な景観と共に、古代新治郡の政治・文化の中心地として新治郡衙跡や瓦などの生産遺跡、集落遺跡が立地する。先行する古墳時代からの流れの中で、廃寺跡を地域の中心として地域史の中に位置付け、廃寺跡近隣地区、周辺地域の歴史文化遺産等と連携した活用を目指す。

3 立地環境に配慮し多面的な活用に対応した整備

廃寺跡は豊かな自然環境の中に保存されてきた。一方で廃寺跡南側には主要国道が通り、人々の移動ルート上にも位置している。しかし、この幹線道路を使用している人々の多くが廃寺跡を認識できていないという実態がある。

そこで、これまで維持されてきた周辺の豊かな自然環境と調和を図りつつ、より多くの人に訪れてもらえるよう設備を整え、学校教育、生涯学習、観光ひいてはまちづくりそのものにも利用できるような整備を目指す。

なお史跡の活用は、廃寺跡を歴史交流拠点「にいばりの里」と位置付けた「筑西市都市計画マスタープラン」や、「にいばりの里」に所在する農業資料館との一体的な活用を掲げる「筑西市第2次総合計画」と整合を図り実施する。

4 持続可能な保存活用体制の構築と未来への確実な継承

廃寺跡は、指定当時発掘調査に尽力した地元住民有志を中心に、今日まで維持されてきた。しかし、維持管理を担ってきた地元住民も世代交代が進み、これまでのような維持管理を継続することが難しくなりつつある。

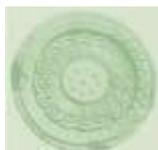
廃寺跡を守り伝えてきた先人達の想いを継承し、地域の誇りとして廃寺跡を未来へ確実に伝えていくため、持続可能な保存活用体制の構築を目指す。



図6-3 廃寺跡に残る田園風景（金堂跡からの景観）



図6-4 大綱と4つの基本方針



第7章 保存管理

第1節 保存管理の基本方針

新治廃寺跡は、第4章において示したとおり、律令国家における地方寺院の実態を解明する上で重要な価値を有しており、地域にとってもかけがえのない郷土の誇りであり財産である。現在、史跡指定地の多くが民有地であるため、保存管理には史跡の管理団体（筑西市・桜川市）と土地所有者を中心とした地域住民が、史跡の価値について共通認識をもち、指定以前から史跡の維持管理を主導し、率先して守り受け継いできた先人達の想いを忘れることなく、密接な協力体制を築くことが必要である。そこで「**史跡の本質的価値の共有と先人達の想いの継承**」を保存管理の基本方針とし、重要遺構・遺物を恒久的に保存し、史跡の価値を損なうことなく後世へ継承するものとする。

第2節 保存管理の方向性

保存管理にかかわる現状と課題及び基本方針に基づき、保存管理の方向性は次のとおりとする。

- ◆ 廃寺跡を構成する要素（遺構・遺物・地形など）及び古代を偲ばせる良好な景観を保全するために、指定地の特性に基づき、区域区分を行い状況に応じた保存管理に努める。
- ◆ 廃寺跡を取り巻く周辺環境は、史跡の成り立ちを理解する上で重要である。周辺環境と調和を図りながら、環境に配慮した保存管理方法を提示する。
- ◆ 廃寺跡の全体像を把握し、廃寺跡のもつ価値を明らかにするため、必要に応じて計画的に発掘調査を実施する。
- ◆ 出土した遺物等を一元的に集約し、長期にわたって安全に保存管理することを検討する。

第3節 保存管理の対象範囲と区域区分

新治廃寺跡は高井による昭和14年(1939)に実施された3回の発掘調査の結果、金堂跡や東西の両塔跡など複数の遺構の存在が確認され伽藍配置が明らかとなり、それらの遺構を包括する範囲が史跡に指定されている。指定地内の北部には堂宇跡等が想定されるが、その詳細を明らかにするには、さらなる調査が必要となる。

史跡を有効に保存管理していくため、発掘調査で確認されている遺構の配置、地形や土地利用の現状等を鑑みて、史跡指定地を次のとおり3つに区分する(図7-1、図7-2)。

I 区域 中核

発掘調査で確認された、金堂跡、東西の塔跡、講堂跡等の遺構が存在する廃寺跡の中核部といえる区域である。これらの伽藍配置から想定される回廊の内側及び伽藍の北側に想定されている堂宇跡など、関連施設が位置していたと考えられている区域をI区域とする。金堂跡等には礎石が露出しているが、確認された遺構の多くは調査後埋め戻されて、地下に保存されている。

金堂跡及び東西の両塔跡と講堂跡は公有地であるが、それ以外は私有地である。現況は陸田や畑地として利用されている。

II 区域 伽藍周縁

現状の地形等の特徴から、関連遺構が埋没している可能性がある区域である。国道50号の南側には、南門跡の可能性のある不自然な微地形が確認されている。また、区画溝の存在を想起させる南西部の不自然な地形があげられる。全て私有地であり、現況は陸田、畑地、果樹園として利用されている。

さらに、II区域南西部の池には舌状に突出した地形が確認されており、関連施設の痕跡である可能性がある。

III 区域 指定地周辺

史跡指定範囲に隣接する寺院地及びその関連遺跡が想定される範囲で、廃寺跡北側の新治廃寺北遺跡(遺跡番号505041)が所在する区域。現況は陸田、畑地が主体であるが、農業用施設や市道が通る。

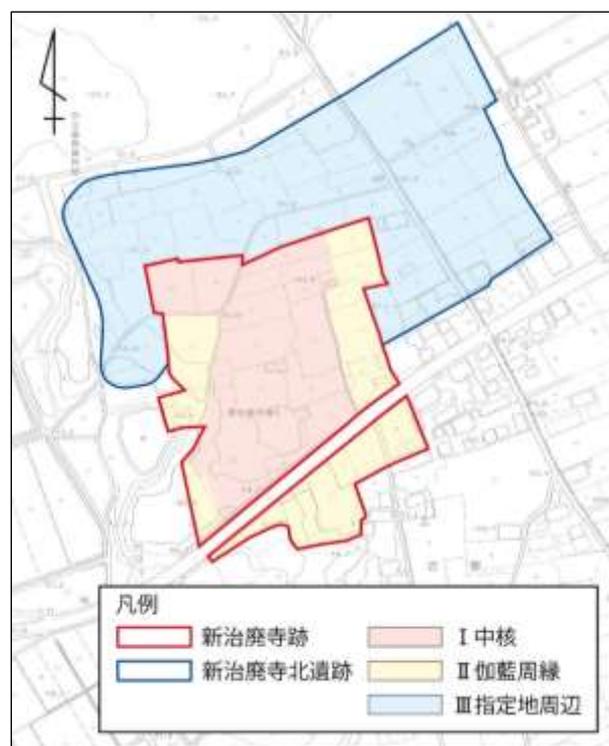


図7-1 管理区分図1

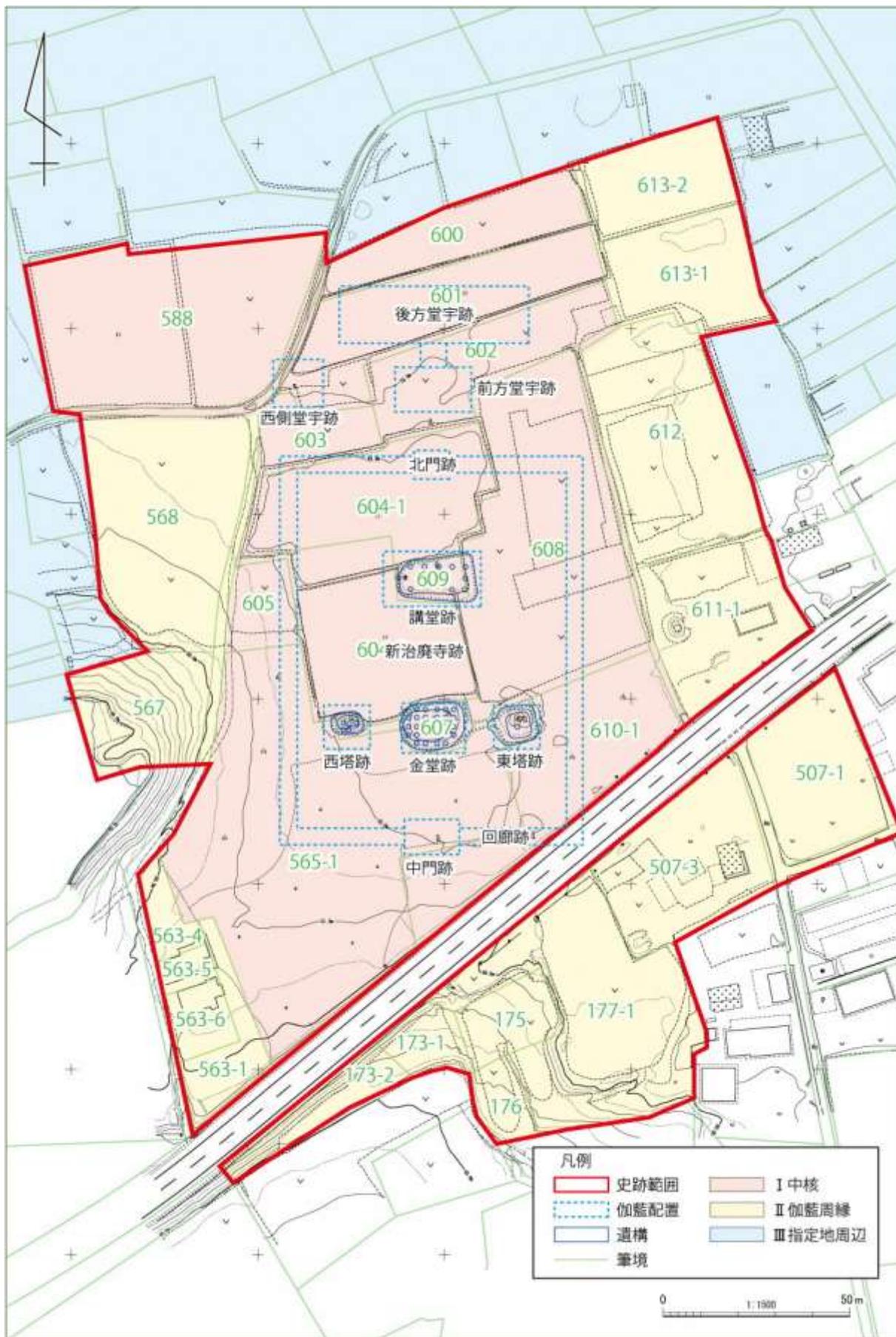


图 7-2 管理区分图 2

第4節 各区域の構成要素

史跡の価値を構成する要素には、遺構及び遺物と、新治廃寺跡の関連施設の存在を想起させる地形がある。一方で、一部に建築物や工作物など、史跡の本質的価値を構成する要素には含まれないものもある。これらはその他の要素とした。

史跡を構成する要素は次のとおりである。

I 区域

本質的価値を構成する要素

廃寺跡の遺構と遺物（金堂跡、東塔跡、西塔跡、講堂跡、中門跡、北門跡、回廊跡など）

その他の要素

工作物（標識、名称板、説明板）、農地（陸田、畑など）

II 区域

本質的価値を構成する要素

廃寺跡関連施設の存在を想起させる地形と遺物（廃寺跡南西部のコーナー状の地形、廃寺跡南部の瓦が集中散布している不自然な微地形、ため池と舌状に突出した地形）

その他の要素

工作物（電柱）、農地（果樹園、畑地、陸田など）

III 区域

本質的価値を有する可能性がある要素

土師器、須恵器の散布が認められ、寺院地とその関連集落等の遺構の存在が想定される。

その他の要素

建築物（家屋、農業倉庫、ビニールハウス）、工作物（給水ポンプ、電柱、誘導サイン）、農地（陸田、畑地など）

第5節 各区域の保存管理方法

I 区域

I 区域は、新治廃寺跡関連の主要遺構が調査されており、伽藍配置が把握されている。確認された遺構は基壇の一部が残存し、金堂跡には礎石が複数露出している（図7-3）。金堂跡基壇には中央に巨樹が生育し（図7-4）、保存に支障をきたすおそれがあるため、伐採を前提に検討する。また I 区域はその多くが私有地であり、**将来にわたる遺構の保存に万全を期するために、優先的に公有地化を進める。**

現状変更等にあたっては、内容によって事前に保存目的調査または立会調査を実施して、遺構の確認を行うとともに、その保存に万全を期す。



図7-3 露出する礎石



図7-4 金堂跡

II 区域

II 区域は、伽藍配置や、地形、地表面に露出している遺物などから、廃寺跡関連施設が存在することが想定されている。しかし、その実態は明らかにされていない。

II 区域では、廃寺跡の全体像を把握し、廃寺跡の持つ価値を明らかにするための確認調査を計画的に実施する。その成果を踏まえ、**段階的に公有地化を進め**、住民の理解と協力を得ながら、地下に埋蔵されている重要遺構の保存に万全を期す。

現状変更等にあたっては、内容により事前に保存目的調査または立会調査を実施し、遺構の把握とその保存に万全を期す。

III 区域

III 区域は、廃寺跡を取り巻く指定地に隣接する区域である。遺構の存在は把握できていないが、寺院地とその関連集落等の遺構の存在が想定される区域である。

農業用倉庫やビニールハウスが存在しているため、当面の間は現状の土地利用のままとするが、住民の理解と協力を得ながら、地下遺構の保存や将来の廃寺跡の整備や活用に悪影響を及ぼさないよう対処することとする。

現状変更等にあたっては、内容により事前に保存目的調査または立会調査を実施し、遺構の把握とその保存に万全を期す。それらの成果を踏まえ、**必要に応じて公有地化を進め**、その進捗状況を考慮しつつ活用に向けた整備を進める。

第6節 現状変更の取扱い

本節では、史跡指定地内の I 区域及び、II 区域における現状変更の対象行為をあげ、その取扱い基準を示す。なお現状変更に際し、I 区域、II 区域にかかわらず指定地内においては、全て同一の取扱いとする。また、現状変更の種類に応じた許可権者の一覧を100頁の表7-1に示す。

1 現状変更等の対象行為

(1) 現状変更等の許可申請の対象となる行為

「文化財保護法」(以下「法」という。)第125条第1項の規定に基づき、史跡指定地においては、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為(以下、「現状変更等」という。)については、文化庁長官の許可を得る必要がある。

なお、現状変更行為のうち、文化財保護法施行令第5条の規定に定められたものは、筑西市教育委員会がその事務を行う。

(2) 現状変更等の内容

ア 現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為をいう。

史跡において想定される現状変更行為には、土地所有者・管理者、農林業関係者、公共・公益施設の管理者、史跡の管理者等が史跡指定地内で行う次の行為がある。

1. 建築物の新築、増築、改築、改修、除却
2. 工作物の設置、改修、除却
3. 土地の掘削、切土・盛土等土地の形状の変更
4. 木竹の伐採、植栽
5. 地下埋設物の設置、改修、除却

イ 保存に影響を及ぼす行為

史跡における保存に影響を及ぼす行為とは、史跡そのものの物理的な変更を行うものではないが、史跡保護の見地からみて将来にわたり支障を来たす行為をいう。

史跡において想定される保存に影響を及ぼす行為としては、遺構等における過度の利用による踏圧・振動を与える行為が想定される。

ウ 学術調査等のために必要な行為

整備や学術調査のための発掘調査を実施する場合は、遺構の保存を前提として必要箇所に留めるものとする。

エ 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為

史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為には以下のようなものがある。

a 史跡を構成する主たる要素の復旧

- ・降雨等による基壇の土壌流出などによるき損、衰亡の対策及び復旧
- ・露出している礎石の風化進行の軽減のための石材強化処理

b 史跡の保存管理、整備活用上必要な施設の整備等

- ・史跡標識、説明板等保存施設、境界標、柵の設置
- ・歴史的景観の復旧や保存管理・整備活用のための植物の伐採、移植、植栽
- ・その他保存管理、整備活用上必要な建造物の新築・増築・改築・改修・除却、工作物の設置・改修・除却
- ・これらに伴う土地の形状の変更

c 史跡の風致景観を阻害する要素の移転、撤去

2 現状変更等の取扱基準

(1) 現状変更等の取扱いの基本方針

現状変更等については、史跡の価値を損なう行為、史跡の価値の回復・向上に係わるもの以外の行為は認めないことを原則とする。ただし、史跡指定地内における住民生活や農業等の生活・生業関連のための施設があることから、これらに関連する行為については史跡の価値に影響を与えない範囲で認めることとする。

許可の条件として、史跡指定地内で行う必然性があること、史跡の価値に影響を及ぼさないこと、史跡景観の保全に配慮されていること、地形の変更及び行為の規模が必要最小限であること、当該地の歴史的経緯や発掘調査等各種調査成果を十分踏まえるものとする。地下遺構の存在が想定される箇所では市教育委員会による事前の発掘調査等を実施し、その結果によっては計画の変更等もありうる。

表7-1 史跡指定地内の現状変更の取扱基準

項目		取扱基準		許可権者	法令根拠 (※1)
土地	地形の改変	土地の掘削、盛土、切土、その他遺構に影響を与える土地の改変は認めない。		—	—
史跡の保存	保存のための調査	土地の発掘及び障害物の除却、その他調査のために必要な措置を行う場合は、許可申請の上、認める。		県	④
	必要な試験材料の採取	許可申請の上、認める。		市	③チ
史跡の整備	史跡整備に伴う発掘調査、工事等	許可申請の上、認める。		文化庁	①
小規模建築物 ・農業用倉庫 ・ビニールハウス ・その他	新築、増築、改築	掘削を伴わないものは、許可申請の上、認める。なお、建築面積120㎡以下で、2年以内の期間を限って設置されるもの。		市	③イ、⑥⑦
	除却	許可申請の上、認める。	建築又は設置の日から50年を経過したもの	文化庁	①
	建築又は設置の日から50年を経過していないもの		市	③へ	
工作物 ・電柱 ・電線 ・水道管 ・ポンプ ・その他	設置	地下に埋蔵する重要遺構に影響を与えない、かつ、地域住民の日常生活にとって真に必要な不可欠である場合に限り、許可申請の上、認める。		市	③ハ、ホ
	改修、除却	許可申請の上、認める。	設置の日から50年を経過したもの	文化庁	①
	設置の日から50年を経過していないもの		市	③ハ	

項目		取扱基準	許可者	法令根拠 (※1)
道路 ・市道	新設	これを認めない。	—	—
	舗装、修繕	土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更を伴うものは、これを認めない。	—	—
		土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更を伴わないものは、許可申請の上、認める。	市	③ハ
史跡の管理に必要な施設 ・史跡標識 ・説明板 ・境界標 ・囲い ・その他	設置、改修	許可申請の上、認める。	市	③ニ
木竹 (※2)	植栽・抜根	予め市教育委員会に相談し、許可申請の上、認める。ただし、真に史跡の保存活用に資するために必要なもの、もしくは景観形成上、防災上必要なものに限る。	文化庁	①
	維持管理	日常的な維持の措置(枯損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈、落葉処理など)については、許可申請を要しない。	—	①
	伐採	許可申請の上、認める。	市	③ト
田畑・ 果樹園	耕作	許可申請を要しない。 耕作には、日常的な農作物、果樹の管理(枝払い等)や、重要遺構が埋蔵されている深度に達しない程度の耕作地の管理に伴う掘削を含む。	—	—
	新たな果樹植栽(※3)及び果樹改植(※4)、抜根	予め市教育委員会に相談、許可申請の上、認める。	文化庁	①
復旧工事	自然災害などにより史跡が被害を受けた場合	非常災害のために必要な応急措置、又は史跡の保存への影響が軽微な工事は、許可申請を要しない。	—	①、② ⑤
		史跡の構造に影響を与える根本的な復旧工事は、許可申請の上、認める。	文化庁	

- ※1 根拠とする法令等は次のとおりとする。
- ①文化財保護法第125条第1項
 - ②文化財保護法第127条第1項
 - ③文化財保護法施行令第5条第4項第1号（イ～ヌ）
 - ④文化財保護法施行令第5条第4項第2号
 - ⑤特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条
 - ⑥農地法第4条
 - ⑦農業振興地域の整備に関する法律第15条の2
- ※2 営農活動に伴う果樹を除く木竹。
- ※3 「新たな果樹植栽」とは、耕作していない土地や他の作物を作っていた土地に新しく果樹を植えることを指すものとする（「植栽」は植物を植えること）。
- ※4 「果樹改植」とは、既存の果樹の伐採、抜根、土壌改良、植え付け等を指すものとする（「改植」は植物を植え直すこと）。

3 現状変更等の行為の許可のうち市教育委員会が処理する事務

法第125条による現状変更等の許可申請が必要な行為のうち次のものについては、法施行令第5条第4項に基づき、市教育委員会が行う。

(1) 掘削を伴わない小規模建築物（プレハブ相当）の新築・増築・改築

- ・階数二以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積120㎡以下のもので、2年以内の期間を限って設置されるものに限る。
- ・増築又は改築にあたっては、増築又は改築後の建築面積が120㎡以下のものに限る。

(2) 建築物等の除却

- ・建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に限る。

(3) 工作物の設置・改修・除却

- ・電線、ガス管、水道管又は下水道管等の設置
- ・改修又は除却は、設置の日から50年を経過していない工作物等に限る。

(4) 道路の舗装・修繕

- ・土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。

(5) 史跡の管理に必要な施設の設置・改修

- ・法第115条第1項に規定する標識、説明板、境界標、囲い等の設置、改修。

(6) 木竹の伐採

- ・第7章6節4現状変更等の許可を要しない場合に該当しない木竹の伐採。ただし、植栽・抜根は除く。

4 現状変更等の許可を要しない場合

法第125条第1項のただし書きにある「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合はこの限りでない」に該当する場合とは、次のとおりである。

なお、以下にあげる行為であっても、表7-1において文化庁が許可権者とされている行為は含まれない。

(1) 維持の措置

維持の措置については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第4条の各号において、維持の措置の範囲とし次のように定められている。

- (一号) 史跡等がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡等の原状に復するとき。
- (二号) 史跡等がき損し、又は衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき。
- (三号) 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

〔維持措置の例〕

- ・病虫害にり患した植物の被害拡大防止のための伐採及び除去（第二号に該当）
- ・降雨等で小規模な土砂の流出が発生した地表面の埋め戻しによる原状復旧（第一号及び第二号に該当）

(2) 非常災害のための必要な応急措置

地震・風水害等の災害時に史跡の管理者や土地所有者、公益施設管理者等が行う、き損等の未然防止や拡大防止のための応急的な措置。

〔応急的な措置の例〕

- ・遺構の保存・養生のための土のう・簡易な土留め杭の設置、立入禁止柵等の仮設物の設置
- ・倒壊工作物等の除去

(3) 保存に影響を及ぼす行為で、影響の軽微なもの

史跡の管理者や土地所有者、公益施設管理者等が行う管理行為であり、史跡に及ぼす影響が軽微なもの。

〔影響の軽微なもの例〕

- ・日常的な農作物、果樹の管理（枝払い等）や、重要遺構が埋没している深度に達しない程度の耕作地の管理に伴う掘削を含む耕作行為。
- ・病虫害や害獣の駆除行為及びこれら行為に必要な捕獲装置（掘削を伴わないものに限る）の設置・撤去
- ・木竹の剪定、下草刈り、つる打ち、枝打ち
- ・道路及び付属施設の清掃、路面の小規模修繕（掘削を伴わないもの）
- ・既存の建築物・工作物の補修
- ・病虫害防除のための薬剤散布、清掃・除草等日常的行為
- ・抜根を伴わない枯枝・枯死木・危険木の伐採

第7節 史跡環境の保全

1 植生管理について

指定地内の樹木については、土地所有者と協力しながら、史跡景観を維持することを目指し、植生の手入れを実施するように努める。

植生管理の方針の検討にあたっては、以下の項目に留意する。

- ・遺構の保存に影響を与える樹木は伐採する。
- ・遺構の理解や廃寺跡の歴史的景観を際立たせるために、樹木の手入れや草刈を定期的に行う。
- ・見学者に危険な樹木等は、必要性や安全性を十分考慮した上で、伐採、剪定、枝打ち等を行う。
- ・市民の憩いの場を演出する花木については、日常的な手入れを行う。



図7-5 西塔の南に広がる果樹園



図7-6 金堂跡の巨樹

2 自然災害や動物被害等による史跡の滅失・き損等への対応

自然災害等により史跡が被害を受けた場合、臨時的な復旧工事は市教育委員会の判断により実施する。

地震や豪雨等により基壇に亀裂もしくは盛土の一部流出があった場合、市教育委員会がシート掛けを行うなどして被害を拡大させないよう応急処置をほどこした後、国、県と協議して対応を検討する。

❖ 非常時の対応プロセスと法手続きについて ❖

地震、水害、豪雨・台風や、動物等により史跡が滅失、き損等を受けた場合は、市教育委員会は、県教育委員会を通して速やかに文化庁に連絡を入れ、文化財保護法第33条を準用する第118・119条に基づき、文化庁にき損届けを提出する。

その後、史跡のき損状況等を把握し、応急措置や復旧の方針をたてて、関係機関（国・県）と協議を行い、文化財保護法第125条第1項にもとづく現状変更申請が必要か、または文化財保護法第125条第1項ただし書、第127条第1項にもとづく復旧届でよいか、確認する。

現状変更申請を要する復旧の場合、市教育委員会は現状変更申請を行った後、計画的に復旧等を実施する。特に、き損範囲が大きい場合は、き損状況を調査して整備委員会等を設置し、その復旧方法の具体的検討を経た上で行うものとする。

現状変更申請を要しない復旧（※）の場合、市教育委員会はき損への対応や復旧が終了した時点で、文化庁に終了報告を行う。

※現状変更申請を要しない復旧とは、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条による、き損や衰亡の状況が軽微で史跡の価値に影響なく現状復旧が可能な場合、き損や衰亡の拡大を防止するための応急処置を行う場合、または復旧が明らかに不可能であって、き損又は衰亡した部分を除去する場合をいう。

3 史跡の日常的な維持管理

市教育委員会は、定期的に、史跡とその周辺の巡視、点検を行い、適切な保存がなされているかを確認する。基壇など遺構に軽微なき損や衰亡の兆候が見られた場合、関係機関（国・県）と協議の上、小規模な復旧及び小修理による現状復旧を行う。文化庁への届出等の対応は、「自然災害や動物被害等による史跡の滅失・き損等への対応」に準ずる。

災害の予防対策としては、台風・集中豪雨・強風や地震による倒木や枝の落下などを防ぐため、定期的な枯損木の撤去、枝打ちを行う。また、災害発生時の安全な来訪者の避難誘導路の確認を行う。また、既設の看板や境界杭などの管理施設は、定期的に清掃や軽微な補修等を行い、適切な機能を維持する。

4 史跡指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存管理の手法

廃寺跡及びその周辺には、地域住民により維持されてきた田園風景が広がり、史跡の魅力のひとつである。さらに史跡指定地を取り巻く周辺環境は、史跡の成り立ちを理解する上で重要である。こうした自然及び文化的な景観を損なうことがないように、関係法令及び関連する個別計画に則り、適切に取り扱う。

また、史跡指定地外には、新治郡衙跡、久地楽長町窯跡、古郡台原古墳群など、史跡に関連の深い、史跡や周知の埋蔵文化財包蔵地が立地している。このため、指定地外で開発等の土木工事が計画された際には、事業者と十分な事前調整を行い、試掘・確認調査等を実施し、文化財保護法第93条もしくは同第94条に基づく適切な事務処理を行う。あわせて、周知の埋蔵文化財包蔵地においても、開発事業者等に協力を求め、必要に応じて試掘確認調査を行い、遺跡が発見された場合には、法の下適切な措置を講じていく。また、史跡に関わる重要遺構が発見された場合には、その保存処置について、事業者に協力を求めるものとする。

5 廃寺跡と地域の歴史文化に関する調査研究

史跡指定地内には、堂宇をはじめ重要遺構の存在が推定されるものの、未調査の箇所があることから、調査によって廃寺跡の全体像を把握し、廃寺跡全体の適切な活用に繋げる。また、廃寺跡周辺に位置する遺跡との関係を解明し、廃寺跡の価値を明確化する。そしてこれらの調査研究を踏まえた活用・整備を進めることで、より一層、廃寺跡としての魅力を高める。

第8節 追加指定及び公有地化

1 史跡追加指定

指定地の隣接地及び周辺地における範囲確認等の調査研究の結果、重要遺構が発見・確認され、既指定地に所在する重要遺構との関係性が新たに明らかとなった場合には、その保存について当該土地所有者との協議を進めるとともに、同意を得られた箇所から適宜、史跡の追加指定に係る手続きを進めていくものとする。

2 指定地の公有地化

現在、史跡指定地内の公有地は本質的価値を有するⅠ区域の金堂跡、東塔跡、西塔跡、講堂跡が存在する2筆である。公有地化は次のように順次進めていく。

遺構の存在が想定される中核のⅠ区域は、将来にわたる遺構の保存に万全を期するために、優先的に進める。また、伽藍周縁のⅡ区域は、史跡の全体像を把握し、その価値を明らかにするための確認調査の成果を踏まえ、段階的に進める。そして、指定地周辺のⅢ区域は、現状変更等に対し事前に実施する保存目的調査や立ち会い調査の成果を踏まえ、必要に応じて進める。

第9節 出土遺物の保存

現在、新治廃寺跡から出土した遺物、特に藤田清氏が収集した新治汲古館の資料は、筑西市内に恒久的な保存管理施設がないため、桜川市で保管されている。

また、他にも出土遺物の一部が、藤田清氏の甥で地元の文化財保護に尽力した藤田積善氏の私設資料館で保管されている。

今後、これら出土遺物については、統廃合により使用しなくなった学校など既存の公共施設等を活用し、一元的に長期にわたって安全に保存管理することを検討する。



第8章 活 用

第1節 活用の基本方針

新治廃寺跡は新治郡衙跡とともに、古代律令国家における新治郡の中心地であり、古代国家の地方統治の実態の一側面を知る上で重要な価値をもつ。

また、廃寺跡の周辺には、瓦・須恵器の生産遺跡、集落遺跡が位置する。先行する古墳時代からの流れの中で、廃寺跡だけではなく郡衙跡などを合わせて地域史の中心に位置付けることにより、日本の古代社会の歴史を俯瞰することが可能となる。そこで廃寺跡周辺の歴史文化資源と連携した一体的な活用を推進する。

また、日本の原風景ともいえる田園風景は廃寺跡の魅力のひとつである。この良好な景観を最大限利用し、周辺の地域資源と連携し、廃寺跡を学習や交流の場とする活用を地域住民と協働して進め、地域の誇りとする意識を醸成することで、人づくり、地域づくりに資する活用を目指す。

廃寺跡南側を通る主要国道は、市内、県内のみならず、近接県の人々が利用している。多くの人々の移動ルート上に位置している廃寺跡を、県内域にとどまらず、近接の県を含めた広域の人々が訪れやすい、観光、地域活性化に寄与する活用を目指す。

そこで「**良好な景観の保全と地域と連携した活用**」を基本方針とし、廃寺跡の活用を進めていく。

第2節 活用の方向性

活用にかかわる現状と課題及び基本方針を踏まえ、活用の方向性を次のように設定する。

新治廃寺跡の重要性を広く地域住民や来訪者に示し、地域の誇りとする意識を醸成するため、

- 1 廃寺跡の良好な景観を活かした地域の憩いの場、交流の場としての活用
- 2 地域を知る学びの場としての活用
- 3 周辺の地域資源や施設と連携した活用
- 4 廃寺跡周辺の歴史文化資源と連携した活用
- 5 廃寺跡の価値や魅力の効果的な伝達のための情報発信

を推進する。

第3節 活用の方法

前節で掲げた活用の方向性に基づき、活用の方法を次のとおり示す。

1 廃寺跡の良好な景観を活かした地域の憩いの場、交流の場としての活用

廃寺跡は地域住民の努力により指定当時の景観が良好な状態で残されている。日本人の心の原風景ともいえる、廃寺跡に残された田園風景を活用して、野外活動やウォークラリーなど自然環境に親しむイベント企画を検討する（図8-1、図8-2）。具体的には廃寺跡南西部に位置する池をビオトープ的に活用し、池のほとりでホテル観察会などの開催を検討する。

また、遊歩道を設置し廃寺跡内を散策できるようにする。遊歩道周辺には遺構の保存に影響のない範囲で、梅、桜、アジサイ、紅葉など四季折々の草花を植栽することで、地域の憩いの場、交流の場を演出する。



図8-1 農業資料館（屋外）での体験学習



図8-2 小学生の火起こし体験

2 地域を知る学びの場としての活用

学校教育や生涯学習と連携し、廃寺跡の価値を十分に理解できるよう、普及啓発活動を推進する。

学校教育との連携としては、市内の小学校・中学校・高等学校の教員との連携を図り、授業の一環として廃寺跡の見学を取り入れることを働きかけ、副読本などの教材開発を行い、児童・生徒が地域の文化財や歴史を理解できる環境を整える。具体的には、小学3年生の「昔の暮らし」単元での課外学習で、廃寺跡に隣接する農業資料館での学習の際、廃寺跡にも訪問してもらえるようにする。学校教育と農業資料館との連携が必要となってくる（図8-4）。

また、生涯学習と連携して、廃寺跡の価値を広く知ってもらい、持続的な関心が持てるよう、大学等と連携した講演会や市民講座（図8-5）などのイベントを企画する。



図8-3 遺跡出土遺物の洗浄体験



図8-4 農業資料館（屋内）での体験学習



図8-5 農業資料館での市民講座

3 周辺の地域資源や施設と連携した活用

廃寺跡周辺には、谷津や河川、その周りに広がる農地や里山など昔ながらの景観が維持されており、豊かな自然環境に触れることができる。そこで廃寺跡と農業資料館をはじめとした周辺の地域資源とを結びつけるような周遊ルートを設定し、ネットワーク化を図る。

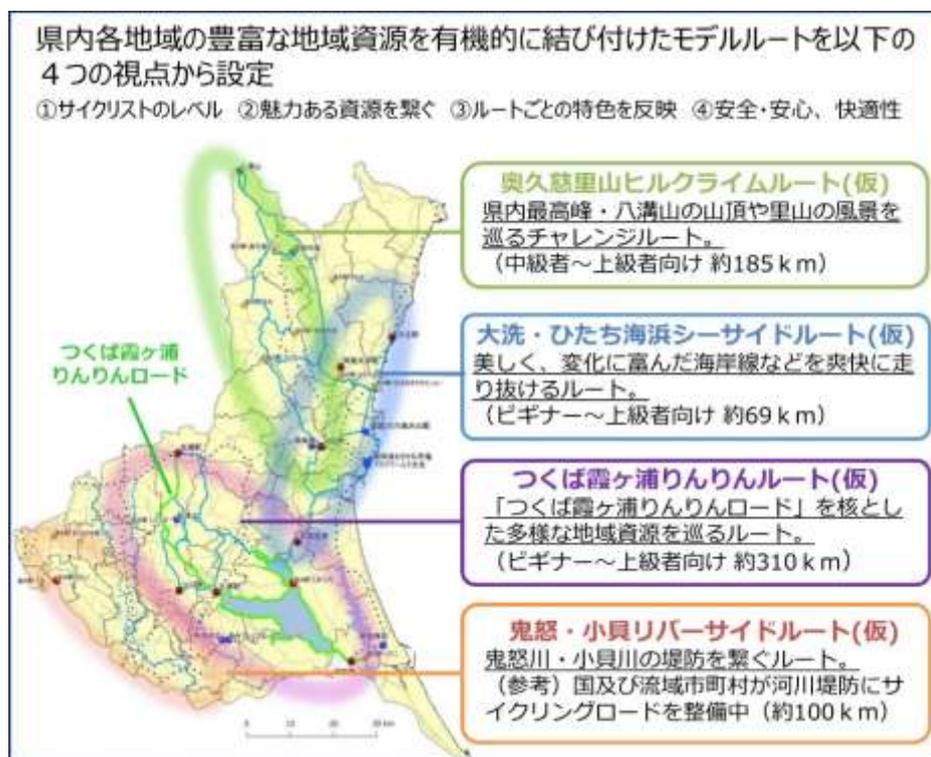


図8-6 いばらきサイクルツーリズム構想：モデルルート

その際、情報の入手や休憩ポイントとして廃寺跡のガイダンス施設を位置づけ、周遊の拠点として活用する。具体的には、自転車の利用も可能な周遊ルートを検討する。

茨城県では、「いばらき自転車活用推進計画」に基づき、国内外からサイクリストが何度も訪れたい魅力ある「サイクリング王国いばらき」の実現をめざすため、サイクリング愛好者を中心に、体験観光を志向する一般観光客（女性やシニア層等）をメインターゲットとする「いばらきサイクルツーリズム構想」（図8-6）を展開している。そのモデルルートとして鬼怒・小貝リバーサイドルートやつくば霞ヶ浦りんりんルートが設定され、廃寺跡の近隣をルートが通ることから、これらのルートと廃寺跡との連結を検討する（図8-7）。

本市においても、近隣3市と連携し、サイクリングルートや観光スポットを案内する「ちゃりさんぽ」（図8-8）を展開しており、サイクルツーリズムの推進による地域の活性化に取り組んでいる（図8-9、図8-10）。



図8-7 史跡新治廃寺跡周辺のモデルルート
（「鬼怒川・小貝川かわまちづくり」に加筆）



図 8 - 8 筑西市と近隣 3 市による取り組み事例（ちやりさんぽ：サイクリングルートや観光スポットを案内する専用コンテンツ）



図 8 - 9 自転車を利用した他市町村の事例 1（かすみがうら市：かすみがうらライドクエスト 古墳公園でヨガを実施）



図8-10 自転車を利用した他市町村の事例2（茨城町：Go!Go! FUN RIDE）

4 廃寺跡周辺の歴史文化資源と連携した活用

廃寺跡の周辺には、同時代の政治の拠点である新治郡衙跡や生産遺跡としての上野原瓦窯跡、久地楽長町窯跡などが位置している。また、先行する古墳時代の遺跡も、古郡台原古墳群をはじめ存在している。廃寺跡単独ではなく、周辺に位置しているこれらの歴史文化資源と連携した活用を検討する。さらに上野原瓦窯跡の管理団体である桜川市とも、史跡の活用について連携を図っていく。

5 廃寺跡の価値や魅力の効果的な伝達のための情報発信

廃寺跡及び周辺の歴史文化資源の価値や魅力を、積極的に情報発信することにより、市民に廃寺跡を地域の誇りとして捉える意識を共有し、郷土愛の醸成に繋げる。

廃寺跡の魅力を感じてもらうために、発掘調査の現地説明会を開催するとともに発掘体験等のイベントも実施し、現地での体験を通して楽しく学べる機会を検討する。

パンフレット・広報等の配布物のほか、ウェブサイト・SNSの活用などによる多様な手段を用いた効果的な情報の発信を行い、廃寺跡への興味関心を高めるとともに来訪者の増加を図る。

出土した遺物等の情報発信は、市役所ロビーや統廃合により使用しなくなった学校（図8-11）など既存の公共施設等での展示公開を検討する。

また、AR・VRなどの最新のIT技術を導入した活用方法の検討を進めつつ、案内板・説明板・ガイダンス施設などを整備することによって、史跡の価値や見学のポイントなど見学時に必要な情報を充実させる。



図8-11 廃校施設を利用した県の事例（左：いせきぴあ茨城の遠景、右：いせきぴあ茨城の展示室の様子 写真提供 茨城県教育委員会）



第9章 整備

第1節 整備の方針

史跡の整備は、その本質的な価値を国民共有の財産として、さらには地域住民にとっての誇りとして、未来へ確実に保存・継承していくことが前提となる。また、地域住民や来訪者が新治廃寺跡の価値を理解しやすく、親近感がもてる場とする。そして活用の方向性でも示したように、「憩いの場」、「学びの場」、「交流の場」など、多面的な活用の拠点となるような整備を目指す。廃寺跡の魅力のひとつである昔ながらの風景を保全するためにも、廃寺跡周辺の環境には最大限配慮した整備を行う。そこで、「**立地環境に配慮し、多面的な活用に対応した整備**」を基本方針とする。

整備の実施には、第2次筑西市総合計画の「政策10 歴史文化の継承と振興」と整合性のとれた整備を行う。

第2節 整備の方向性

整備にかかわる現状と課題及び基本方針を踏まえ、整備の方向性を次のように設定する。

- ◆ 史跡の本質的価値を保存・継承するための整備
- ◆ 史跡の本質的価値を顕在化させるための整備
- ◆ 立地環境に配慮し、歴史的景観を想起させる環境整備
- ◆ 学校教育、観光、まちづくりに寄与できる整備
- ◆ 多面的な活用の拠点となる整備

第3節 整備の方法

1 遺構保存のための整備

整備に際しては、地上及び地下遺構の保存を前提とし、必要に応じて遺構を養生する盛土を施すなど、多様な保存手法を検討していく。

特にI区域(図7-1、図7-2)は整備のための情報を得る保存目的調査を実施し、調査成果に基づき、整備を優先的に進め公開活用を図る。

金堂跡に設置されている標識、説明板は、遺構への影響の有無を調査し、新治廃寺跡全体の名称板等の整備手法との調和も考慮し、新設・移設・撤去等も検討する。加えて金堂跡基壇上に生育する巨樹は、遺構への影響の有無を調査し、伐採を検討する。

2 遺構の展示・表示

遺構の展示・表示については、発掘調査の成果を踏まえて、適切な方法を採用する。その際、見学者の立場に立ち、史跡の価値を理解しやすい具体的な遺構表示手法を検討するとともに、廃寺跡に広がる良好な自然景観と調和するよう配慮する。

金堂跡、東西の塔跡、講堂跡の基壇は、遺構の保護を前提に、構造等が理解できるような遺構表示の方法を検討する。その他の遺構については、美観に配慮しながら平面表示や半立体表示等の整備にとどめ、現在の景観を大きく変える整備は行わないものとする。

また露出している礎石は、破損や劣化が生じないように必要に応じて保存措置を講じた上で、露出展示を行う。

- ◆ 景観を変えず、美観を損なわない整備とする。
- ◆ 保存措置を講じた上での露出展示を基本とする。
- ◆ 補助的に平面表示、半立体表示を行う。



図9-1 遺構表示の整備イメージ

- ①平面表示の事例：下野国分寺寺院地溝跡
- ②半立体表示の事例：下野国分寺経蔵跡
- ③礎石の露出展示の事例：平沢官衙遺跡

3 環境整備

廃寺跡の保存・活用を図るため、重要遺構の保存に配慮しながら環境整備に努める。

- ◆ 廃寺跡内の農道等は、整備段階で順次整理を検討する。
- ◆ 廃寺跡内の草木については、遺構の保存に影響を与える樹木及び繁茂している草木を適宜剪定・伐採し、良好な廃寺跡の景観となるよう努める。
- ◆ 修景に配慮し、四季折々の草花等の導入も検討する。
- ◆ 廃寺跡南西部にある池をビオトープ的に活用するための環境整備を検討する。



図9-2 市民と協働した史跡周辺の清掃活動の様子1



図9-3 市民と協働した史跡周辺の清掃活動の様子2

4 活用を促すためのガイダンス施設の整備

ガイダンス施設の理念は、出土遺物の展示機能をはじめとした、廃寺跡公開活用の核となるものとし、地域の歴史文化を紹介する展示等を充実させ、案内人やコーディネーターなどボランティアの拠点、来訪者と地域との交流の場、駐車場（大型バスの駐車が可能なもの）やトイレといった便益施設の機能を有するものとする。

施設の整備を行うに際し、次の3点に配慮する。

- ◆ 景観に配慮した施設整備
- ◆ バリアフリーに配慮した整備
- ◆ 利便性に配慮した管理手法の継続的な検討

以上を踏まえ、多面的な活用の拠点にふさわしい、ガイダンス施設の整備を次のように進める。

- ◆ ガイダンス施設は、廃寺跡の総合案内・解説・遺物等の展示を行う場、さらに廃寺跡周辺の文化財も含めたインフォメーションや、ソフト機能の拠点としての機能を有する場として新たに設置し、活用拠点や体験学習・イベント等の場としての機能を持たせ、加えて観光情報と連動させた情報発信ができる環境を整備する。
- ◆ ガイダンス施設や便益施設の場所は利用者に配慮し、廃寺跡へのアクセスの良さを考慮して検討する。ただし、史跡保存の観点から指定地外に整備する。
- ◆ ガイダンス施設にサイクリストの補給や休憩、軽微なメンテナンスができるような拠点としての機能を検討する。

また、出土遺物の収蔵施設として、一元的な保存管理、併せて公開活用が図れるよう、廃校施設など既存の公共施設の改修整備も検討する。

5 関連施設等の整備

見学者が廃寺跡を快適に回遊するために、便益施設や進入路、遊歩道等について、次のように整備を進める。

- ◆ 史跡指定範囲の区域を明瞭にするために、境界標を設置する。
- ◆ 説明板がない遺構には、見学者の廃寺跡の理解を促すような内容を検討し、説明板を新設する。指定当時に設置された説明板は、現在の研究成果を踏まえ、内容を更新する。
- ◆ 周辺地域における歴史文化資源等とも結びつけ、廃寺跡の歴史的価値を学び、体感できる周遊路を設定する。
- ◆ 史跡指定地の隣接地にトイレ、ベンチ等を設置する。
- ◆ トイレは、あらゆる人が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮する。
- ◆ 国道50号から廃寺跡への進入路を検討する。
- ◆ 史跡指定地内の遊歩道は歴史的環境に調和した仕上げとする。

また、見学者を滞留させる整備としては、古民家を活用し、昔の生活道具・農機具を展示している農業資料館を「滞在する空間・場所」として、廃寺跡と一体的な活用が図れるように整備する。



図9-4 農業資料館

6 案内・解説等の整備

廃寺跡における案内及び解説に関する整備は、次のとおり行う。

- ◆ サインは史跡及び関連遺跡を含め、統一性のあるデザインにするよう検討する。
- ◆ 廃寺跡の様子が理解でき、現在の研究を踏まえた総合説明板の設置など解説機能の充実を図る。
- ◆ 廃寺跡の主要遺構の表示に際しては、名称板・説明板等を適宜改修、新設する。
- ◆ 廃寺跡もしくは廃寺跡隣接地には、案内・解説板のほか、簡易なガイダンス機能を果せる施設として、屋外パンフレットボックス等の整備を検討する。
- ◆ スマートフォン等を用いた解説アプリの導入による、案内・解説機能の充実や、ARやQRコード等を用いた、現地での展示解説手法を検討する。

7 廃寺跡の活用を促す仕掛けづくり

周辺の文化財や地域資源と連携して、廃寺跡の多面的な活用を推進するような仕掛けづくりを検討する。

- ◆ 鬼怒・小貝リバーサイドルートやつくば霞ヶ浦りんりんロードなどとの接続を考慮しつつ、既存の道路を活かし、周辺の文化財を結ぶ周遊路としてサイクリングコースを設定する。
- ◆ スマートフォンアプリ等を開発して、来訪者が楽しんで文化財巡りができる整備を目指す。
- ◆ ウォーキングイベントなど他事業と連携し、周辺地域の文化財等とも結びつけたウォーキングコースやウォーキングマップの作成などを目指す。



第10章 運営と体制整備

第1節 基本方針

史跡を地域の誇りとするために、史跡の価値の明確化・顕在化は必要である。また、新治廃寺跡の維持管理に尽力していた地域住民も世代交代が進み、これまでのような維持管理を継続することが難しくなりつつある。

廃寺跡を守り伝えてきた先人達の想いを継承し、地域の誇りとして廃寺跡を未来へ確実に伝えていくため、官民協働による「**持続可能な運営体制の構築**」を運営と体制整備の基本方針とする。

第2節 方向性

運営と体制整備にかかわる現状と課題及び基本方針を踏まえ、新治廃寺跡の保存・活用を推進するための方向性を次に示す。

- ◆ 地元住民、関係団体、研究機関、研究者などとの協働・連携による運営体制を整備する。
- ◆ 史跡を未来へ継承するため、市民と協働で保存管理ができる持続可能な仕組みや庁内の体制を整える。
- ◆ 周辺の歴史文化資源と一体的な活用を進めるため、周辺自治体との連携体制を整える。

第3節 方法

1 持続的な調査研究体制の構築

新治廃寺跡では、昭和14年(1939)の高井による発掘調査以降、本格的な発掘調査は行われていない。一方で古代寺院の研究は、廃寺跡の調査を契機に進展し、現在もさまざまな議論がなされている。そこで廃寺跡の価値を明確化するために、調査研究に必要な専門的知識を有する人材や、発掘調査を中心に、保存・活用・整備の担い手を確保し育成していく。さらに、そうした人材による調査研究を持続できる体制を整備する。

2 庁内の体制整備

廃寺跡の保存・活用・整備のために、事業の進捗に応じて国・県・市の文化財保護部局だけではなく、まちづくり部局や観光部局、その他の関連部局との協力体制を構築し、政策の実施や法的手続きについて横断的に連携する。

さらに効果的な施策の遂行のため、文化財専門職員の恒常的な配置を目指す。

3 地域ぐるみによる保存・活用の推進

廃寺跡の指定地はほぼ民有地であるため、土地所有者あるいは耕作者と、日常的な維持管理や現状変更手続きのスムーズな運用に向けて、市と緊密な協力関係を構築する。

また、廃寺跡及びその周辺の歴史文化資源の一体的な活用のため、専門のボランティアガイドを養成し、その活動を支援する仕組みづくりを目指す。

そして、市内の小中学校と連携し、楽しみながら歴史を学び、史跡に対する関心を高められるよう努めていく。

さらに、廃寺跡南西部に位置する池のビオトープとしての活用など、廃寺跡の自然環境を利用した活用を進めるにおいて、ボランティア団体等や、近隣で活動する NPO 団体との協力体制の構築を目指す。

4 研究機関、研究者などとの協働・連携

廃寺跡は、古代寺院研究において貴重な情報を提供している。研究機関や研究者と連携し、史跡の価値の位置付けを検討する。その成果をシンポジウム等において、市民に還元していくことを検討する。

5 広域連携

上野原瓦窯跡を含め、関連する生産遺跡や集落遺跡や、先行する時代の古墳時代の遺跡など周辺の歴史文化資源との一体的な活用を進めるため、桜川市との連携を検討する。

また、茨城県では「いばらきサイクルツーリズム構想」を展開し、県西地区にも「鬼怒・小貝リバーサイドルート（仮）」や「つくば霞ヶ浦りんりんルート（仮）」を想定している。これを、史跡周辺に設定する周遊ルートに連結しサイクリストに配慮した整備を行うため、周辺自治体との連携を検討する。

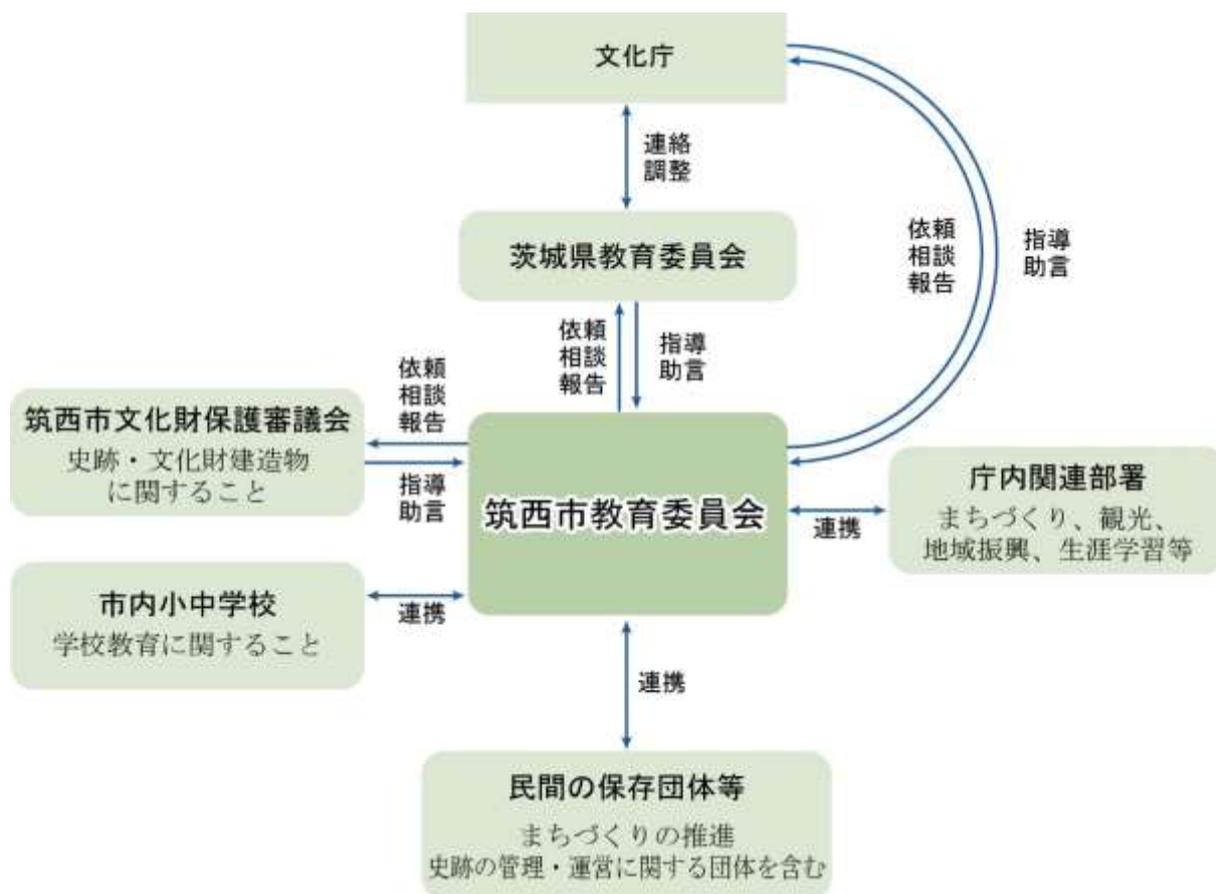


図 10-1 推進体制イメージ図



第 11 章 実施計画の策定・実施

第 1 節 施策の実施項目と実施計画

本章では、筑西市総合計画後期基本計画の目標年次である 2026 年度までと、次の 5 年間毎 2027～2031 年度と 2032～2036 年度に、各施策の実施計画を下表のとおり定める。

表 11-1 施策の実施計画の総括表

	項 目	短期的計画 (2022～2026 年度)	中期的計画 (2027～2031 年度)	長期的計画 (2032～2036 年度)
保存管理	発掘調査	史跡の内容確認及び寺院地の範囲確認 	整備手法検討のための調査 	
	樹木管理	樹木の伐採、剪定 		
	公有地化			
	追加指定			
活用	イベント、体験プログラム等	企画、実施 		
	学校教育	授業による史跡見学・教材開発 		
	出土遺物			展示手法の検討
	周辺資源			周辺資源の周遊ルート設定・ネットワーク化、遊歩道ルート設定
	情報発信			マップ・ホームページ等作成、メディア連携

	項 目	短期的計画 (2022～2026 年度)	中期的計画 (2027～2031 年度)	長期的計画 (2032～2036 年度)
整 備	ガイダンス施設 等	整備基本計画 		
			基本設計・実施設計 	
				整備工事
				ガイダンス施設整備 サイクル拠点の整備
	史跡周辺施設等	標柱・境界杭の設置 		サイン・トイレ・ 遊歩道の整備
	公共交通 アクセス等		利便性向上の働きかけ 	バス・観光タクシー 導入
その他			AR・QR の検討 	
運 営 ・ 体 制	ボランティア ガイド	ガイドの養成 		
			ガイドの運用・支援 	
	関係機関等との 連携			
	管理運営組織			



第12章 計画の経過観察

第1節 経過観察

新治廃寺跡の保存活用にあたっては、管理団体（筑西市・桜川市）、あるいは管理運営組織などが中心となって、以下のような項目について経過観察を行い、その結果を保存・活用・整備に活かしていく。

第2節 点検の方法

第6章から第10章の内容について、筑西市総合計画後期基本計画の目標年次(2026)及び次の5年間毎、つまり2031年と2036年を経過観察の時期に設定し、経過観察を行う。

表12-1 経過観察項目一覧

区分	項目	観察時期(年)			観察主体	観察手法
		2026	2031	2036		
計画全体	・総合計画に位置づけられているか	○		○	管理団体	管理団体による計画全体の評価検証
	・予算確保のための取り組みはあるか	○	○	○		
	・保存活用計画書の見直しは実施されているか			○		
保存管理	・史跡等の遺構・遺物の調査及び保存管理の進展はあったか	○	○	○	管理団体	保存管理に関する情報の公開
	・樹木管理は適切に行われたか	○	○	○		
	・保護を要する範囲の追加指定は行われたか	○	○	○		
	・金堂跡にある巨樹の適切な処置は行われたか	○				
	・公有地化の進捗状況	○	○			
	・現状変更の取扱基準は適正に運用されているか	○	○	○		
活用	・イベントや体験プログラム等は計画的に企画・実施されたか	○	○	○	管理運営組織	活用実績や年間利用者数、利用者意見の公開
	・授業による史跡見学の実績（学校数、児童生徒数）	○	○	○		

区分	項目	観察時期(年)			観察主体	観察手法
		2026	2031	2036		
活用	・学習のための教材開発を行ったか	○	○	○	管理運営組織	活用実績や年間利用者数、利用者意見の公開
	・出土遺物の展示実績	○	○	○		
	・農業資料館との連携が企画・実施されたか	○	○	○		
	・見学ルートは設定されたか	○	○	○		
	・周遊ルート(サイクリングロード)は設定されたか	○	○	○		
	・周辺資源への見学者は増えたか			○		
	・公共交通の利便性は向上したか		○	○		
	・史跡の情報発信はされているか	○	○	○		
整備	・案内板、誘導看板は整備されたか	○			管理団体	管理団体による整備基本計画と実施済み事業の評価、検証
	・解説板、説明板、名称板の刷新は行われたか		○			
	・南西部に位置する池のビオトープ的活用のための整備は行われたか			○		
	・ガイダンス施設は整備されたか			○		
	・史跡周辺施設の整備は行われたか			○		
	・遊歩道周辺に四季の花々の植栽は進んだか		○	○		
	・AR、QRによる遺構解説の整備は行われたか			○		
運営・体制	・ボランティアガイドは設置されたか	○	○	○	管理団体、管理運営組織	管理運営組織による活動実績の評価、公表
	・他部署や地域との連携は十分であるか	○	○	○		
	・史跡の管理運営組織は設立されたか	○				
	・組織の運営は適切に行われているか		○	○		



資料編

文化財保護法

(昭和二十五年法律第二百十四号)

施行日：平成三十一年四月一日

最終更新：令和二年六月十日公布（令和二年法律第四十一号）改正

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

(滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(民間の工事)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

(公共団体の工事)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

第一百五条 第一百三十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第一百三十三条の二第一項を除く。）及び第八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、

資料編

文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第一百八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第一百九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復

に関し必要な指示をすることができる。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

第二百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第二百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

文化財保護法施行令

(昭和五十年政令第二百六十七号)

施行日：平成三十一年四月一日

最終更新：平成三十一年一月三十日公布（平成三十一年政令第十八号）改正

第五条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館

が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

- 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものについては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
 - ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあっては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
 - ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあっては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
 - ニ 法第一百五十五条第一項（法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
 - ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
 - ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
 - ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
 - チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
 - リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
 - ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
 - ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
 - ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第三百十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三百十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号)

最終改正：平成二十七年一二月二日文部科学省令第三六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
 - 十 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る地域の地番
 - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

資料編

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

農地法

(昭和二十七年法律第二百二十九号)

施行日：令和二年四月一日

最終更新：令和元年五月二十四日公布（令和元年法律第十二号）改正

(農地の転用の制限)

第四条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合
- 二 国又は都道府県等（都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。）が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合
- 三 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第三項第一号の権利に係る農地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供する場合
- 四 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて設定され、又は移転された賃借権又は使用貸借による権利に係る農地を当該農用地利用配分計画に定める利用目的に供する場合
- 五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合
- 六 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第五条第八項の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合
- 七 土地収用法その他の法律によつて収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合
- 八 市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。）をいう。）内にある農地を、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものにする場合
- 九 その他農林水産省令で定める場合

2 前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事等に提出しなければならない。

資料編

- 3 農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事等に送付しなければならない。
- 4 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき（同項の申請書が同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。
- 5 前項に規定するもののほか、農業委員会は、第三項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。
- 6 第一項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。）に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画（以下単に「農用地利用計画」という。）において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。
 - 一 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合
 - イ 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内にある農地
 - ロ イに掲げる農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの（市街化調整区域（都市計画法第七条第一項の市街化調整区域をいう。以下同じ。）内にある政令で定める農地以外の農地にあつては、次に掲げる農地を除く。）
 - （1） 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの
 - （2） （1）の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの
 - 二 前号イ及びロに掲げる農地（同号ロ（1）に掲げる農地を含む。）以外の農地を農地以外のものにしようとする場合において、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められるとき。
 - 三 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確實と認められない場合
 - 四 申請に係る農地を農地以外のものにするにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
 - 五 申請に係る農地を農地以外のものにするにより、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域

における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として政令で定める場合

- 六 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められないとき。
- 七 第一項の許可は、条件を付けてすることができる。
- 八 国又は都道府県等が農地を農地以外のものにしようとする場合（第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもって同項の許可があつたものとみなす。
- 九 都道府県知事等は、前項の協議を成立させようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならない。
- 10 第四項及び第五項の規定は、農業委員会が前項の規定により意見を述べようとする場合について準用する。
- 11 第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は都道府県等が、前条第一項第二号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合
- 二 農地又は採草放牧地を農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に定める利用目的に供するため当該農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第四条第三項第一号の権利が設定され、又は移転される場合
- 三 農地又は採草放牧地を農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用配分計画に定める利用目的に供するため当該農用地利用配分計画の定めるところによつて賃借権又は使用貸借による権利が設定され、又は移転される場合
- 四 農地又は採草放牧地を特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第二条第三項第三号の権利が設定され、又は移転される場合
- 五 農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第八項の権利が設定され、又は移転される場合
- 六 土地収用法その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合

七 前条第一項第八号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地及び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得する場合

八 その他農林水産省令で定める場合

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示に係る事業の用に供するため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第一号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合

イ 農用地区域内にある農地又は採草放牧地

ロ イに掲げる農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地で、集团的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として政令で定めるもの（市街化調整区域内にある政令で定める農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地にあつては、次に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）

（１） 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの

（２） （１）の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの

二 前号イ及びロに掲げる農地（同号ロ（１）に掲げる農地を含む。）以外の農地を農地以外のものにするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は同号イ及びロに掲げる採草放牧地（同号ロ（１）に掲げる採草放牧地を含む。）以外の採草放牧地を採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得しようとする場合において、申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき。

三 第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地又は採草放牧地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合

四 申請に係る農地を農地以外のものにする事又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする事により、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

五 申請に係る農地を農地以外のものにする事又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする事により、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農地又は

採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として政令で定める場合

- 六 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合
 - 七 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、農地につき所有権以外の第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき、又は採草放牧地につきこれらの権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的若しくは主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されることが確実と認められないとき。
 - 八 農地を採草放牧地にするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき。
- 3 第三条第五項及び第六項並びに前条第二項から第五項までの規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする。
- 4 国又は都道府県等が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合（第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもつて第一項の許可があつたものとみなす。
- 5 前条第九項及び第十項の規定は、都道府県知事等が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。この場合において、同条第十項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、第四項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。

農業振興地域の整備に関する法律

（昭和四十四年法律第五十八号）

施行日：令和二年四月一日

最終更新：令和元年五月二十四日公布（令和元年法律第十二号）改

（農用地区域内における開発行為の制限）

第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらか

資料編

じめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為
 - 二 土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業の施行として行う行為
 - 三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為
 - 四 農地法第二条第一項に規定する農地を同法第四十三条第一項の規定による届出に係る同条第二項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為
 - 五 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第三項第一号の権利に係る土地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供するために行う行為
 - 六 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて設定され、又は移転された賃借権又は使用貸借による権利に係る土地を当該農用地利用配分計画に定める利用目的に供するために行う行為
 - 七 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為
 - 八 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第五条第八項の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為
 - 九 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林水産省令で定めるもの
 - 十 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - 十一 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省令で定めるもの
 - 十二 農用地区域が定められ、又は拡張された際既に着手していた行為
- 2 前項の許可の申請は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。ただし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。
 - 3 市町村長（指定市町村の長を除く。）は、前項の規定により許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を付すことができる。
 - 4 都道府県知事等は、第一項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。

- 一 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。
 - 二 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。
 - 三 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- 5 第一項の許可には、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。
 - 6 都道府県知事等は、第一項の許可をしようとするとき（当該許可に係る開発行為が三十アールを超える農地法第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。第十七条において同じ。）が含まれる土地に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。
 - 7 前項に規定するもののほか、都道府県知事等は、第一項の許可をするため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。
 - 8 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為（第一項各号のいずれかに該当する行為を除く。）をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもって同項の許可があつたものとみなす。
 - 9 第六項及び第七項の規定は、前項の協議を成立させようとする場合について準用する。
 - 10 第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

史跡新治廢寺跡附上野原瓦窯跡
保存活用計画

令和3年（2021）3月発行

発行・編集 茨城県筑西市教育委員会

〒308-8616 筑西市丙 360

TEL : 0296-24-2111（代表）
